２０２１年度

公益社団法人日本口腔インプラント学会

規　程　集

公益社団法人　日本口腔インプラント学会

令和３年１２月現在

公益社団法人日本口腔インプラント学会規程集 目次

１．　定　款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
２．　定款施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
３．　代議員選挙規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12
４．　役員候補者選出規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
５．　総会運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P16
６．　会員規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P18
７．　名誉会員規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
８．　会費規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21
９．　投稿規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23
１０．表彰制度規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P28
１１．専門医制度規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31
１２．専門医制度施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P35
１３．専修医制度規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P40
１４．専門歯科衛生士制度規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P42
１５．専門歯科衛生士制度施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P45
１６．専門歯科技工士制度規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P48
１７．専門歯科技工士制度施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P50
１８．委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P53
１９．総務委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P56
２０．財務委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P58
２１．編集委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P60
２２．学術委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P62
２３．教育・研修委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P64
２４．用語委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P66
２５．認定委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P68
２６．試験委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P70
２７．国際委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P72
２８．医療・社会保険委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P74
２９．広報委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P76
３０．専門歯科衛生士委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P78
３１．専門歯科技工士委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P80
３２．中央選挙管理委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P82
３３．専門医制度推進委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P84
３４．倫理・利益相反委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P86
３５．研究推進委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P89

３６．医学倫理審査委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P91
３７．医療安全管理委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P93
３８．ハラスメント防止委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P95
３９．基本財産の運用益の使途に関する規程・・・・・・・・・・・・・・P97
４０．学術推進基金に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P98
４１．役員の報酬等及び費用に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・P99
４２．慶弔規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P101
４３．支部助成金規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P102
４４．支部会計規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P103
４５．会計処理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P104
４６．特定費用準備資金等取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・P113
４７．講師および原稿執筆等謝金に関する規程・・・・・・・・・・・・・P116
４８．旅費規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P119
４９．就業規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P121
５０．職員給与規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P131
５１．職員退職手当規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P134
５２．事務処理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P136
５３．公印取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P138
５４．情報公開規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P143
５５．倫理規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P148
５６．倫理審査・懲戒規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P164
５７．利益相反（COI）に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P169
５８．利益相反（COI）に関する指針細則・・・・・・・・・・・・・・・ P175
５９．被験者の個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・P180
６０．医学倫理審査委員会細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P182
６１．個人情報保護に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・P200
６２．個人情報保護に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P202
６３．個人情報保護に関する運用細則・・・・・・・・・・・・・・・・・P205
６４．後援規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P207
６５．代議員及び役員定年規程、同内規・・・・・・・・・・・・・・・・P210
６６．表彰制度内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P211
６７．職員旅費内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P216
６８．相談役設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P217
６９．寄付金等取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P218
７０．支部会則規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P226
７１．支部代議員選挙規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P250

公益社団法人日本口腔インプラント学会　定款

平成２２年１１月１１日制定

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（英文名 Japanese Society of Oral Implantology）と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（支部）
第３条　この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）
第４条　この法人は、口腔インプラント学に関する学理及びその応用の研究発表、知識の交換・普及、情報の提供、会員の生涯学習の奨励等の事業を行うことにより、口腔インプラント学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展及び国民の健康増進に寄与することを目的とする。

（事業）
第５条　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)　学術集会、講演会並びに研修会等の開催及び研修施設の運営
(2)　学会誌及びその他の刊行物の発行及び販売による普及・啓発活動
(3)　口腔インプラントに関する研究及び調査
(4)　口腔インプラントに関する研究の奨励及び研究業績の表彰
(5)　学会専門医の認定等による専門知見と技術の普及
(6)　内外の関連学術団体との連絡及び協力
(7)　国際的な研究協力の推進
(8)　口腔インプラント学の成果を社会に還元する活動
(9)　口腔インプラントに関する展示・広告等
(10)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2　前項の事業のうち、第１号から第４号及び第８号から第10号は本邦において、それ以外は本邦及び海外において行うものとする。

第3章　会員

（法人の構成員）

第6条　この法人に、次の会員を置く。

(1)　正会員　口腔インプラント学に関し学術経験を有する歯科医師、医師及び歯学研究者、歯科技工士及び歯科衛生士

(2)　名誉会員　口腔インプラント学の発展に関して功績が顕著な者で総会の議決により推薦された者

(3)　準会員　この法人の目的に賛同する歯科技工士、歯科衛生士及び正会員資格外者

(4)　外国人会員　この法人の目的に賛同する日本国籍以外の歯科医師、医師及び歯学研究者

(5)　学生会員　この法人の目的に賛同する歯科大学学生、歯学部学生及び歯科関連学校生

(6)　賛助会員　この法人の事業を賛助する法人又は団体

2　この法人は、200人以上300人以内で正会員による代議員選挙により選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4　代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5　第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6　第3項の代議員選挙は、2年に1度実施することとし、代議員の任期は、代議員選挙後最初に開催される定時総会の当日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の前日までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

7　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1)当該候補者が補欠の代議員である旨

(2)当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3)同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上

の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9　第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第 6 項の代議員選挙終了の時までとする。

10　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1)　法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2)　法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3)　法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4)　法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5)　法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6)　法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7)　法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8)　法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

11　理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第 7 条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 8 条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 9 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、別途定める「倫理審査・懲戒規則」に従い倫理規範に反する行為を認定され、倫理・懲戒調査委員会の審議に付されている会員は、最終的な処分又は不処分の決定がなされるまでは、退会することができない。

（除名）

第 10 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第 11 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
(2)　総代議員が同意したとき。
(3)　当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章　総会

（構成）
第 12 条　総会は、総代議員をもって構成する。
2　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。
(1)　会員の除名
(2)　理事及び監事の選任又は解任
(3)　理事及び監事の報酬等の額
(4)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)　定款の変更
(6)　解散及び残余財産の処分
(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 14 条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 15 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　総代議員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）
第 16 条　総会の議長は、会議のつど、出席代議員の互選で定める。

（議決権）
第 17 条　総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

（決議）
第 18 条　総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 19 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席者の中より選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役員

（役員の設置）
第 20 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　15 名以上 20 名以内
(2)　監事　2 名以上 3 名以内
2　理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事、4 名以内を常務理事とする。
3　前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって、法人法第 91 条第 1 項二の業務執行理事とする。
4　前項以外の理事を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）
第 21 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。
2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3　専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
4　理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　監事は、総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べることができる。

（役員の任期）
第24条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
2　監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第25条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第26条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）
第27条　この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章　理事会

（構成）

第 28 条　この法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 29 条　理事会は、次の職務を行う。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第 30 条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第 31 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　事務局

（事務局及び職員）
第 33 条　この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。ただし、重要な使用人に該当する職員については、理事会の決議により任免する。
3　職員は、有給とする。

第 8 章　資産及び会計

（事業年度）
第 34 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 35 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を

受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所及び支部に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第36条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告
(2)　事業報告の附属明細書
(3)　貸借対照表
(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、各支部に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び支部に、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事の名簿
(3)　理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第 37 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第38条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第39条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 40 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 41 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）
第 42 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（細則）
第 43 条　この定款の施行についての細則は、総会の議決を経て、別に定める。

附　則
1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2　この法人の最初の理事長は川添堯彬とする。
3　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則（平成 26 年 6 月 8 日）
1　この定款の変更は、平成 26 年 6 月 8 日から施行する。
附　則（平成 27 年 6 月 14 日）
1　この定款の変更は、平成 27 年 6 月 14 日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 定款施行細則

第１章　会　員

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の会員の権利及び義務については、定款第３章に定めるもののほか、別に定める会員規程による。

第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款（以下「定款」という。）第６条の名誉会員の称号は、別に定める名誉会員規程により授与される。

第２章　支　部

第３条　定款第３条の規定により支部を置き、公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部、関東・甲信越支部、中部支部、近畿・北陸支部、中国・四国支部及び九州支部と称する。

２　支部の設置あるいは支部の管轄地域の変更は、総会の承認を経なければならない。

第４条　各支部会則は、定款及び定款施行細則に抵触しない範囲内で支部毎に定める。

２　支部会則の制定及び改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

第５条　各支部は、それぞれ次に掲げる都道府県内に勤務又は居住するこの法人の会員をもって組織する。

東北・北海道支部（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
関東・甲信越支部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）
中　部　支　部（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
近 畿・北陸支部（富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
中 国・四国支部（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
九　州　支　部（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

２　勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県とし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県とする。

第６条　各支部に支部長を置く。

２　支部長は、本会役員推薦規程及び各支部会則に基づき、支部選出理事候補者の中から選出する。

３　支部長は、当該支部の会務を処理する。任期は、２年とし、再任を妨げない。

第７条　当該支部に所属する代議員は、当該所属の理事及び監事とともに支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

第８条　支部の学術大会及び代議員会は、年１回以上これを各事業年度の１月末日までに開くものとする。

第９条　支部代議員会は、次の事項を審議する。

（１）　前年度の事業報告
（２）　前年度の決算報告
（３）　次年度の事業計画
（４）　次年度の予算
（５）　その他、支部代議員会で必要と認めた事項

第１０条　各支部の運営のための補助金を交付する。その金額は、前年度会費を納入した支部正会員数に応じて理事会で決定する。

第１１条　支部の運営にかかる経費は、次の各号に掲げる金品をもって支弁する。

（１）　本会からの補助金
（２）　その他の収入

第１２条　支部会計は、本部会計と連結する。支部会計については、別に定める支部会計規程による。

第１３条　前各条のほか、支部の運営上必要な事項は、各支部において定める。

第３章　学術大会

第１４条　定款第５条第１号の規定により、学術大会を毎年１回開催する。

第１５条　学術大会長（以下「大会長」という。）は、理事会において指名し、総会において報告する

ものとする。
２　大会長の任期は、指名を受けた日から担当年度の学術大会終了の日までとする。
３　大会長は、実行委員長１名を指名することができる。
第１６条　大会長は、当該学術大会を学術委員会並びに学術大会運営委員会とともに企画し、主宰する。
第１７条　学術大会において学術研究業績を発表することができる者は、この法人の会員に限る。

第４章　機関誌等

第１８条　定款第５条第２号の規定により、機関誌を発行する。
２　本会が発行する機関誌は、公益社団法人日本口腔インプラント学会学会誌（以下「学会誌」という。）、International Journal of Implant Dentistry（以下「国際誌」という。）及びその他の刊行物とする。
３　学会誌は、年４回以上発行し、会員に配布するとともに、必要に応じて不特定多数の者に情報を提供する。
４　国際誌は、年１回以上発行（電子媒体）し、必要に応じて不特定多数の者に情報を提供する。
５　その他の刊行物は、定款第４条の本会の目的を達成するために、発行する刊行物とする。
第１９条　学会誌の投稿等については、別に定める投稿規程による。

第５章　表　彰

第２０条　定款第５条第４号の規定により表彰制度を設ける。この運営は、別に定める表彰制度規程による。

第６章　会　議

第２１条　定款第12条から第19条に規定する総会の開催については、別に定める総会運営規程による。

第７章　委員会

第２２条　本会は、事業運営のため必要に応じて、理事会の議を経て委員会を置くことができる。

第２３条　委員会は、正会員をもって組織する。
２　ここに定める以外については、別に定める各委員会規程による。

第８章　資格付与制度

第２４条　本会は、専門医制度、専修医制度、専門歯科衛生士制度及び専門歯科技工士制度を設ける。その運営は、別に定める各制度規程による。

第９章　補　則

第２５条　定款及びこの細則の施行に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。

第２６条　この細則を改正する場合には、総会の承認を経なければならない。

付　則

１．本細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．本細則は、平成26年６月８日に一部改正し、同日から施行する。
３．本細則は、平成27年６月14日に一部改正し、平成28年４月１日から施行する。
４．本細則は、平成30年６月10日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 代議員選挙規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の代議員の選挙に関しては、本会定款第６条第３項から第９項の規定に基づくほかは、この規程による。

（選挙管理委員会）

第２条　代議員選挙を行うにあたり、中央選挙管理委員会及び各支部に支部選挙管理委員会を設けるものとする。

２　中央選挙管理委員会は、委員長、副委員長及び各支部選挙管理委員会の委員長を含む委員若干名をもって組織する。

３　支部選挙管理委員会の委員は、各支部に属する正会員とし、その構成や選出等は、支部に一任する。

４　理事及び監事は、中央選挙管理委員及び支部選挙管理委員を兼ねることはできない。

５　中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会は理事会から独立して運営されるものとする。

６　中央選挙管理委員又は支部選挙管理委員が理事又は監事に選出された場合は、委員を辞し、直ちに欠員を補充する。

７　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。又、前項により補充された委員の任期は前任者の残存期間とする。

（正会員数の確認）

第３条　中央選挙管理委員長は、改選年の４月１日以降に中央選挙管理委員会を開催し、改選年の４月１日現在の支部毎の正会員数の確認を行うとともに、支部選出代議員数を決定する。

２　中央選挙管理委員長は、支部選挙管理委員会及び支部長に各支部正会員名簿等一式を送付する。

３　送付書類は、支部正会員名簿、支部選出代議員数、定款及び定款施行細則並びに選挙規程及び選挙結果届出用紙一式とする。

（選挙人の資格）

第４条　代議員選挙の選挙人は、改選年度の４月１日現在の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

（代議員の資格）

第５条　代議員となりうる者は、正会員であり、且つ前年度の会費を納入している者とし、原則正会員歴６年以上とする。

（次期代議員の選出）

第６条　代議員は支部ごとに選挙により選出するものとする。

２　支部における代議員は、当該支部の都道府県に勤務または居住している者とする。この場合においては定款施行細則第５条第２項の規定を準用する。

３　支部代議員は、原則として次の二つの所属に区分して選出する。

（１）大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学
（２）一般歯科診療施設・総合病院又はその他の施設
４　前項（２）の代議員数は、各都道府県に１名以上配分する。

第７条　各支部より選出される代議員数は、以下の算式により決定する。
各支部より選出される代議員数=10 名＋240 名×各支部の会員数÷法人全体の会員数
※端数は切り捨てるものとする。

（届出）
第８条　支部選挙管理委員会は、選挙終了後速やかに次期代議員の名簿を中央選挙管理委員会へ１月３１日までに提出する。
２　支部選挙管理委員会が提出する書類には、有効投票数、投票結果を記載しなければならない。

（任期）
第９条　代議員の任期は、代議員選挙後最初に開催される定時総会の当日から選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の前日までとする。

（次期代議員の選出の特例）
第 10 条　やむを得ない事由により次期代議員の選出が支部により行えない場合には、中央選挙管理委員会が代行して選出することができる。

（次期代議員の資格の確認並びに決定）
第 11 条 中央選挙管理委員会は、各支部選出の次期代議員の資格を確認する。
２　前項において問題がない場合には次期代議員として決定し、理事会に報告する。

（異動による資格）
第 12 条 任期中に所属支部の異動があった代議員は、異動先の所属代議員とし、異動元の代議員は補充しない。この場合は、代議員所属支部変更を中央選挙管理委員長に届け出るものとする。
２　前項の届出を受けた中央選挙管理委員長は、異動元並びに異動先の支部長へ所属 支部変更の通知をするものとする。

（補則）
第 13 条　定款及びこの規程に定めるもののほか、代議員の選出に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。
第 14 条　この規程を改正する場合には，理事会の承認を得なければならない。

附則
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２７年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、平成２７年７月１９日に一部改正し、同日から施行する。
４．この規程は、平成２８年１２月１１日に一部改正し、同日から施行する。
５．この規程は、平成２９年５月２７日に一部改正し、同日から施行する。
６．この規程は、令和２年９月１９日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 役員候補者選出規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の役員候補者の選出に関して規定するものである。

（運営委員会）

第２条　理事候補者の選出に関する運営は、「代議員選挙規程」に規定される中央選挙管理委員会及び各支部の支部選挙管理委員会が行う。

（支部選出規程）

第３条　理事候補者を選出するため、各支部に支部役員選出規程を設ける。

２　支部における理事候補者及び支部長の選出方法は、本規程に定めるもののほか、各支部会則及び支部役員選出規程による。但し、支部役員選出規程は、定款その他法令に違背するものであってはならない。

（理事候補者の資格）

第４条　次期理事となりうる者は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性を確保するために、次の要件をいずれも満たす者とする。

（１）代議員且つ代議員又は理事を経験した者

（２）専門医又は指導医もしくは同等の学術的知識並びに経験を有する者

（理事候補者数）

第５条　理事候補者数は支部ごとに以下のとおりとする。

東北・北海道支部：２名
関東・甲信越支部：７名
中部支部　　：２名
近畿・北陸支部　：４名
中国・四国支部　：２名
九州支部　　：３名

２　前項の規定に関わらず、支部ごとの候補者数は支部代議員数に多大の変化があった場合、理事会の議を経て見直すことができる。

（理事候補者の選出）

第６条　各支部における理事候補者は、支部毎にその支部に属する代議員の中から選出する。

２　理事候補者の選出において、本会代議員選挙規程第６条第３項に定める所属区分ごとの定数配分は、各支部において定める。

３　支部選出理事候補者の内１名は、支部長とする。

（届け出）
第７条　支部選挙管理委員会は、改選年の３月３１日までに次期理事候補者（次期支部長名を明記）の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。

（理事長、専務理事及び常務理事の選出）
第８条　理事は、総会決議後直ちに理事会を開催し、互選により理事長を、理事長の推薦により専務理事及び常務理事を選任する。
２　理事長の任期は、連続して３期までを限度とする。

（理事長、専務理事及び常務理事の要件）
第９条　理事長、専務理事及び常務理事は、本会の専門性の維持・向上及び事業の継続性を確保するために、次の要件を満たす者とする。
（１）理事長は、理事として３期以上の経験を有する者
（２）専務理事及び常務理事は、過去において本会の理事の経験を有する者。

（監事候補者の推薦）
第１０条　監事候補者は、職務を遂行するに足る能力を有する者を理事会が会員外から 1 名を、会員から２名以内を推薦することができる。

（理事長、専務理事、常務理事及び監事の報告）
第１１条　理事長、専務理事、常務理事及び監事を会員に会告する。

（補則）
第１２条　定款及びこの規程に定めるもののほか、役員の選出に関し必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。
第１３条　この規程を改正する場合には，理事会の承認を得なければならない。

（附則）
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年６月１０日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、平成２５年６月２日に一部改正し、同日から施行する。
４．この規程は、平成２６年６月１日に一部改正し、同日から施行する。
５．この規程は、平成２７年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。
６．この規程は、平成２７年５月３１日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 総会運営規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第１２条から第１９条に定める事項のほか、本会の総会の運営に関し必要な事項を定める。

（種類）

第２条　総会は、定時総会と臨時総会に区分する。

第３条　総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席により成立する。

２　総会に出席できない代議員は、委任状を理事長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。前項の適用において、委任状を提出した代議員は出席したものとみなす。

３　総会に出席できない代議員が委任状を提出する場合、総会に出席する代議員の中から代理人を１名選ぶものとする。

４　専務理事は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席代議員数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

（代議員以外の出席）

第４条　名誉会員が総会に出席しようとするときは、あらかじめ理事長に届け出なければならない。

２　理事長は、必要と認めるとき総会の承認を得て、前項に規定する者以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

（仮議長）

第５条　定款第１６条の規定による議長が選出されるまでの間は、専務理事が仮議長を務める。

（副議長）

第６条　議長は、必要と認めるときは出席代議員の中から副議長を選任することができる。

２　副議長は、議長を補佐する。

（議事録署名人）

第６条　議長は、議事に先立ち、出席代議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（議案の提出）

第８条　理事長は、期日を指定して、定款第１３条に定められた総会の議決事項以外の議案の提出を代議員に要請しなければならない。

２　理事長は、代議員から提出された議案について、理事会の議を経て総会提出議案

を決定するものとする。ただし、提出された議案の一覧は総会に公示しなければならない。

３　理事長は、総会提出議案を総会開催通知とともに代議員に通知しなければならない。

（議事録）

第９条　総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

（１）　開催日時および開催場所

（２）　出席者数および陪席者数

（３）　議長選任の経緯

（４）　開会宣言

（５）　報告事項の概要

（６）　審議事項の概要およびその審議結果

（７）　閉会宣言

（補則）

第 10 条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（雑則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、総会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成 26 年 6 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年６月２２日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会　会員規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の定款（以下「定款」という。）に定められた事項のほか、この法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。

（権利）

第２条　会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

（１）正会員　代議員選挙での選挙権及び被選挙権、年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利

（２）名誉会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利

（３）　準会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利

（４）　外国人会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利

（５）　学生会員　年次学術大会、支部学術大会で発表する権利、機関誌及び会報の配布を受ける権利

（６）　賛助会員　機関誌の配布を受ける権利

（義務）

第３条　会員は、本会定款第７条、第８条に定めるもののほか、次の各号に掲げる義務を負う。

（１）本会倫理規程に定める倫理規範を遵守する義務

（２）口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針及び同指針細則を遵守する義務

（３）その他、本会各規程に定める会員の義務

（入会日）

第４条　名誉会員を除く会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

（退会日）

第５条　会員の退会日は、定款第８条に定める退会届出書の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし退会日は、退会届出書の提出日より遡ることはできない。

２　会員が退会届出書を提出するにあたり、未納の会費がある場合には、当該未納の会費を納付しなければならない。

（資格の復活）

第６条　定款第１０条第１号の規定により資格を喪失させられた者は、資格喪失の事実が発生し

た日から１年以内に未納会費及び当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止する。

（補則）

第７条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（雑則）

第８条　この規程に定める事項のほか、会員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

１．公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成 26 年 6 月 1 日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会名誉会員規程

（趣旨）
第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第５条第２号に基づく名誉会員の選考は、この規程に定めるところによる。

（資格）
第２条　名誉会員の推薦を受ける者は、次の各号の全てに該当する者とする。
1)　満７０歳以上であること。
2)　２５年以上継続して本会会員であること。
3)　本会あるいは口腔インプラント学の発展に著しい貢献があったと認められること。

（推薦）
第３条　名誉会員の推薦は、理事が別に定める申請書類一式を添えて理事長宛に行うものとする。理事長は表彰委員会に選考を依頼する。表彰委員会は提出された申請書類を基に選考し、その結果を理事長に答申する。

（決定）
第４条　前条によって推薦された者は、理事会及び総会の承認を得て決定されなければならない。

（処遇）
第５条　名誉会員には、年次総会において理事長より名誉会員証を贈る。その他の事項については別に定める。

（記録）
第６条　名誉会員は終身資格とし、その記録は永久に保存する。ただし、定款第 10 条による除名処分を受けた場合はこの限りではない。

（補則）
第７条　この規程を改正する場合には，理事会の議決及び総会の承認を経なければならない。

（附則）
１. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２. この規程は、平成 28 年 9 月 16 日一部改正し、同日から施行する。

＊第６条の「その記録は永遠に保存する」とは、死亡した場合も会員登録は「故○○○○」として保存することをいう。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会費規程

（目的）

第１条　会員の入退会、会費等の取り扱いは、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第７条に定めるほか、この規程による。

（入会金）

第２条　本会の会員になろうとする者は、必要事項のすべてを記入した入会申込書に、入会金及び当該年度の会費を添えて、理事長へ提出しなければならない。入会日は、入会金及び当該年度の会費が納入された日とする。

２　入会金は、次のとおりとする。

（１）正会員　　５，０００円

（２）準会員　　２，５００円

（３）外国人会員　２，５００円

（４）学生会員　　１，０００円

（５）賛助会員　　５，０００円

（年会費）

第３条　年会費は、次のとおりとする。

（１）正会員　　年額　１０，０００円

（２）準会員　　年額　　５，０００円

（３）外国人会員　年額　　５，０００円

（４）学生会員　　年額　　３，０００円

（５）賛助会員　　年額　１口　５０，０００円

（会費の納入）

第４条　会費の納入は年１回とし、毎会計年度末までに翌年度分を前納するものとする。

２　入会金及び会費の分納は認めない。

３　送金手数料は、会員の負担とする。

（会費の免除）

第５条　定款第６条による名誉会員は、会費の納入を終身にわたって免除する。

２　本会の会員で次の事項に該当するものは当該年度の会費を免除する。

（１）災害の別を問わず、内閣府の定める「災害の被害認定基準」に基づき、地震、水害などの自然災害で住家の「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又はこれに準ずる被災（被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に認定された方等）をした場合

（使途）

第６条 入会金及び年会費は、毎事業年度における合計額の３０％以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残りを管理費に使用する。

（退会）

第７条　本会を退会しようとするときに、会費その他について滞納がある場合は、直ちにその金額を納付しなければならない。

（会員の復帰）

第８条　本会を退会した者が再び入会しようとするとき、さきの会費その他について滞納がある場合は、その全額を納付しなければ入会することができない。

（補則）

第９条　本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（附則）

本規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日より施行する。

この規程は、令和２年２月９日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会誌投稿規程

平成 22 年 11 月 11 日制定

1.　投稿資格

投稿は公益社団法人日本口腔インプラント学会会員に限る．ただし，編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない．

2.　原稿内容

1）　原稿の内容は，口腔インプラント学に関連した基礎・臨床に関するもので，未発表で日本語もしくは英語で書かれたものに限る．

2）　原稿は，総説，原著（基礎研究，臨床研究），症例報告，調査・統計・資料，その他のいずれかとする．このほかに編集委員会から依頼した論文を掲載することがある．

3.　倫理規程ならびに利益相反

ヒトを研究（実験）対象とする内容については，ヘルシンキ宣言を遵守し，倫理的に行われ，ヒトを対象とする研究に関する法律や基準に則し，さらに患者あるいは被験者との間にインフォームドコンセントが得られていなければならない．また，厚生労働省に登録済の所属施設倫理審査委員会あるいは本会医学倫理審査委員会等の承認が得られていなければならない（口腔インプラントの適応外使用および未承認の材料等を用いた論文（総説等の依頼論文含む）についても同様の取り扱いとするが，その製品名の後に適応外使用あるいは未承認であることを明記*する．製品名（製造社名，製造都市名，国名，適応外使用または未承認材料*））．

また動物を研究（実験）対象とする内容については，動物保護や愛護に関する法律や基準に則し，所属施設の動物実験委員会の承認が得られていなければならない．

上記事項も含め，倫理規程は公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理規程，利益相反については公益社団法人日本口腔インプラント学会口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針に則していなければならない．論文投稿者は本学会もしくは他の機関で倫理審査を受けて承認されている場合は，承認番号を付与してその旨を本文末尾に記載する．また，利益相反（COI）自己申告書（様式 3 : 本学会ホームページよりダウンロードする）を提出するとともに，原稿中に利益相反（COI）状態を記載し，利益相反（COI）状態がない場合でも「本論文に関して，開示すべき利益相反状態は無い」等と本文末尾に記載する．

4.　本誌の発行予定・投稿締切

本誌は 3 月（10 月末日締切），6 月（1 月末日締切），9 月（4 月末日締切）および 12 月（7 月末日締切）に発行することとし，必要があれば増刊する．

5.　原稿受付

原稿受付日は，原稿が編集委員会（事務局）へ到着した日とする．

6.　原稿の採否

投稿規程に従わない原稿は受理しない．原稿の採否は複数の査読委員による審査をもとに検討し，編集委員会で決定する．

7.　原稿の書き方

1）記載方法

和文原稿は，横書き，新かなづかいとし，外国人名および地名は原語を用い，原則として Microsoft Office Word で作成する．A4 判用紙に 12 ポイント，明朝体，24 字×28 行で，句読点には「.」と「,」を用い，いずれも全角で黒のインクにより印字する．英文原稿は， A4 判用紙にダブルスペース 12 ポイント， Times New Roman, 28 行とする．原稿下部にはページ番号を，左側には行番号を付与する．

2）学術用語

（1）医学用語は「医学用語辞典」（日本医学会編）を用いる．

（2）インプラント関連用語は，最新の「口腔インプラント学学術用語集」（公益社団法人日本口腔インプラント学会編）を原則として用いる．

（3）歯学用語は，「日本歯科医学会学術用語集」（日本歯科医学会編）を用いる．

3）機器，器材および薬品の名称

それらの一般的名称を記し，続けて（　）内に
その製品名や型式，製造社名，製造都市名，国名を順に記す．

（例）インプラント体（JSOI System®, Oral Implant Co., Tokyo, Japan）

4）外国語表記

（1）人名は通常姓のみを記す．

（2）製品名，製造者名は，原語で記す必要があれば，頭文字を大文字，以下を小文字とする．

（3）名詞以外の語で，原語で記す必要があれば，すべて小文字で記す．

5）数字の取扱い

数値はすべて半角とする．

（1）アラビア数字（算用数字）　――数量を示す場合

（2）日本数字（漢字）　――数字を含む名詞，形容詞，副詞など

（例）一部分，二次う蝕，第三の，四方，十二指腸，十数回

6）項目立て

項目を細分する場合は，1 .2. 3. ……，1）・2）・3）……，（1）・（2）・（3）……，　a・b・c……，a）・ b）・ c）……の順によるものとする．

7）単位，記号

一般に SI 単位系を使用し，主なものは下記のとおりとする．また，本文，図表，英文・和文抄録では数値と単位の間には必ず半角スペースを入れること（℃と％を除く）．なお，基本単位にはピリオドは不要である．

長さの単位 cm，mm，μm，nm
面積の単位 cm^2，mm^2
質量の単位 kg，g
容積の単位　（液体の場合）mL，（固体の場合）cm^3
（例）1 cm，10 mm，100 μm，1,000 nm
ここに記載された以外の記号については，慣習に従う．

8）歯式の記載方法

（1）本文中に初出の表記は，上下顎，左右側，歯種の順とする．
例：上顎右側第一大臼歯

（2）2 回目以降は Zsigmondy/Palmer 式（以下，歯式記号）の歯式表記法あるいは Two-Digit system（FDI）を用いて差し支えない．ただし，本文中においては統一すること．
例：Zsigmondy/Palmer 式　上顎右側第一大臼歯　<u>6</u>
Two-Digit system（FDI）上顎右側第一大臼歯　16

（3）ブリッジなど表現が難しい場合は歯式記号表記のみ，もしくは上下顎，左右側のみに省略してもよい（例：上顎右側ブリッジ）．

（4）表題には原則として歯式記号および FDI 表記を用いない．

9）年号

すべて西暦とする．

8.　論文の種別および記述形式

各論文の種別および形式は以下の基準とする．

1）総説（Review）

編集委員会が依頼することを条件に，著者自身の研究を中心として，口腔インプラント学全般にわたる最近の進歩と背景を広い視野から総合的に解説したもので，書式と本文中の見出しは著者一任とするが，和文抄録，文献，英文抄録は必須とする．

2）原著　（基礎研究・臨床研究）(Original paper)

口腔インプラント学に関わる研究で新規性および独自性が高く，客観的な結論が得られるものとする．臨床研究は，口腔インプラント臨床から導かれた独自性の高い研究で，原則として 10 症例以上の症例数をまとめたものが望ましい．書式は和文抄録，緒言，材料および方法，結果，考察，結論，文献，英文抄録とする．

3）症例報告（Case report）

口腔インプラント臨床で定説になっている診断法･治療法･治療術式の修正等についての提言，稀有な症例，予期せぬ合併症，予期せぬ展開を見せた症例等についての報告であり，原則として上部構造装着後 3 年以上を経過している症例が望ましい．書式は和文抄録，緒言，症例の概要，考察，結論，文献，英文抄録とする．

4）調査・統計・資料（Survey, statistics and materials）

口腔インプラント学に関わる新しい装置・技術の開発や使用経験などに関するもの，診療統計を含む調査結果などを整理した内容で独自性が強いもの，および口腔インプラント学の進歩に必要な情報が提示されているもので，書式は和文抄録，緒言，概要，結果，考察，結論，文献，英文抄録とする．

5）論文の表題

簡潔に内容を表したもので，25 字をこえる場合は，それ以内のランニングタイトルをつける．副表題は内容を表したものを記載する．

6）著者の人数

総説は 3 名，原著は 8 名，その他は 12 名を上限とする．ただし，理由書を添付し編集委員会で認められた場合はこの限りでない．

7）原稿の様式

和文原稿は，以下の順にまとめる．

（1）和文表題，和文著者名，和文所属機関（指導者名）

所属機関の記載については，大学または病院の場合には大学の講座名あるいは診療科名とし，企業の場合は企業名（賛助会員に限る）を記載する．それ以外は所属支部名（機関名）を記載する．ただし，機関名は省略してもかまわない．

（例） [1] 横浜歯科大学解剖学講座，[2] 関東・甲信越支部（千葉インプラント研究所）

（2）和文抄録

和文抄録は 600 文字以内で，目的，方法，結果，結論の明確なものとする．キーワードを 3～5 語以内で付ける．

（3）本文原稿

（4）文献

原著，調査・統計・資料は文献数 30，症例報告は文献数 15 を上限とする．

（5）英文表題，英文著者名，英文所属機関，英文抄録

英文抄録は 400 words 以内とし，英文 Keywords （3～5 words）を付ける．

（6）図表のタイトルと説明文

（7）図表

（8）その他

a）所定の投稿票およびチェックリストを記入の上，原稿とともに提出する．投稿票には当該論文の所属長または指導者の自筆署名を必要とする．チェックリストに記載された各項目について確認し，著者チェック欄に「✓」印を入れる．

b）英文論文の投稿は和文論文と同様にする（表題などは英文，和文の順にする）． ただし，編集委員会が必要と判断した場合，英文校閲者によるネイティブチェックを受けたことを示す英文校閲証明書の提出を求めることがある（書式は問わない）．

8）文献の記載方法

文献の記載方法は，下記のとおりとする．また，文献記載時の句読点は「.」と「,」を用いる．

（1）文献は本文の次に一括して引用順に記載する．

（2）記載順序は以下の通りとする．

（3）文献の著者名は 3 名まで記載し，4 名以降は「ほか」「et al」とする．

a）雑誌論文

引用番号）著者．論文表題．掲載誌名（略記方法は後記）掲載年； 掲載巻: 通巻頁始－通巻頁

終
（投稿後に受理され掲載が決定した論文は掲載年の後に（印刷中）と記載する）．掲載誌名の省略は原則として医学中央雑誌および Index Medicus に準拠する．
（例）吉村健太郎，須澤徹夫，鈴木　大，ほか．カルシウム代謝からみる口腔インプラント：骨代謝研究の立場から．日口腔インプラント誌 2016; 29: 4-11.
（例）Koizumi H, Saiki O, Nogawa H, et al. Surface roughness and gloss of current CAD/CAM resin composites before and after toothbrush abrasion. Dent Mater J 2015; 34: 881-887.
b）単行本
引用番号）著者．書名．巻数，版数，出版社所在都市名：出版社名，引用頁始－引用頁終，発行年.
（例）赤川安正，松浦正朗，矢谷博文，ほか．よくわかる口腔インプラント学. 第 3 版，東京：医歯薬出版，206-212，2011.
c）分担執筆の書籍（雑誌別冊，特別号を含む）
引用番号）分担部執筆者．分担執筆の表題．編者または監修者，書名，出版社所在都市名：出版社名，引用頁始－引用頁終，発行年.
（例）Lekholm U, Zarb GA. Patient selection and preparation. Brånemark PI, Zarb GA, Albrektsson T, eds. Tissue-integrated Prostheses, Chicago：Quintessence, 199-209, 1985.
d）翻訳書
引用番号）原著者（原語）：翻訳者：翻訳書名，翻訳書巻数，翻訳書版数，翻訳書出版社所在都市名：翻訳書出版社名；翻訳書の引用頁始－引用頁終，翻訳書の発行年：原書名，原著巻数，原著の版数，原著の出版社所在都市名：原著の出版社名；原著の発行年.
（例）Misch CE：前田芳信，和田誠大訳：成功するインプラント補綴の条件；第 1 版，東京：永末書店，322-335，2013：Contemporary Implant Dentistry，第 3 版，St Louis：Elsevier Inc, 2008.
e）規格
引用番号）規格名 略号 規格番号－規定年．規格タイトル名．発行所名.
（例） JTST 6116-1990．歯科鋳造用金合金．日本規格協会.
f）ウェブサイト
引用番号）著者名．ウェブページの題名．ウェブサイトの名称.（更新日付，不明の場合のみ省略可）．入手先 URL.（参照入手日付）
（例）矢島安朝．ビスフォスフォネート系薬剤とインプラント治療.（社）日本口腔インプラント学会．2009-08-01．http://www.shika-implant.org/saisin/saisin090801.html.（参照 2010-03-01）
g）doi
引用番号）著者．論文表題．掲載誌名 掲載年； 掲載巻：doi
（例）Naujokat H, Kunzendorf B, Wiltfang J. Dental implants and diabetes mellitus—a systematic review. Int J Implant Dent 2016 Feb 11; 2(1): 5. DOI: 10.1186/s40729-016-0038-2
9）図表の取り扱い方法
図（写真），および表は原則として 1 枚ずつ A4 判サイズに作成する．図（写真）の解像度は 300dpi 以上とし，形式は JPEG，BMP，TIF，PDF，表は Excel，Word 形式とする．用紙の右下端に著者名，図，表番号を明記する．特に希望があれば寸法（左右 80 ミリのように）を右肩部に記載する．また，それぞれの本文への挿入箇所は本文右の余白に朱書する．図表の説明文は別紙にまとめる．
なお，原則として図と表の説明文は本文中の言語を用いる．また，図や表の中の文字もできるだけ本文中の言語を用いる．また，図・表・トレースは実費とする．ただし，依頼原稿はこの限りではない．
10）写真の取り扱い方法
写真はカラー，モノクロの印刷別を記載し，その挿入箇所を本文の右横に朱書する．カラー印刷の場合，著者が実費を負担する．病理組織画像，電子顕微鏡画像等には図中にスケールバーを入れる．
11）その他
（1）謝辞など

必要とするときには本文末尾に，論文の発表学会，年月日，場所および謝辞などの記載を付記する．

（2）利益相反（COI）

利益相反状態については必ず記載する．

9.　著作権

本誌掲載の著作物の著作権の譲渡にあたって，承諾書に著者全員の署名を行い，投稿原稿とともに提出する．本誌に掲載された論文等の著作権（著作財産権 copyright）は本学会に帰属する．

また，本学会が必要と認めたときあるいは外部からの申請があったときは，編集委員会で審議し，掲載ならびに版権使用を認めることがある．　その際，出典の明記を義務づけることとする．

10. 複写権

本誌掲載の著作物の複写権，公衆送信権は本学会に帰属するものとする．

11.　掲載料

論文掲載にあたっては，掲載料を徴収する．掲載料は別途定める．

12. 校正

著者校正は原則として初校のみとし，その際には字句の著しい変更，追加，削除等は認めない．

13. 別刷

別刷希望者は論文表紙に希望部数（50 部を単位とする）を朱書し，実費を負担する．

14. その他

この規程にない事項は，別に編集委員会で決定する．

15. 原稿提出先

投稿論文は投稿票・承諾書・利益相反自己申告書（様式 3）・論文投稿チェックリストを添えて，日本口腔インプラント学会ホームページに設置してある投稿フォームから投稿すること．

16. 補則

1）本規程を改正する場合には，編集委員会の議を経て理事会の承認を経なければならない．
2）本規程は，平成 26 年 3 月 15 日に一部改正し，同日から施行する．
3）本規程は，平成 27 年 3 月 15 日に一部改正し，同日から施行する．
4）本規程は，平成 27 年 12 月 6 日に一部改正し，同日から施行する．
5）本規程は，平成 28 年 2 月 7 日に一部改正し，同日から施行する．
6）本規程は，平成 29 年 7 月 30 日に一部改正し，同日から施行する．
7）本規程は，平成 30 年 5 月 26 日に一部改正し，同日から施行する．
8）本規程は，平成 31 年 2 月 9 日に一部改正し，同日から施行する．
9）本規程は，令和元年 6 月 1 日に一部改正し，同日から施行する．
10）本規程は，令和 3 年 3 月 20 日に一部改正し，同日から施行する．
11）本規程は，令和 3 年 8 月 1 日に一部改正し，同日から施行する．
12）本規程は，令和 3 年 10 月 24 日に一部改正し，同日から施行する．
13）本規程は，令和 3 年 12 月 12 日に一部改正し，同日から施行する．

参考

旧社団法人規程　平成 19 年 3 月 25 日制定および施行
平成 19 年 9 月 14 日一部改正及び施行
平成 20 年 9 月 12 日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 表彰制度規程

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款施行細則第２０条の規定に基づき、本会の進歩・発展に寄与し，口腔インプラント学に業績があった者の表彰については、この規程の定めるところによる。

（種類）

第２条　賞の種類は，次のとおりとする。

（１）学会特別功労賞

（２）学会特別賞

（３）優秀賞

（委員会等）

第３条　前条の各賞候補者の調査選考を行うため、表彰委員会を置く。

第４条　委員会は，各賞に必要な事項を審議し，別に定める推薦に関する申請書類一式を理事長宛に提出する。

（表彰等）

第５条　各受賞者には，賞牌及び記念品を年次学術大会時に授与する。

第６条　前条の授与を行ったときは，受賞者の氏名，業績の内容等を学会誌等に発表する。

（学会特別功労賞の資格）

第７条　学会特別功労賞は，次の各号の全てに該当する者に授与する。

（１）　６５歳以上であること。

（２）　２０年以上継続して正会員であること。

（３）　学会活動に関し，特に大きな貢献があったと認められること。

（４）　過去に本賞を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず，本会に功績があったと認められる者。

（学会特別功労賞の推薦）

第８条　表彰委員，理事,支部長は，本賞の候補者に関する申請書類一式を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。

（学会特別功労賞の決定）

第９条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。

（学会特別賞の資格）

第 10 条　学会特別賞は，次の各号の全てに該当する者に授与する。

（１）６５歳以上であること。

（２）２０年以上継続して正会員であること。

（３）学会活動に関し，大きな貢献があったと認められること。

（４）過去に本賞を受けていないこと。

（学会特別賞の推薦）

第 11 条　表彰委員，理事,支部長は，本賞の候補者に関する申請書類一式を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。

（学会特別賞の決定）

第 12 条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。

（優秀賞の種類）

第 13 条　優秀賞の種類は，論文賞及び優秀発表賞とする。

（論文賞の種類）

第 14 条　論文賞は，学会特別論文賞，学会優秀論文賞，国際誌優秀論文賞（仮称），及び学会奨励論文賞とする。

（優秀発表賞の種類）

第 15 条　優秀発表賞は，優秀研究発表賞及びその他とする。

（学会特別論文賞の資格）

第 16 条　学会特別論文賞は，次の各号の全てに該当する者に授与する。
（1）表彰時期以前の１０年間に本会会誌に掲載された，優れた学術論文の指導者であること。
（2）２０年以上継続して正会員であること。
（3）選考時に満５５歳以上であること。
（4）過去に本賞を受けていないこと。
（学会特別論文賞の推薦）
第 17 条　表彰委員，理事,支部長,研修施設長は，本賞の候補者に関する申請書類一式を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。
（学会特別論文賞の決定）
第 18 条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する
（学会優秀論文賞の資格）
第 19 条　学会優秀論文賞は，次の各号の全てに該当する正会員に授与する。
（1）表彰時期前年の 1 月から１２月に本会会誌に優れた学術論文を筆頭著者として発表した者。
（2）過去に本賞を受けていないこと。
（学会優秀論文賞の推薦）
第 20 条　編集委員会は，本賞の候補者を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。
（学会優秀論文賞の決定）
第 21 条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。
（国際誌優秀論文賞の資格）
第 22 条　国際誌優秀論文賞は，次の各号の全てに該当する正会員に授与する。
（1）表彰時期前年の１月から１２月に国際誌（International Journal of Implant Dentistry）に優れた学術論文を筆頭著者として発表した者。
（2）過去に本賞を受けていないこと。
（国際誌優秀論文賞の推薦）
第 23 条　国際委員会は，本賞の候補者を表彰委員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。
（国際誌優秀論文賞の決定）
第 24 条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する。
（学会奨励論文賞の資格）
第 25 条　学会奨励論文賞は，次の各号の全てに該当する正会員に授与する。
（1）表彰時期前年の１月から１２月に本会会誌または国際誌（International Journal of Implant Dentistry）に優れた学術論文を筆頭にて発表した者。
（2）選考時に満３５歳以下であること。
（3）過去に本賞を受けていないこと。
（学会奨励論文賞の募集）
第 26 条　本賞は募集とし，応募要項を学会誌に掲載する。本賞の応募者は,申請書類一式を表彰委員員会に提出する。表彰委員会は，審議の後，適当な候補者を理事長に推薦する。
（学会論文賞の決定）
第 27 条　前条により推薦された者は，理事会の承認を得たのち本賞の受賞者と決定し，総会において報告する
（優秀研究発表賞の資格）
第 28 条　優秀研究発表賞は，次に各号の全てに該当する者に授与する。
（1）学術委員会が指定した重点研究テーマの口頭発表セッションに応募し，発表した者。
（2）優れた発表を行った筆頭発表者。
（3）過去に本賞を受けていないこと。
（その他の発表賞の資格）
第 29 条　優秀ポスター発表賞は，別に選考委員会を設け，該当者を理事長に推薦する。
第 30 条　優秀歯科衛生士発表賞は，別に選考委員会を設け，該当者を理事長に推薦する。

第 31 条　優秀歯科技工士発表賞は，別に選考委員会を設け，該当者を理事長に推薦する。
第 32 条　その他の優秀ポスター発表賞，優秀歯科衛生士発表賞及び優秀歯科技工士発表賞は，別に内規として定める。
（補則）
第 33 条　この規程を改正する場合には，理事会の承認を経なければならない。
附　則
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年6月１０日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、平成２６年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。
４．この規程は、平成２７年７月１９日に一部改正し、同日から施行する。
５．この規程は、平成２９年１１月２６日に一部改正し、同日から施行する。
６．この規程は、平成３０年５月２６日に一部改正し、同日から施行する。
７．この規程は、令和３年３月２０日に一部修正し、同日から施行する。
８．この規程は、令和３年５月２３日に一部修正し、同日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度規程

（目的）

第１条　本制度は、口腔インプラント学に関わる広い学識と高度な専門的技能を有する歯科医師の養成を図り、口腔インプラント医療の発展と向上並びに国民の福祉に貢献することを目的とする。

（認定）

第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため、公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医（以下、「口腔インプラント専門医」という。）、指導医（以下、「口腔インプラント指導医」という。）及び基礎系指導医（者）（以下、「口腔インプラント基礎系指導医（者）」という。）を認定し、認定証を交付する。又本会指定研修施設（以下、「研修施設」という。）の認定を行い、認定証を交付する。

（専門医認定委員会）

第３条　本会定款施行細則第 22 条に基づき、専門医制度に必要な事項を審議するために認定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第４条　委員会は、理事長が指名する指導医（以下、「委員」という。）若干名をもって構成する。

２　委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。

３　委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第６条　委員会は、下記の業務を行う。

(1) 口腔インプラント専門医の資格審査及び更新資格審査
(2) 口腔インプラント指導医の資格審査及び更新資格審査
(3) 口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格審査及び更新資格審査
(4) 研修施設の資格審査及び更新資格審査
(5) 専門医教育講座の開催
(6) 研修施設の活動報告書及び事業計画書の審査

（口腔インプラント専門医試験及び口腔インプラント指導医試験並びに試験委員会）

第７条　口腔インプラント専門医及び口腔インプラント指導医の認定のため口腔インプラント専門医試験及び口腔インプラント指導医試験を実施する。

２　口腔インプラント専門医試験及び口腔インプラント指導医試験は試験委員会で行う。

３　試験委員会の構成並びに業務等については、別に定める。

（専門医の申請資格）

第８条　口腔インプラント専門医を申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

(1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
(2) 5 年以上継続して正会員であること。
(3) 研修施設に通算して 5 年以上在籍していること。
(4) 日本歯科医師会会員であること。
(5) 専門医教育講座を 3 回以上受講していること。
(6) 本会学術大会及び支部学術大会に 8 回以上参加していること。
(7) 本会専門医制度施行細則（以下、「施行細則」という。）に定める所定の研修を終了していること。
(8) 口腔インプラント指導医 2 名（内 1 名は施設長）の推薦が得られること。
(9) 施行細則に定めるインプラント治療の経験があること。

(10) ケースプレゼンテーション試験に合格していること。
(11) 本会学術大会又は支部学術大会において 2 回以上発表を行っていること。
(12) 口腔インプラントに関する論文を本会学会誌又は委員会が認める外国雑誌に 1 編以上発表していること。

2　前項にかかわらず、委員会が申請資格を有すると認めた者。

（研修施設及び研修）

第 9 条　研修施設は、口腔インプラント学の発展と口腔インプラント医療の向上を目的に、研究及び臨床研修を行う施設とする。

第 10 条 研修施設は、下記の各号全てに該当することを要する。
(1) 研修施設には口腔インプラント指導医が在籍していること。
(2) 歯科医師研修医制度における指導歯科医が在籍していること。
(3) 本会の定める口腔インプラント学カリキュラムに基づいて、口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び委員会が認めた者によって定期的に講習が行われていること。
(4) 研修の実施に必要な設備を有していること。

第 11 条 研修施設は、口腔インプラントに必要な診断と治療のための基本的な臨床技能を習得する講習及び口腔インプラントに関する学識及び臨床技能を習得する研修を行う。又研修施設に所属する者の口腔インプラントに関する学識及び臨床技能の維持・向上に貢献しなければならない。

第 12 条 研修施設は、1 年間の活動報告書及び次年度の事業計画書を委員会に提出しなければならない。

（指導医の申請資格）

第 13 条 口腔インプラント指導医を申請する者は、口腔インプラント専門医であって申請時に下記の各号全てに該当することを要する。
(1) 10 年以上継続して正会員であること。
(2) 研修施設に通算して 8 年以上在籍していること。
(3) 専門医教育講座を申請前直近の 3 年間に 3 回以上受講していること。
(4) 本会学術大会及び支部学術大会に直近の 10 年間に 10 回以上参加していること。
(5) 本会学術大会及び支部学術大会において 6 回以上発表（内２回は主演者）を行っていること。
(6) 口腔インプラント指導医 2 名（内１名は施設長）の推薦が得られること。
(7) 施行細則に定めるインプラント治療の経験があること。
(8) 施行細則に定める口腔インプラントに関する論文を 6 編以上（内 3 編は筆頭著者で本会学会誌筆頭論文１編を含む）発表していること。本学会誌を論文として提出する場合の筆頭著者とは、原著（基礎研究、臨床研究）では上位 3 名まで、総説論文では上位 2 名まで、症例報告、調査・統計、資料、依頼論文では筆頭著者（最上位）のみとする。また、本学会が認める他学会誌で筆頭論文を充当する場合筆頭著者（最上位）のみとする。ケースプレゼンテーション論文は、口腔インプラント指導医の論文とは認めない。
(9) 本会が指定する救命救急に関する講習会を１回以上受講していること。

2 前項にかかわらず、委員会が申請資格を有すると認めた者。

第 14 条 口腔インプラント指導医は、下記の業務を行うことができる。
(1) 研修カリキュラムの作成
(2) 口腔インプラント専門医及び研修施設に所属する歯科医師の指導
(3) その他、委員会が必要と認めた研修及び認定試験に関する事項

（口腔インプラント基礎系指導医（者）の申請資格）

第 15 条 口腔インプラント基礎系指導医（者）を申請する者は、本会の正会員で下記の各号いずれかに該当することを要する。
(1) 歯科医師免許又は医師免許を有し、口腔インプラントに関連する大学の基礎系研究分野に所属する教員で口腔インプラント専門医資格を有さない者（口腔インプラント基

礎系指導医)。
(2) 上記以外の者で委員会が専門医制度運営に必要と認めた者（口腔インプラント基礎系指導者)。
2 申請に際しては、口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦を必要とし、基礎系指導医の申請に際しては、口腔インプラントに関連する業績(論文６編以上)を必要とする。
3 口腔インプラント基礎系指導医（者）は、専門医教育講座の講師並びに研修施設における指導に当たることができる。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の認定）

第 16 条 口腔インプラント専門医及び口腔インプラント指導医の認定は、委員会において資格審査及び認定試験結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。
2 口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の認定は、委員会の資格審査をもとに理事会の議を経て認定する。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の認定証交付並びに氏名等の公表）

第 17 条 認定証は、登録料を納入し、登録申請書を提出した後、理事長から交付される。
2 認定証を交付された者の氏名又は研修施設名は、本会学会誌に掲載する。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の資格更新）

第 18 条 口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医(者)及び研修施設は、5 年毎に資格の更新をしなければならない。
2 更新の可否は、更新申請書をもとに委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

（口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）及び研修施設の資格喪失）

第 19 条 口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医(者)は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。
(1) 資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
(2) 歯科医師の免許取消又は歯科医業の停止処分を受けたとき。
(3) 本会の会員の身分を失ったとき。
(4) 口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医の資格の更新を怠ったとき。

第 20 条 研修施設は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。
(1) 研修施設の資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
(2) 研修施設の資格の更新を怠ったとき。
(3) 研修施設に口腔インプラント指導医が在籍しなくなったとき。

（補則）

第 21 条 この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。
2 この規程に定めるもののほか、専門医制度規程の実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

（附則）

1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2 平成 23 年 9 月 16 日一部改正、同日から施行する。
3 平成 26 年 3 月 15 日一部改正、同日から施行する。
4 平成 29 年 7 月 30 日一部改正、同日から施行する。
5 平成 30 年 2 月 3 日一部改正、同日から施行する。

暫定指導医

第１条　暫定指導医を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

(1) 大学の臨床系講座等に所属する教授または准教授であること。

(2) 他学会専門医および指導医を有すること。

(3) 本学会の会員であること。

(4) 所定の指導医資格条件を暫定期間内に取得することができること。

第２条　暫定期間は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

第３条　研修施設申請は、暫定指導医申請と同時にできるものとする。

第４条　更新は、所定の指導医資格条件を取得してから 5 年間とする。

第５条　暫定指導医の申請料および登録料は別に定める。

第６条　所定の指導医資格条件を取得し指導医に移行した場合には、指導医申請書を再度提出すること。ただし、申請料及び登録料等は必要としない。

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度施行細則

（趣旨）

第1条　公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度規程（以下、「規程」という。）に定める事項以外については、この施行細則に従う。

（教育講座の開催）

第2条　規程第６条に定める専門医教育講座の開催に関しては、申し合わせに定める。

（口腔インプラント専門医の申請資格）

第3条　規程第８条第１項第３号に定める研修施設在籍期間は、複数の研修施設での研修期間を合算したものでもよい。

第4条　規程第８条第１項第７号に定める研修（以下、「認定研修」という。）に関しては、附表の研修プログラムに従う。

第5条　規程第８条第１項第９号に定める症例は、下記の各号全てに該当することを要する。

(1)　症例数は、20 症例以上とし、全て上部構造装着から 3 年以上を経過していること。なおケースプレゼンテーション症例を含んでもよい。

(2)　症例には、多数歯欠損（1 顎 7 歯以上欠損）症例で全顎にわたるを 3 症例以上含んでいること。但し１症例はボーンアンカードブリッジ（粘膜負担のない上部構造）でなければならない。この場合、欠損歯数とインプラント埋入数とは、一致する必要はない。

(3)　1 顎 1 症例とし、上下顎にインプラントを埋入した症例では、2 症例とみなす。

第6条　規程第８条第１項第 10 号に定めるケースプレゼンテーションを行う者は、申請時に２年以上の会員歴及び指定研修施設所属歴を有し、かつ研修施設の開催する認定研修を終了した者とする。又ケースプレゼンテーションでは、上部構造装着後３年以上経過した１症例を提示する。発表形式、審査方法等については、申し合わせに定める。

第7条　規程第８条第１項第 12 号に定める論文の発表者とは、原著（基礎研究、臨床研究）では上位３名まで、総説論文では上位 2 名まで、症例報告、調査・統計、資料、依頼論文では筆頭著者（最上位）のみとする。又ケースプレゼンテーション論文も論文として認める。

第8条　規程第８条第 12 号に定める外国雑誌は附表に定め、著者の取り扱いは、施行細則第７条に準じる。

（口腔インプラント専門医の申請方法）

第9条　口腔インプラント専門医を申請する者は、別に定める審査料を添えて下記の各号の申請書類を委員会に提出しなければならない。受理した審査料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

(1)　口腔インプラント専門医申請書（様式 1）

(2)　誓約書（様式 2）

(3)　認定審査料納入済領収書（写）

(4)　履歴書（様式 3）

(5)　日本国歯科医師免許証（写）

(6)　日本歯科医師会会員証（写）

(7)　５年間継続正会員証明書（様式 4）

(8)　学術大会参加記録（様式 5）

(9)　専門医教育講座受講証（平成 19 年度までに臨床系併用型研修施設での研修終了者のみ）

(10) 口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦書（様式 6）

(11) 在籍証明書（様式 7）

(12) 認定講習会受講終了証明証書（写）（臨床系研修施設所属者のみ研修施設より発行）
(13) ケースプレゼンテーション試験合格証（写）
(14) 業績（様式8）
(15) 症例一覧表（記載方法は附表に従う）（様式9）
(16) 患者又は保護者の同意書（様式10）
(17) 術前と上部構造装着後3年以上経過のパノラマエックス線写真

（研修施設の申請資格並びに申請方法）
第10条　規程第10条に定める研修施設として申請する場合には、下記の各号全てに該当することを要する。
(1)　5年以上の口腔インプラントに関する臨床研修事業実績を有すること。
(2)　申請前の8年間に口腔インプラントに関する研究論文を5編以上（本会学会誌２編以上含む）発表していること。
(3)　本会学術大会及び支部学術大会において10回以上の研究報告を行っていること。
第11条　研修施設を申請する施設の責任者は、別に定める審査料を添えて下記の各号の申請書類を認定委員会（以下、委員会という。）に提出しなければならない。受理した審査料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
(1)　申請書
(2)　会員名簿
(3)　口腔インプラント指導医、口腔インプラント専門医名簿
(4)　指導歯科医名簿
(5)　業績（過去8年間）
(6)　活動状況（過去5年間）
(7)　施設の図面
(8)　施設内部写真
(9)　施設の備品
（研修施設長会議並びに研修施設の評価）
第12条　研修施設の運営を円滑に図るため、委員会は、研修施設長会議を年1回以上開催する。施設長会議の議長は、委員会長が務める。
第13条　研修施設は、規程第11条に定める講習及び研修を行う。
２　研修の内容は、申し合わせに定める。
第14条　規程第12条に定める活動報告書をもとに委員会は、意見書（勧告、指導、注意及び取消）を理事会に上程する。理事会は意見書を審議し、その結果を理事長に答申する。
（口腔インプラント指導医の申請資格）
第15条　規程第13条第1項第7号に定める症例は、下記の各号全てに該当することを要する。
(1)　症例数は100症例とし、全て上部構造装着後3年以上経過していること。ただし口腔インプラント専門医申請時の20症例と重複してもよい。
(2)　症例には、多数歯欠損（1顎7歯欠損以上）で全顎的にわたる補綴症例を15例以上、骨増生を実施した症例を5例以上含むこと。骨増生症例には、施術内容が判定できる術中写真もしくはエックス線写真を別途提出すること。ただし骨補填材のみの症例は、全顎欠損であっても多数歯欠損症例とは認めない。
２　ただし、大学所属の指導医申請者における症例数の取り扱いは以下の通りとする。

(1) 症例数以外の指導医資格条件を満たしている場合に限り、症例の一部を論文業績で補うことができるものとする。
(2) 症例を論文業績で補う場合には、50 症例以内とする。
(3) 本学会誌筆頭論文 1 編につき 10 症例、本学会誌共著論文又は本学会が認定する学会誌筆頭論文 1 編につき 5 症例、本学会が認定する学会誌共著論文 1 編につき 3 症例をもって当てることができる。
(4) 症例には、多数歯欠損（1顎7歯欠損以上）で全顎的にわたる補綴症例を 10 例以上、骨増生を実施した症例を5例以上含むこと。骨増生症例には、施術内容が判定できる術中写真もしくはエックス線写真を別途提出すること。ただし骨補填材のみの症例は、全顎欠損であっても多数歯欠損症例とは認めない。

第16条 規程第 13 条第 1 項 8 号に定める論文は、附表に定める雑誌に掲載された論文とする。

第17条 規程第 13 条第 2 項の取り扱いについては、大学の口腔インプラント臨床に関連する施設の教授又は責任者で以下の各号全てに該当する者とする。
(1) 口腔インプラント専門医であること。
(2) 規程第 13 条第 1 項の内、第 1 号、第 2 号、第 7 号及び第 8 号を除く各号を満たしていること。
(3) 口腔インプラントに関連する論文を 20 編以上発表していること。論文掲載雑誌名は、附表に従うが、内 1 編は本会学会誌であること。ただしケースプレゼンテーション論文は、口腔インプラント指導医の筆頭論文とは認めない。

（口腔インプラント指導医の申請方法）

第18条 口腔インプラント指導医を申請する者は、別に定める審査料を添えて下記の各号の申請書類を委員会に届け出なければならない。受理した審査料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。
(1) 口腔インプラント指導医申請書（様式 1）
(2) 誓約書（様式 2）
(3) 認定審査料納入済領収書（写）
(4) 履歴書（様式 3）
(5) 日本国歯科医師免許証（写）
(6) 10 年間継続正会員証明書（様式 4）
(7) 口腔インプラント専門医認定証書（写）
(8) 学術大会参加記録（様式 5）
(9) 口腔インプラント指導医 2 名（内 1 名は施設長）の推薦書（様式 6）
(10) 在籍証明書（様式 7）
(11) 業績（様式 8）
(12) 症例一覧表（記載方法は附表に従う）（様式 9）
(13) 患者又は保護者の同意書（様式 10）
(14) BLS（Basic Life Support ）、ACLS（Advanced Cardiovascular Life Support ）、ICLS（Immediate Cardiac Life Support ）のいずれかの講習会受講終了証（写）
(15) 術前と上部構造装着後 3 年以上経過のパノラマエックス線写真
(16) （口腔インプラント基礎系指導医（者）の申請方法）

第19条 口腔インプラント基礎系指導医（者）を申請する者は、別に定める審査料を添えて下記の各号の申請書類を委員会に届け出なければならない。
(1) 口腔インプラント基礎系指導医（者）申請書
(2) 誓約書

(3)　履歴書
(4)　正会員証明書
(5)　業績（基礎系指導医では、口腔インプラントに関する論文６編以上）
(6)　口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦書
(7)　審査料納入済領収書（写）

（申請書類）
第20条　施行細則第９条に定める口腔インプラント専門医申請書類一式、施行細則第 11 条に定める研修施設申請書類一式、施行細則第 18 条に定める口腔インプラント指導医申請書類一式及び施行細則第 19 条に定める口腔インプラント基礎系指導医（者）申請書類一式は、全て所定の用紙を使用しなければならない。
（認定試験）
第21条　規程第７条に定める口腔インプラント専門医及び口腔インプラント指導医の認定試験は、以下に定めるように行う。試験方法の実施要領については、試験委員会規程に定める。
１　口腔インプラント専門医認定試験
(1)　筆記試験
(2)　面接試験
予め申請者から提出された症例について行う。
２　口腔インプラント指導医認定試験
(1)　面接試験
予め申請者から提出された 100 症例について行う。
（登録料）
第22条　規程第 17 条に定める口腔インプラント専門医、口腔インプラント指導医、口腔インプラント基礎系指導医（者）、研修施設の登録料は別に定める。
（資格の更新）
第23条　規程第 18 条により口腔インプラント専門医資格の更新をする者は、所定の口腔インプラント専門医更新申請書一式と別に定める更新手数料を添えて理事長に届け出なければならない。資格更新の申請は、認定失効期日の６ヶ月前から３ヶ月前までに終了しなければならない。
２　長期の海外出張及び病気等で更新期間内に更新手続きができない場合には、その理由書を認定委員会に提出すれば認定委員会で審議し、更新期間の延長を認める場合がある。
３　資格の更新をする者は、口腔インプラント専門医資格取得の年から５年毎に下記の各号全てに該当することを要す。
(1) 附表に定める単位：80 単位以上
(2) 指定研修施設在籍証明書
(3) 症例報告（指導医氏名、検印必要）：3 症例
４　資格の更新に必要な研修単位の算定基準及び症例報告の基準は、附表に定める。
５　口腔インプラント指導医の資格は、口腔インプラント専門医の更新がなされたときに更新される。ただし更新料は、別に定める。
６　更新時において 65 歳以上の指導医および理事会が認めた指導医の場合、更新料と更新申請書の１号様式の提出をもって終身口腔インプラント指導医として認める。この認定証の登録期限の記載は「終身」とする。
第24条　規程第 18 条により口腔インプラント基礎系指導医（者）資格の更新をする者は、口腔インプラン

ト基礎系指導医（者）更新申請書一式と別に定める更新手数料を添えて理事長に届け出なければならない。資格更新の申請は、認定失効期日の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までに終了しなければならない。

2　資格の更新をする者は、口腔インプラント基礎系指導医（者）資格取得の年から 5 年毎に、下記の各号いずれかを満たさなければならない。

⑴ 研修施設における講義又は実習

⑵ 専門医教育講座の講師

3　更新時において 65 歳以上の場合、更新料と更新申請書の 1 号様式の提出をもって終身口腔インプラント基礎系指導医（者）として認める。この認定証の登録期限の記載は「終身」とする。

第25条　規程第 18 条により研修施設資格の更新をする責任者は、研修施設更新申請書一式と別に定める更新手数料を添えて、理事長に届け出なければならない。資格更新の申請は、認定失効期日の 6 ヶ月前から 3 ヶ月前までに終了しなければならない。

2　資格更新を行う研修施設は、研修施設資格取得の年から 5 年毎に附表に定める単位数を 40 単位以上取得しなければならない。

（補則）

第26条　この施行細則を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

（附則）

1　この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

2　平成 23 年 9 月 16 日一部改正、同日から施行する。

3　平成 25 年 9 月 13 日一部改正、同日から施行する。

4　平成 26 年 3 月 15 日一部改正、同日から施行する。

5　平成 29 年 7 月 30 日一部改正、同日から施行する。

6　平成 30 年 2 月 3 日一部改正、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定 JSOI 専修医制度規程

（目的）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）は、口腔インプラント学に関わる学識と専門的技能を有する歯科医師の養成を図るため、本会認定 JSOI 専修医（以下「JSOI 専修医」という。）制度を設け、口腔インプラント医療の発展と向上並びに国民の福祉に貢献することを目的とする。

（認定）

第２条　本会は、前条の目的を達成するため、JSOI 専修医を認定し、認定証を交付する。

２　JSOI 専修医は、本会認定口腔インプラント専門医（以下「口腔インプラント専門医」という。）を取得するための前段階の資格と位置づける。

（申請資格）

第３条　JSOI 専修医の認定を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

⑴　日本国歯科医師免許を有すること

⑵　２年以上継続して正会員であること

⑶　本会指定の研修施設に通算して２年以上在籍していること

⑷　日本歯科医師会会員であること

⑸　本会学術大会及び支部学術大会に、４回以上参加していること

⑹　本会指定研修施設の認定講習会を受講していること

⑺　２年以上経過した５症例を提出できること

⑻　口腔インプラント指導医２名（内１名は施設長）の推薦が得られること

⑼　ケースプレゼンテーション試験に合格していること

２　前項にかかわらず、認定委員会が申請資格を有すると認めた者は、JSOI 専修医の認定を申請することができる。

（申請方法）

第４条　JSOI 専修医の認定を申請する者は、JSOI 専修医申請書類一式に別に定める審査料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。なお、受理した審査料は理由のいかんにかかわらず返却しない。

（認定）

第５条　JSOI 専修医の認定は、認定委員会における資格審査後に、理事会の議を経て決定する。

（認定証交付並びに氏名の公表）

第６条　認定証は、別に定める登録料を納入し、登録申請書を提出した後、理事長から交付される。

２　JSOI 専修医の氏名および研修施設名は、本会学会誌等に掲載し公表する。

（資格更新）

第７条　JSOI 専修医は、５年毎にその資格を更新しなければならない。

２　JSOI 専修医資格の更新を申請する者は、JSOI 専修医更新申請書類一式に別に定める更新手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。なお、受理した更新手数料は理由のいかんにかかわらず返却しない。

３　資格更新の申請は、認定失効期日の６ヵ月前から３ヵ月前までに終了しなければならない。

４　資格更新の審査は、更新申請書をもとに認定委員会において審議し、理事会の議を経て認定する。

（資格更新の要件）

第８条　JSOI 専修医の資格更新の要件は、５年の間に下記の各号を満たすものとする。

⑴ 本会学術大会及び支部学術大会に各々１回以上、計３回以上参加すること

⑵ 専門医教育講座を２回以上、専門医臨床技術向上講習会を１回以上受講すること

（資格の喪失）

第９条　JSOI 専修医が下記の各号のいずれかに該当する場合には、認定委員会並びに理事会の議を経てその資格を失う。

⑴ JSOI 専修医資格の辞退届を理事長に届け出たとき

⑵ 歯科医師の免許取消又は歯科医業の停止処分を受けたとき

⑶ 本会定款第９条、第 10 条、第 11 条に基づき、本会の会員資格を喪失したとき

⑷ JSOI 専修医の名誉を毀損するような行為があったとき

⑸ JSOI 専修医の資格更新を行わなかったとき

（認定証の返還並びに登録の抹消）

第 10 条　前条により認定を取り消された者は、速やかに本会に認定証を返還しなければならない。

２　本会は認定証の返還後、登録を抹消する。

（移行措置）

第 11 条　本会認定 JSOI 認証医は、JSOI 専修医とみなす。ただし、本規程施行後５年以内にその資格を更新することを要する。

２　JSOI 認証医は、別に定める手続きにより JSOI 専修医の認定証の交付を申請することができる。

（補則）

第 12 条　この規程を改正する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、JSOI 専修医制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

１．この規程は、平成 26 年 3 月 15 日に制定し、同日から施行する。
本会 JSOI 認証医制度規程並びに施行細則は、本規程の施行により廃止する。

２．この規程は、平成 29 年 5 月 27 日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科衛生士制度規程

（JSOI インプラント専門歯科衛生士）

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　本制度は、口腔インプラント治療介助及びそのメインテナンスを通し、歯科衛生士の口腔インプラントに対する専門的知識と技術を確保するとともに、口腔インプラント学の発展及び向上を図り、もって国民の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。

（認定）

第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科衛生士（以下、「インプラント専門歯科衛生士」という。）を認定するとともに、認定証を交付する。

（委員会）

第３条　本制度の実施に必要な事業を行うためにインプラント専門歯科衛生士委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第４条 委員会は、理事長が指名する原則、専門医 6 名以内及びインプラント専門歯科衛生士 6 名以内（以下、「委員」という。）をもって構成する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。

３　委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。

３　委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし可否同数の時は、委員長が決する。

第６条　委員会は、次の業務を行う。

（1）インプラント専門歯科衛生士申請者の資格審査及び試験

（2）インプラント専門歯科衛生士の更新資格審査

（3）インプラント専門歯科衛生士教育講座の開催

（4）その他、委員会が必要と認めた事項

（インプラント専門歯科衛生士試験）

第７条　委員会は、インプラント専門歯科衛生士認定のためにインプラント専門歯科衛生士試験を実施する。

（インプラント専門歯科衛生士の申請資格）

第８条　インプラント専門歯科衛生士の認定を受けようとする者は、申請時に以下の各号すべてに該当することを要する。

（1）日本国歯科衛生士の免許証を有すること。

（2）２年以上継続して正会員であること。

（3）３年以上インプラント治療の介助又はメインテナンスに携わっていること。

（4）本会学術大会または支部学術大会に２回以上参加していること。

（5）インプラント専門歯科衛生士教育講座を２回以上受講していること。

（6）口腔インプラント専門医又は指導医１名の推薦があること。

（インプラント専門歯科衛生士の認定）

第９条　インプラント専門歯科衛生士の認定は、委員会で認定申請書類の審査及びインプラント専門歯科衛生士試験の結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。

（インプラント専門歯科衛生士の認定証の交付並びに氏名の公表）

第 10 条　インプラント専門歯科衛生士の認定を受ける者は、登録料を本会に納付しなければならない。

２　前項により納付した者をインプラント専門歯科衛生士として登録し、認定証を交付する。

３　認定証を交付された者の氏名は、本会学会誌等に掲載する。

（研修）

第 11 条　インプラント専門歯科衛生士は、本会が主催する研修を受講しなければならない。

２　研修の細目は、申し合わせに定める。

（インプラント専門歯科衛生士の資格更新）

第 12 条　インプラント専門歯科衛生士は、５年毎に更新を受けなければならない。

２　インプラント専門歯科衛生士の更新を申請する者は、施行細則に定める更新単位基準を満たさなければならない。

３　更新の可否は、更新申請書類をもとに委員会において審査し、理事会の議を経て決定する。

（インプラント専門歯科衛生士の資格喪失）

第 13 条　インプラント専門歯科衛生士は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会及び理事会の議を経て、その資格を喪失する。

（1）本人が資格の辞退を申し出たとき。

（2）歯科衛生士の免許を喪失したとき。

（3）本会会員の身分を喪失したとき。

（4）委員会でインプラント専門歯科衛生士として不適当と認められたとき。

（5）インプラント専門歯科衛生士資格の更新を怠ったとき。

（インプラント専門歯科衛生士の救済措置）

第 14 条　規程第 13 条５項による資格喪失に至った場合、一定要件を満たすことが出来る者は資格の復活を認める。

（補則）

第 15 条　この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、本制度実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

（付則）

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２６年６月１日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、平成２７年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。
４．この規程は、令和３年１０月２４日に一部改正し、同日から施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１９年３月２５日制定、平成１９年４月１日施行 平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科衛生士制度施行細則（改正案）

（JSOI インプラント専門歯科衛生士）

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科衛生士制度規程（以下、「規程」という。）の施行にあたって、規程に定められている事項以外は、この施行細則に従う。

（インプラント専門歯科衛生士試験の公示）

第２条　本会は、インプラント専門歯科衛生士試験の会告を実施３ヵ月前までに行うものとする。

（インプラント専門歯科衛生士の申請方法）

第３条　認定を申請する者は、試験審査料を添え下記各号の申請書類を委員会に提出しなければならない。

受理した試験審査料は、理由の如何にかかわらず返却しない。

（１）インプラント専門歯科衛生士認定申請書

（２）試験審査料納入済領収書（写）

（３）誓約書

（４）履歴書

（５）日本国歯科衛生士免許証（写）

（６）本会会員歴証明書

（７）学術大会参加記録

（８）インプラント専門歯科衛生士教育講座受講記録

（９）口腔インプラント専門医又は指導医１名の推薦書

（10）在職機関所属長の在籍証明書

（11）在職機関所属長の推薦書

（12）症例報告書

（申請書類）

第４条　施行細則第３条に定めるインプラント専門歯科衛生士認定申請書類一式は、所定の用紙を使用しなければならない。

（インプラント専門歯科衛生士試験）

第５条　インプラント専門歯科衛生士試験は、以下のように行う。

（１）試験は、インプラント専門歯科衛生士委員会（以下、「委員会」という。）により行う。

（２）試験内容は、受験者による症例のプレゼンテーション並びにそれに対する口述試験とする。

（３）試験時間は 20 分間以内とする。

（４）試験委員は本会会員から選出し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

（インプラント専門歯科衛生士の資格更新）

第６条　規程第 12 条第２項に規定する更新単位は、附表１に従う。所定の更新単位は、５年間で 50 単位以上とする。ただし、学術大会参加 20 単位以上、教育講座受講 20 単位以上を含むものとする。

２　インプラント専門歯科衛生士の資格更新を申請しようとする者は、更新料を添え更新申請書類を委員会に提出しなければならない。

３　資格の更新の申請は、認定失効期日の６ヵ月前から３ヵ月前までに終了しなければならない。

４　長期の海外出張及び病気等で更新期間内に更新手続きができない場合には、その理由書を委員会に提出

すれば委員会で審議し、更新期間の延長を認める場合がある。

５　インプラント専門歯科衛生士の資格は、インプラント専門歯科衛生士の更新がなされたときに更新され

る。

（インプラント専門歯科衛生士の救済措置）

第７条　規程第 14 条に規定する一定要件は、施行細則第６条と同等の単位を満たしていることとする。申請単位は附表１に準ずるものとし、申請単位認定期間は資格失効後、申請時までする。

（手数料）

第８条　本制度の施行に関わる諸手数料は、別に定める。

（補則）

第９条　この施行細則の変更は、委員会の議を経て、理事会での承認を必要とする。

（附則）

１．この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この施行細則は、平成２５年３月１７日一部改正し、同日から施行する。

３．この施行細則は、平成２６年３月１５日一部改正し、同日から施行する。

４．この施行細則は、平成２６年６月　１日一部改正し、同日から施行する。

５．この施行細則は、平成２６年１１月１６日一部改正し、同日から施行する。

６．この施行細則は、平成２７年３月１５日一部改正し、同日から施行する。

７．この施行細則は、平成２９年７月３０日一部改正し、同日から施行する。

８．この施行細則は、平成２９年１１月２６日一部改正し、同日から施行する。

９．この施行細則は、令和３年１０月２４日一部改正し、同日から施行する。

１０．この施行細則は、令和３年１２月１２日一部改正し、令和４年４月１日から施行する。

附表１　更新単位表（注１）

区　分	種　　別	単　位
学会及び研修会への出席（注２）	日本口腔インプラント学会学術大会（注３）　どちらか必須	10
	日本口腔インプラント学会支部学術大会（注３）　どちらか必須	10
	日本口腔インプラント学会専門歯科衛生士教育講座※必須	10
	日本口腔インプラント学会指定研修施設（大学系、臨床系）主催の研修会、及び本会支部が開催する年次大会以外に認定を受けた支部学術研修会（注４）	5
	日本歯科衛生学会学術大会参加（注５）	5

	日本歯科医学会総会（注５）	5
	日本歯科医学会分科会加入の関連学会（注５）	5
口腔インプラントに関する業績（注６）	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文筆頭著者	20
	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文共同著者	10
	日本口腔インプラント学会認定学術誌への投稿論文著者（筆頭および共同）	5
	日本口腔インプラント学会学術大会での主演者	10
	日本口腔インプラント学会支部学術大会の主演者	10
	日本口腔インプラント学会学術大会での共同演者	5
	日本口腔インプラント学会支部学術大会の共同演者	5
	本会の学術大会又は支部学術大会において行った特別講演、本会インプラント専門歯科衛生士教育講座講師	10
	日本口腔インプラント学会指定研修施設（大学系、臨床系）主催の研修会での講演	8

（注１）所定の更新単位は、5 年間で 50 単位以上とする。
救済措置申請の場合、資格失効後、申請時まで 50 単位以上とする。

（注２）本会の学術大会参加 20 単位以上、専門歯科衛生士教育講座受講 20 単位以上を含むこと。

（注３）日本口腔インプラント学会学術大会と支部大会とを併催で行っている学術大会に参加した場合には、大会参加歴は本部大会もしくは支部大会どちらか１回となる。

（注４）日本口腔インプラント学会指定研修施設主催の研修会に関しては、参加証等のコピーまたは４号様式（２）が必要。

（注５）出席したことを証明する参加証等のコピーが必要。

（注６）口腔インプラントに関する業績がある場合は、４号様式（３）及び４号様式（４）を作成しなければいけない。

参　考
旧社団法人施行細則　平成１９年３月２５日制定、平成１９年４月１日施行
平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科技工士制度規程

（JSOI インプラント専門歯科技工士）

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　本制度は、口腔インプラントに関する歯科技工学の専門的知識および臨床技能・経験を通し、歯科技工士の口腔インプラントに対する専門的知識と技術を確保するとともに、口腔インプラント学の発展及び向上を図り、もって国民の口腔保健の増進に貢献することを目的とする。

（認定）

第２条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、前条の目的を達成するため公益社団法人日本口腔インプラント学会認定専門歯科技工士（以下、「インプラント専門歯科技工士」という。）を認定するとともに、認定証を交付する。

（委員会）

第３条　本制度の実施に必要な事業を行うためにインプラント専門歯科技工士委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第４条　委員会は、理事長が指名する原則、専門医６名及びインプラント専門歯科技工士２名（以下、「委員」という。）をもって構成する。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし補欠委員については、前任者の残任期間とする。

３　委員会委員長（以下、「委員長」という。）は、理事長が指名する。副委員長は、委員長が指名する。

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数の出席を得て成立する。

３　委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。ただし可否同数の時は、委員長が決する。

第６条　委員会は、次の業務を行う。

(1) インプラント専門歯科技工士申請者の資格審査及び試験

(2) インプラント専門歯科技工士の更新資格審査

(3) インプラント専門歯科技工士教育講座の開催

(4) その他、委員会が必要と認めた事項

（インプラント専門歯科技工士試験）

第７条　委員会は、インプラント専門歯科技工士試験及び採点を行い、その結果を理事会へ提出する。

（インプラント専門歯科技工士の申請資格）

第８条　インプラント専門歯科技工士の認定を受けようとする者は、申請時に以下の各号すべてに該当することを要する。

(1) 日本国歯科技工士の免許証を有すること。

(2) ２年以上継続して正会員であること。

(3) 本会学術大会または支部学術大会に２回以上参加していること。

(4) インプラント専門歯科技工士教育講座を 2 回以上受講していること。
(5) 口腔インプラント専門医又は指導医 1 名の推薦があること。
（インプラント専門歯科技工士の認定）
第 9 条　インプラント専門歯科技工士の認定は、委員会で認定申請書類の審査及びインプラント専門歯科技工士試験の結果をもとに総合的に判定し、その報告をもとに理事会の議を経て認定する。
（インプラント専門歯科技工士の認定証の交付並びに氏名の公表）
第 10 条　インプラント専門歯科技工士の認定を受ける者は、登録料を本会に納付しなければならない。
　２　前項により納付した者をインプラント専門歯科技工士として登録し、認定証を交付する。
　３　認定証を交付された者の氏名は、本会学会誌等に掲載する。
（研修）
第 11 条　インプラント専門歯科技工士は、本会が主催する研修を受講しなければならない。
　２　研修の細目は、申し合わせに定める。
（インプラント専門歯科技工士の資格更新）
第 12 条　インプラント専門歯科技工士は、5 年毎に更新を受けなければならない。
　２　インプラント専門歯科技工士の更新を申請する者は、施行細則に定める更新単位基準を満たさなければならない。
　３　更新の可否は、更新申請書類をもとに委員会において審査し、理事会の議を経て決定する。
（インプラント専門歯科技工士の資格喪失）
第 13 条 インプラント専門歯科技工士は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会及び理事会の審議を経て、その資格を喪失する。
(1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
(2) 歯科技工士の免許を喪失したとき。
(3) 本会会員の身分を喪失したとき。
(4) 委員会でインプラント専門歯科技工士として不適当と認められたとき。
(5) インプラント専門歯科技工士資格の更新を怠ったとき。
（補則）
第 14 条　この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。
　２　この規程に定めるもののほか、本制度実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。
（附則）
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成 26 年 3 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、平成 30 年 2 月 3 日に一部改正し、同日から施行する。

参　考	
旧社団法人規定	平成１９年６月１７日制定、平成１９年４月１日施行 平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科技工士制度施行細則

公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科技工士制度施行細則（改正案）

（JSOI インプラント専門歯科技工士）

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会認定歯科技工士制度規程（以下、「規程」という。）の施行にあたって、規程に定められている事項以外は、この施行細則に従う。

（インプラント専門歯科技工士試験の公示）

第２条　本会は、インプラント専門歯科技工士試験の会告を実施３ヵ月前までに行うものとする。

（インプラント専門歯科技工士の申請方法）

第3条　認定を申請する者は、試験審査料を添えて下記各号の申請書類を委員会に提出しなければならない。受理した試験審査料は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(1)　インプラント専門歯科技工士認定申請書(1 号様式)

(2)　試験審査料納入済領収書(写)

(3)　誓約書(2 号様式)

(4)　履歴書(3 号様式)

(5)　日本国歯科技工士免許証(写)

(6)　本会会員歴証明書(4 号様式)

(7)　学術大会参加記録(5 号様式)

(8)　インプラント専門歯科技工士教育講座受講記録(6 号様式)

(9)　口腔インプラント専門医又は指導医１名の推薦書(7 号様式)

(10)　インプラント上部構造製作を行った 10 症例の症例一覧（8 号様式）

(11)　インプラント上部構造製作を行った３症例の報告書(9 号様式)及び症例写真(別添資料)

（申請書類）

第４条　施行細則第３条に定めるインプラント専門歯科技工士認定申請書類一式は、所定の用紙を使用しなければならない。

（インプラント専門歯科技工士試験）

第５条　インプラント専門歯科技工士試験は、インプラント専門歯科技工士委員会（以下、「委員会」という。）委員により行う。

２　試験は、受験者による症例のプレゼンテーション及びそれに対する口述試験と口腔インプラント技工に関する筆記試験とする。

（インプラント専門歯科技工士の資格更新）

第６条　規程第 12 条第２項に規定する更新単位は、附表１に従う。所定の更新単位は、5 年間で 50 単位以上とする。ただし学術大会参加 20 単位以上、教育講座受講 20 単位以上を含むものとする。

２　インプラント専門歯科技工士の資格更新を申請しようとする者は、更新料を添え更新申請書を委員会に提出しなければならない。

３　更新申請は、認定失効期日の６ヵ月前から３ヵ月前までに終了しなければならない。

4　長期の海外出張及び病気等で更新期間内に更新手続きができない場合には、その理由書を委員会に提出すれば委員会で審議し、更新期間の延長を認める場合がある。

5　インプラント専門歯科技工士の資格は、インプラント専門歯科技工士の更新がなされたときに更新される。

（手数料）

第 7 条　本制度の施行に関わる諸手数料は、別に定める。

（補則）

第 8 条　この施行細則の変更は、委員会の議を経て、理事会での承認を必要とする。

（附則）

1. この施行細則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この施行細則は、平成 26 年 3 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。
3. この施行細則は、平成 27 年 3 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。
4. この施行細則は、平成 29 年 7 月 30 日に一部改正し、同日から施行する。
5. この施行細則は、令和 3 年 12 月 12 日に一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附表 1　更新単位表（注 1）

区　分	種　　別	単　位
学会及び研修会への出席	日本口腔インプラント学会学術大会 } どちらか必須	10
	日本口腔インプラント学会支部学術大会 } どちらか必須	10
	日本口腔インプラント学会専門歯科技工士教育講座※必須	10
	日本口腔インプラント学会指定研修施設（大学系、臨床系）主催の研修会、及び本会支部が開催する年次大会以外に認定を受けた支部学術研修会（注 2）	5
	日本歯科技工学会学術大会参加（注 2）	5
	日本歯科医学会総会（注 2）	5
	日本歯科医学会分科会加入の関連学会（注 2）	5
口腔インプラントに関する業績（注 3）	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文筆頭著者	20
	日本口腔インプラント学会誌への投稿論文共同著者	10
	日本口腔インプラント学会認定学術誌への投稿論文著者（筆頭および共同）	5
	日本口腔インプラント学会学術大会での主演者	10
	日本口腔インプラント学会支部学術大会の主演者	10
	日本口腔インプラント学会学術大会での共同演者	5
	日本口腔インプラント学会支部学術大会の共同演者	5

	本会の学術大会又は支部学術大会において行った特別講演、本会インプラント専門歯科技工士教育講座講師	10
	日本口腔インプラント学会指定研修施設（大学系、臨床系）主催の研修会での講演	8
症例報告（注 4）	症例報告は、認定失効期日の 5 年前から認定失効期日 3 ヵ月前までの症例で所定の様式を使い報告すること。	5

（注１）所定の更新単位は、5 年間で 50 単位以上を必要とする。ただし、学術大会参加 20 単位以上、専門歯科技工士教育講座 20 単位以上を含むものとする。

（注２）出席したことを証明する参加証等のコピーが必要。

（注３）口腔インプラントに関する業績がある場合は、4 号様式（2）及び 4 号様式（3）を作成すること。

（注４）症例の記載方法、写真等の取り扱いについては、申請書の様式に従うこと。また症例は認定失効期日の 5 年前のものから認定失効期日 3 ヵ月前までのものを提出すること。

参　考
旧社団法人施行細則　平成１９年６月１７日制定、平成１９年４月１日施行
平成２２年９月１７日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 委員会設置規程（改正案）

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における委員会の設置に関する必要事項を定めることを目的とする。

（委員会）

第２条　本会に、本会定款施行細則第２２条の規定に基づき、理事会の議を経て委員会を設置する。現在設置されている委員会は別紙「委員会一覧」に掲げるとおりとする。

（委員会の構成）

第３条　委員会の定数は、原則として８名以内とし、委員会が特に必要と判断した場合にはこれに加えて若干名の委員を置くことができる。

２　委員会は、委員長を補佐し、担当委員会の事業を処理するため必要と判断した場合には、委員の他にその他必要に応じた人数の幹事を置くことができる。

３　委員長は理事長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

４　副委員長及び委員は委員長が理事会の意見を聴いたうえで選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

５　委員会は、理事長の諮問を受け、特定の事項を審議し理事長に答申するものとする。

（分科会又は部会等の設置）

第４条　委員会は、委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、専門委員会、小委員会、分科会等名称の如何を問わず部会（以下「分科会等」という。）を置くことができる。

２　分科会の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。

（補則）

第５条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（雑則）

第６条　この規程に定めるもののほか、第２条の規定に基づき設置される委員会の運営に必要な事項は、総務委員会規程第７条第２号に基づき総務委員会の発議により別に定めることとし、理事会がこれを承認する。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、平成２６年７月１９日に一部改正し、同日から施行する。
４．この規程は、平成２７年５月３１日に一部改正し、同日から施行する。
５．この規程は、平成３０年５月２６日に一部改正し、同年６月１１日から施行する。
６．この規程の施行に伴って、平成２７年３月１５日に制定した公益社団法人日本口腔　　インプラント学会倫理審査委員会規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会医　　学倫理審査委員会規程に名称を変更するとともに、同規程に規定されている委員会の　　名称も医学倫理審査委員会とする。
７．この規程は、令和３年１０月２４日に一部改正し、同日から施行する。
８．この規程は、令和３年１２月１２日に一部改正し、同日から施行する。

参　考
旧社団法人内規　平成１７年８月１５日制定及び施行
　　平成１９年６月１７日一部改正、平成１９年４月１日施行

別紙　委員会一覧

（１）総務委員会
（２）広報委員会
（３）医療・社会保険委員会
（４）財務委員会
（５）編集委員会
（６）用語委員会
（７）学術委員会
（８）国際委員会
（９）研究推進委員会
(10) 教育・研修委員会
(11) 認定委員会
(12) 試験委員会
(13) 専門歯科衛生士委員会
(14) 専門歯科技工士委員会
(15) 倫理・利益相反委員会
(16) 医学倫理審査委員会
(17) 医療安全管理委員会
(18) 倫理・懲戒調査委員会
(19) 中央選挙管理委員会
(20) 専門医制度推進委員会
(21) ハラスメント防止委員会

公益社団法人日本口腔インプラント学会 総務委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２の規定に基づき、総務委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する事業全般にかかわる業務を行う。

（組織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び委員６名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠等又は増員により新たに選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）各種委員会業務の調整及び総括に関する事項

（２）定款、規則、規程、細則及び内規等に関する事項

（３）名誉会員に関する事項

（４）表彰に関する事項

（５）支部の活性化に関する事項

（６）その他、理事会から諮問された事項

（業務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）各種委員会業務の調整及び総括に関すること
（２）本会が定めている定款、規則、規程、細則及び内規等の改正に関すること
（３）名誉会員の選考に関すること
（４）各種表彰に関する候補者の審査及び選考に関すること
（５）支部の活性化方策に関すること
（６）その他、理事会から諮問された業務

（分科会、部会等の設置）

第９条　委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、分科会又は部会等（以下「分科会」という。）を置くことができる。

２　分科会の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。

（細則）

第１０条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改廃）

第１１条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、平成２４年９月２１日に一部改正し、同日から施行する。

４．この規程は、平成３０年５月２６日に一部改正し、同年６月１１日から施行する。

５．この規程の施行に伴って、平成２２年１１月１１日に制定した公益社団法人日本口腔インプラント学会会則委員会規程及び同学会表彰委員会規程並びに平成２６年７月１９日に制定した同学会支部活性化検討委員会規程は廃止する。
なお、同学会が定めている規程等に、会則委員会又は表彰委員会と規定されているものは、総務委員会と読み替えるものとする。

６．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行
平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 財務委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、財務委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する事業の財務にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する、

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）財務に関する事項

（２）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）予算案の策定

（２）決算に関する業務

（３）入会金・年会費に関する業務

（４）学術大会の決算に関する業務

（５）諸料金（投稿料・審査料・登録料・広告料等）に関する業務
（６）各種経費の申し合わせ事項の作成
（７）会計監査に関する業務
（８）その他、財務に関する業務

（細　則）

第９条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行
平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 編集委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、編集委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条及び定款施行細則第１８条に規定する日本口腔インプラント学会誌（以下、「学会誌」という。）の発行ならびに編集等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）学会誌の編集の基本方針に関する事項

（２）学会誌の投稿規程の制定・改廃に関する事項

（３）その他、学会誌及び国際誌に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）学会誌の投稿原稿の受付と査読者の決定

（２）学会誌の査読結果の報告を受けた原稿の掲載決定

（３）学会誌の依頼原稿の執筆者、項目、原稿枚数、執筆期限等の決定

（４）学会誌の毎号の編集、発刊に関し、必要な事項の検討

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、平成３０年７月８日に一部改正し、同日から施行する。

４．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日から施行する。

参　考

旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 学術委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、学術委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する学術研究にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長２名及び原則として委員８名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）学術大会の運営に関する事項

（２）関連する国内学会との連携

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）学術大会の運営に関する業務

（２）関連する国内学会との連携の調整

（３）その他、学術、研究に関する業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日より施行する。

３．この規程は、平成２４年９月２１日に一部改正し、同日より施行する。

４．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 教育・研修委員会規程

平成２６年７月１９日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、教育・研修

委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する教育ならびに研修にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員１０名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）卒前教育におけるカリキュラムプラン

（２）卒後教育、生涯教育、専門医教育におけるカリキュラムプラン

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）卒前教育および卒後教育の充実を図るための目標、方略の提案に関する業務

（２）専門医教育の充実を図るための目標、方略、評価の作成に関する業務

（３）その他、教育研修に関する事項

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、規程成立の日（平成２６年７月１９日）をもって施行する。

２．平成２２年１１月１１日制定の教育委員会規程は、この規程の成立をもって廃止する。

３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行
平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 用語委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、用語委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定するインプラント学に関する学術用語にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）インプラント学に関する学術用語の検討

（２）インプラント学に関する学術用語集の検討

（３）関連する国内及び国際学会における学術用語の整備ならびに統一

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）インプラント学に関する学術用語の統一

（２）インプラント学に関する学術用語集の編纂業務
（３）関連する国内及び国際学会における学術用語の整備ならびに統一
（４）その他、学術用語、研究に関する業務

（細　則）
第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。
（改　廃）
第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行
平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 認定委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、認定委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条第５項に規定する専門医の認定等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長２名及び原則として委員９名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

(1)　口腔インプラント専修医に関する事項

(2)　口腔インプラント専門医に関する事項

(3)　口腔インプラント指導医に関する事項

(4)　口腔インプラント基礎系指導医（者）に関する事項

(5)　研修施設に関する事項

(6)　専門医教育講座に関する事項

(7)　その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

(1)　口腔インプラント専修医の資格審査及び更新資格審査
(2)　口腔インプラント専門医の資格審査及び更新資格審査
(3)　口腔インプラント指導医の資格審査及び更新資格審査
(4)　口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格審査及び更新資格審査
(5)　研修施設の資格審査及び更新資格審査
(6)　専門医教育講座の開催
(7)　研修施設の活動報告書及び事業計画書の審査
(8)　その他、理事会から諮問された事項

（細　則）
第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。
（改　廃）
第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
１．この規程は、公益社会法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。
３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行
平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 試験委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、試験委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する認定医試験にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において指導医から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、各支部の指導医から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

(1)　　口腔インプラント専門医試験に関する事項

(2)　　口腔インプラント指導医試験に関する事項

(3)　　ケースプレゼンテーション試験に関する事項

(4)　　その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）認定試験

（２）認定試験の試験問題の作成

（３）認定試験申請書類の審査

（４）ケースプレゼンテーション試験の実施

（５）ケースプレゼンテーション論文の査読

（６）その他、認定試験の実施にかかわる業務

（７）その他、理事会から付託された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規定は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考	
旧社団法人規則	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 国際委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、国際委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第３条　第２条　本委員会は、定款第５条に規定する渉外活動、及び International Journal of Implant Dentistry（以下、「国際誌」という。）の発行ならびに編集等にかかわる業務を行う。

（組織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員７名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠~~等~~又は増員により新たに選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）国外の関連他学会との交流に関する事項

（２）国外の他学会への演者及び役員の推薦に関する事項

（３）関連する国際学会との連携に関する事項

（４）国際誌の発行に関する事項

（５）前号に関し、関連する国外学会との連携に関する事項

（６）その他、理事会から諮問された事項

（業務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）国外の関連学会に関する情報の収集及びその広報・通知に関すること

（２）国外の関連学会との共催学会開催の支援に関すること

（３）学術大会への外国人講師の招聘に関すること

（４）国際誌の発行にかかる業務

（５）前号に関し、関連する国外学会との連携・調整

（６）その他、理事会から諮問された業務

（細則）

第９条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成３０年５月２６日に一部改正し、同年６月１１日から施行する。

３．この規程の施行に伴って、平成２４年７月２２日に制定した公益社団法人日本口腔インプラント学会国際誌委員会規程は廃止する。
なお、同学会が定めている規程等に、国際渉外委員会又は国際誌委員会と規定されているものは、国際委員会と読み替えるものとする。

４．この規程は、平成３０年５月２６日に、国際渉外委員会及び国際誌委員会統合に伴い規程改正されたが、国際誌業務が外れたことから平成３０年７月８日に一部改正し、同日から施行する。

５．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考

旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行
平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 医療・社会保険委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、医療・社会保険委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条に規定する医療問題にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）インプラント診療に係る医療問題に関する事項

（２）社会保険制度ならびに診療報酬に関する事項

（３）喫煙問題に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）医療問題における調査と分析

（２）社会保険制度ならびに診療報酬に関する問題の検討と関係諸機関との連絡調整

（３）喫煙問題に関する対策ならびに禁煙指導に関する業務

（４）その他、医療問題に関して理事会から付託された業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考

旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 広報委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、広報委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する広報にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員５名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）本会広報誌の編集

（２）本会ホームページの編集

（３）その他、本会の広報に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）本会広報誌による本会会員への広報活動

（２）本会ホームページによる本会会員及び社会に向けての情報発信

（３）その他、広報に関する業務

（細　則）

第９条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門歯科衛生士委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、専門歯科衛生士委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　　本委員会は、定款第５条第５項に規定するインプラント専門歯科衛生士の認定等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員７名以内をもって組織し、原則として専門医７名及びインプラント専門歯科衛生士２名をもって構成する。

２　　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　　委員長は、会務を総括する。

２　　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）インプラント専門歯科衛生士に関する事項

（２）インプラント専門歯科衛生士教育講座に関する事項

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）インプラント専門歯科衛生士の資格審査、試験及び認定

（２）インプラント専門歯科衛生士の更新資格審査及び認定

（３）インプラント専門歯科衛生士教育講座の開催

（４）優秀歯科衛生士発表賞（協賛：ヒューフレディ・ジャパン合同会社）選考に関すること

（５）その他、委員会で必要と認めた事項及び理事会から付託された業務

（細　則）

第９条この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２６年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門歯科技工士委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、専門歯科技工士委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条第５項に規定するインプラント専門歯科技工士の認定等にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名をもって組織し、専門医及びインプラント専門歯科技工士をもって構成する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）インプラント専門歯科技工士に関する事項

（２）インプラント専門歯科技工士教育講座に関する事項

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　　本委員会は、次の業務を行う。

（１）インプラント専門歯科技工士の資格審査、試験及び認定

（２）インプラント専門歯科技工士の更新資格審査及び認定

（３）インプラント専門歯科技工士教育講座の開催

（４）その他、委員会で必要と認めた事項及び理事会から付託された業務

（細　則）

第９条この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１０条　　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 中央選挙管理委員会規程

平成２２年１１月１１日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、中央選挙管理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款及び定款施行細則に規定する役員候補者及び代議員候補者選出にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び各支部選挙管理委員会の委員長を含む委員若干名をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　各支部選挙管理委員会の委員長以外の委員は、委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、代議員選挙規定に準拠し次の事項を審議する。

（１）正会員数の確認に関する事項

（２）次期代議員候補者及び次期理事候補者の資格、身分の確認に関する事項

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、代議員選挙規定に準拠し次の業務を行う。

（１）正会員数の確認

（２）次期代議員候補者及び次期理事候補者の選出の特例の決定
（３）次期代議員候補者及び次期理事候補者の資格の確認
（４）その他、前号の目的を達成するために必要な業務

（細　則）
第９条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。
（改　廃）
第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
この規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。
この規程は、令和２年９月１９日に一部改正し、同日から施行する。
この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行 平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 専門医制度推進委員会規程

平成２４年7月２２日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、専門医制度推進委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条及び定款実施細則第２４条に規定する専門医制度の推進にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員５名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）専門医制度の推進に関する事項

（２）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）専門医制度の推進に関する業務

（２）その他、理事会から諮問された業務

（分科会等の設置）

第９条　本委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、分科会等を置くことができる。

２　分科会等の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。

（細　則）

第１０条　　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第１１条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、平成２４年7月２２日に制定し、同日から施行する。

２．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する

３．この規程は、令和３年１２月１２日に一部改正し、同日より施行する

公益社団法人日本口腔インプラント学会　倫理・利益相反委員会規程

令和２年１２月６日制定

（趣　旨）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）は、本学会事業活動に関わる倫理問題および、会員などの利益相反（COI）を適正に管理するため、倫理・利益相反委員会（以下「本委員会」という。）を置き、本委員会の組織及び運営等に関し必要な事項を次のとおり定める。

（組　織）

第２条　本委員会は、委員長、副委員長、委員６名以内及び１名以上の外部委員をもって組織する。

２　委員長は理事長が指名し、副委員長及び委員は、理事会において理事又は代議員の中から選任し、理事長が委嘱する。

３　外部委員は、本学会会員以外の有識者を理事長が選任し委嘱する。

４　委員長及び委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

５　委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。但し、委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を代行する。

６　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（業　務）

第３条　本委員会は、本学会「口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針」（以下「COI 指針」という。）及び「同指針細則」（以下「COI 指針細則」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を行う。

⑴　本学会会員などの利益相反を適正に管理するための方策の立案

⑵　本学会会員などの COI 自己申告書に関わる調査、審査及び措置などに関すること

⑶　本学会会員などからの利益相反に関する質問・相談への対応

⑷　本学会の利益相反に関わる情報の公開に関すること

⑸　口腔インプラント学及び口腔インプラント医療における倫理指針の審議

⑹　厚生労働省未承認薬剤及び器材の臨床使用及び学会での取り扱い方法の審議

⑺　口腔インプラント学及び口腔インプラント医療における倫理に関する調査及び研究

⑻　調査及び研究に基づく口腔インプラント及び口腔インプラント医療における倫理に資する総合的な方策の立案と実施

⑼　本学会会員などから医療広告ガイドライン等の倫理指針に違反する疑いが発覚した場合の確認および調査の実施

⑽　本学会会員などに対する国等から発出された倫理関連法規および指針を迅速に公開するとともに本学会内の関連規定及びホームページ等の内容への反映

⑾　その他、理事会から諮問された事項の審議および目的を達成するために必要な業務

２　本委員会委員が関与する事案が調査・審査の対象となった場合、当該委員は調査・審査業務に加わらない

ものとする。

（利益相反管理のための調査などの実施）

第４条　前条第１項第２号は、COI 指針Ⅱに定める対象者について、次の各号に掲げる方法により実施する。

⑴ 利益相反自己申告書の請求

⑵ 事情聴取

⑶ 助言・指導など

⑷ 状況観察と報告書の請求

⑸ その他、利益相反管理のための調査に必要と認める事項

２　前項各号の実施手続などについては、本委員会が別に定める。

（審査、勧告などの手続）

第５条　本委員会は、前条の規定により実施した調査に基づき、当該対象者の COI 状態について審査し、本学会として許容できるか否かについて判定する。

２　本委員会は、前項の規定による審査の結果、COI 状態の改善が必要と判定した者に対し、改善勧告を行うことができる。

３　本委員会は、前項の改善勧告を行った場合、対象者の COI 状態について改善状況を観察し、必要に応じて報告を求めることができる。

４　本委員会は、前項の措置後も、対象者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、審査の結果などを理事会に報告する。

（定足数及び議決）

第６条　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

２　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（利益相反相談窓口の設置と業務）

第８条　本学会会員などの利益相反に関わる深刻な問題を未然に防ぐため、本委員会に利益相反相談窓口（以下「COI 相談窓口」という。）を設置する。

２　COI 相談窓口の委員は、本委員会委員の中から委員長が若干名を指名する。

３　COI 相談窓口は、関係部署の協力を得て、次の各号に掲げる業務を行い、必要に応じて業務に関する報告書を本委員会に提出する。

⑴ 利益相反に関する質問又は相談に対する助言及び指導に関すること

⑵ その他、本委員会から付託された利益相反に関する事項の検討

（委員等の守秘義務）

第９条　本委員会の委員は、職務上知り得た秘密を、正当な事由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

２　第７条の規定により本委員会に出席を求められた者及び本委員会の事務を行う者についても、前項の規定を準用する。

（補　則）

第10条　この規則に定めるもののほか、本委員会の運営に必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附　則

１　この規程は、令和２年１２月６日に制定し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 研究推進委員会規程

平成２６年7月１９日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、研究推進委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する研究推進にかかわる業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員７名以内及び１名以内の外部委員をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

４　外部委員は、本会会員以外の有識者を理事長が選任し委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（１）口腔インプラントに関する疫学的調査、研究

（２）疫学的調査に基づいたインプラント治療に関するガイドライン

（３）その他、理事会から諮問された事項

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（１）疫学的調査、研究の立案、実施

（２）関連学会、機関との調査研究についての連携

（3）その他、研究推進に関する事項

（細　則）

第９条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第10条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則

１．この規程は、規程成立の日（平成２６年７月１９日）をもって施行する。

２．この規程は、平成２７年３月１５日一部改正し、同日から施行する。

３．この規程は、令和２年１２月６日に一部改正し、同日より施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　医学倫理審査委員会規程

平成２７年3月１５日制定

（設　置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定、ならびに文部科学省および厚生労働省の定めた「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」という。）に基づき、医学倫理審査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目　的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する口腔インプラントに関する研究及び調査に関し、研究者が行う人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）が倫理指針の定めにそって科学的かつ倫理的配慮の基に実施される事を目的として、業務を行う。

（組　織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長２名及び原則として委員１０名以内をもって組織する。ただし、２名以上は会員以外の者でなければならない。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、倫理指針の定めに従い、別に定める細則に基づいて、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職　務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任　期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）

第６条　本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。なお、会議の成立については、細則に別に定める。

３　本委員会の議事は、出席委員の全会一致をもって決し、全会一致が困難な場合には、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合に限り、全会一致ではない議決によることができる。この場合、出席委員の大多数の意見をもって、本委員会の意見とする。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　本委員会は、次の事項を審議する。

（1）研究を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項

（2）研究の実施中又は終了時に行う事項

（3）その他、理事会から諮問された事項

２　審議事項に関する詳細は、細則等を別に定める。

（業　務）

第８条　本委員会は、次の業務を行う。

（1）研究の実施に伴う、調査審議

（2）研究の申請に伴う、様式等の整備

（3）研究に関する審査資料の保管。なお保管場所は、本学会事務局とする。

２　業務に関する詳細は、細則等を別に定める。

（細　則）

第９条　この規程の施行に関し必要な細則は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

（改　廃）

第10条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

１．この規程は、平成２７年３月１５日に制定し、同日から施行する。

２．この規程は、平成２９年３月１２日に改定し、同日から施行する。

３．この規程は、平成３０年６月１１日の組織変更に伴い名称を倫理審査委員会から医学倫理審査委員会に変更する。なお、同学会が定めている規程等に、倫理審査委員会と規定されているものは、医学倫理審査委員会と読み替えるものとする。

４．この規程は、令和２年１２月６日に改定し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 医療安全管理委員会規程

令和２年１２月６日制定

（設置）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、医療安全管理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第２条　本委員会は、定款第５条に規定する医療安全管理にかかわる業務を行う。

（組織）

第３条　本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員６名以内をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

３　委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

（職務）

第４条　委員長は、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

３　委員は、この規程の第７条に掲げる事項を審議し、第８条に掲げる業務を担当する。

（任期）

第５条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により新たに選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

（審議事項）

第７条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）医療安全管理についての活動及び研究に関する事項

（２）医療事故の分析及び再発防止策に関する事項

（３）医療安全管理のための啓発、教育研修、広報及び出版に関する事項

（４）その他、理事会から諮問された事項

（業務）

第８条　委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

（１）医療安全管理についての活動及び研究に関すること
（２）医療事故の分析及び再発防止策の検討並びに委員会によって立案された防止対策及び改善策の実施状況の調査及び見直しに関すること
（３）医療安全管理のための啓発、教育研修、広報及び出版に関すること
（４）独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と連携して医薬品・医療機器のリジストリ等情報収集及び情報交換に関すること
（５）その他、理事会から諮問された業務
（分科会、部会等の設置）
第９条　委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、ワーキンググループまたは部会等（以下「分科会」という。）を置くことができる。
２　分科会の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。
（細則）
第１０条　この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。
（改廃）
第１１条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
１．この規程は、規程成立の日、令和２年１２月６日をもって施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
ハラスメント防止委員会規程

（設　置）
第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第２２条の規定に基づき、ハラスメント防止委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

（目　的）
第２条　本委員会は、ハラスメントを防止ならびに対処に必要な業務を行う。
なお、ハラスメントの定義は、関係法令及び指針等によるものとする。

（組　織）
第３条　本委員会の定数は、原則として８名以内とする。
２　委員長は理事長が指名し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
３　委員会は男女両性で構成する。
４　委員の構成は次の通りとし、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
　なお、（５）は事案に応じて時限的に委嘱することができる。
（１）理事　１名
（２）総務委員会及び倫理・懲戒調査委員会の委員　各１名
（３）事務局長
（４）顧問弁護士　１名
（５）上記以外の会員又は外部有識者　若干名

（任　期）
第４条　委員長、副委員長及び委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会　議）
第５条　本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
２　本委員会は、委員の２分の１以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
３　本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　本委員会委員が事案の関係者である場合は、議事に参加できない。
５　本委員会には、委員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者が出席することが

できる。
６　本委員会は、必要に応じて委員の数名をもって構成する小委員会を設け、業務の一部を委託することができる。

（業　務）
第６条　本委員会は、次の業務を行う。
（１）　ハラスメント防止の指針の策定及び周知並びに啓発及び研修に関すること
（２）ハラスメント防止及び排除のための措置及び提言に関すること
（３）ハラスメントに起因する問題に対する適切な対処と措置並びに提言に関すること
（４）相談窓口の設置に関すること
（５）調停又は事実調査に関すること
（６）上記各号に関連しハラスメント防止または問題対処に必要とされる業務に関すること

（不利益扱いの禁止）
第７条　本委員会委員及び関係者は、ハラスメントの相談や申出に対して、不利益な取扱いをしてはならない。但し、故意に虚偽であることを述べたり、相手を貶めるために画策したりした場合にはこの限りではない。

（守秘義務）
第８条　本委員会委員及び関係者は、本規程に基づく手続により知りえた秘密を漏らしてはならない。また、ハラスメント被害の申出人及び関係者のプライバシーの保護に努めなければならない。
２　前項の義務は委員の任期終了後も同様とする。

（内　規）
第９条　本委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において内規を作成する。

（改　廃）
第１０条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
１．この規程は、成立の日（令和３年１２月１２日）から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会における
基本財産の運用益の使途に関する規程

平成２２年１１月１１日制定

（目　的）

第１条　この規程は、基本財産の連用益の使途に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（使　途）

第２条　基本財産の運用益の使途は、定款第５条に定める事業の実施に限定する。

（補　則）

第３条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考

旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会における
学術推進基金に関する規程

平成２２年１１月１１日制定

（目　的）
第１条　この規程は、基金（以下「基金」という）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

（使　途）
第２条　基金の使途は、研究奨励事業、国際学術大会開催等の実施に限定する。

（構　成）
第３条　基金は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）　基金とすることを指定して寄附された財産
（２）　理事会において基金に繰り入れることを議決した財産
（３）　基金とされている株式に基づく新株の発行により取得した株式

（管理運用）
第４条　基金は、元本が回収できる見込みが高く、かつ高い運用益が得られる方法で、固定資産として管理する。

（充　当）
第５条　基金の計画的な取り崩しにより事業の実施に充当するものとし、運用益は基金全額を費消する年度においてその金額を執行する。
２　前項の取り崩し額及び運用益の額は、予算に計上しなければならない。

（処　分）
第６条　事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて基金及び運用益の全部又は一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

（補　則）
第７条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則
この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年　８月１５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会
役員の報酬等及び費用に関する規程（報酬規程）

平成 22 年 11 月 11 日制定

（目的及び意義）

第１条　この規程は、この法人の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、総会に選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　この法人は、常勤役員及び非常勤役員の報酬は、原則として無報酬とする。ただし、非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事については、理事会への出席、監査業務等、必要の都度、定額を支払うことができる。

（報酬等の額の決定）

第４条　非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事に対する報酬は、下記に定める金額とする。

理事会への出席、監査業務等、必要の都度　2 万円

（報酬の支給日）

第５条　非常勤役員のうちこの法人の会員でない監事の報酬は、その都度支給する。

（報酬等の支給方法）

第６条　　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

２　　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第７条　　この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。

（公表）

第８条　　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 慶弔規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）は、本会の業務のため慶弔に関する支出の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに適正な支出を図るため本規程を定める。

（慶事）

第２条　本会に多大の功績をもたらした者の慶事に際しては、祝意を表することができる。

２　各支部、関連学会、関連学会役員等の慶事に際しては、祝意を表することができる。

３　祝意は、祝儀及び祝電とする。

４　執行に際して必要があれば、理事長又は代表者が直接祝意を表することができる。その際の交通費、宿泊費等は、旅費規程にしたがって支給する。

５　その他、理事長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

（弔事）

第３条　会員の逝去に際しては、通常総会時に弔意を表するものとする。

２　本会に多大の功績をもたらした者の弔事に際しては、弔意を表することができる。

３　弔意は、弔電、生花及び香典とする。

４　執行に際して必要があれば、理事長又は代表者が直接弔意を表することができる。その際の交通費、宿泊費等は、旅費規程にしたがって支給する。

５　その他、理事長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

（執行）

第４条　慶事及び弔事は、会員等からの通知に基づくものとする。

２　慶事及び弔事を行った場合は、理事会で報告するものとする。

（祝儀及び香典）

第５条　祝儀及び香典は、一般社会通念上の額とする。

２　慶事及び弔事に関わる支出は、予備費から行う。

（補則）

第６条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 支部助成金規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）
第１条　支部活動活性化のため、各支部に年度毎に支部助成金を交付する。助成金の額は、別に定める。

（使用目的）
第２条　支部助成金は、以下の項目について使用するものとする。
（１）　支部代議員会等の開催経費
（２）　学術大会経費
（３）　選挙経費
（４）　専門医教育講座関連経費
（５）　専門歯科衛生士教育講座関連経費
（６）　専門歯科技工士教育講座関連経費
（７）　市民公開講座等の社会連携関連経費
（８）　その他本学会の趣旨と合致した活動

（補則）
第３条　この規程の改正には、理事会の議決を要する。

（附則）
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２６年１１月１６日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 支部会計規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）
第１条　助成金を含めた支部会計は、本規程により処理する。

（会計手続き）
第２条　支部における経理上の取り扱いは、以下の通りとする。
（１）　会計年度開始前の１月末日までに、本部事務局へ翌年度事業計画書及び支部予算書を提出する。
（２）　会計年度末の３月３１日までに支部預金残高（手元保有現金含む）を本部会計へ送金する。
（３）　会計年度経過後４月３０日までに、本部事務局へ前年度事業報告書ならびに支部会計及び支部学術大会会計の決算書、出納簿、会計年度末における残高証明書ならびに預金通帳の原本を提出する。
（４）　請求書・領収書等の証拠書類（証憑）は、原則として本部保管とする。
（５）　支部は毎月の証拠書類（証憑）を翌月２０日までに本部事務局に提出する。
（６）　本部は年度当初に各支部あてに予算を配布する。

（謝礼等の処理）
第３条　講師等の謝礼の支払いに当たっては、以下の通りとする。
（１）　支部において講演依頼する場合には、あらかじめ本部事務局に講演開催名、講演開催日、講師名、演題、講師住所、講師料を連絡する。
（２）　講師謝礼には税金（源泉徴収）を含むものとする。なお、本部事務局で源泉徴収税を明記した領収書を作成し、支部へ送付する。
（３）　支部は、領収書を講師に渡し、領収書に署名を受け、源泉徴収税と合わせて本部事務局へ送付する。源泉徴収税は、本部事務局で納税する。
（４）　旅費交通費に関しては、学会旅費規程に準拠するものとする。

（補則）
第４条　この規程の改正には、理事会の議決を要する。

（附則）
１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この規程は、平成２３年１０月２３日に一部改正し、平成２４年４月１日から施行する。
３．この規程は、平成２５年６月２日に一部改正し、同日から施行する。
４．この規程は、平成２６年１１月１６日に一部改正し、平成２７年３月１５日から施行する。
５．この規程は、平成２８年３月１３日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 会計処理規程

平成２２年１１月１１日制定

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における会計処理に関し、法令、定款、公益法人会計基準（平成１６年１０月１４日公益法人等の指導監督に関する関係省庁連絡申し合わせ）に定めのない事項について、定める。

（経理の原則）

第２条　本会の経理は、前条の定めに準拠して処理されなければならない。本規程ならびに公益法人会計基準に定めのない経理処理については、財務担当理事の決裁を得て行う。

２　本規程は、本会の経理事務のすべてについて適用する。

（会計年度）

第３条　本会の会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年４月１日から翌年３月末日までとする。

（会計区分）

第４条　本会の会計は単一の会計とする。

２　事業遂行上、一般会計から区分することが必要な場合は、総会の承認を得て特別会計を設けることができる。

３　本会の経理は、本部及び支部を一括した統一会計とする。但し、一般会計、特別会計ごとに区分して行う。

第２章　収支予算

（収支予算の目的）

第５条　収支予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数をもって表示し、責任の範囲を明らかにし、かつ収支予算と実績との比較検討を通じて事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（収支予算書の作成）

第６条　財務担当理事は、理事長の指示を受けて関係者から予算編成に必要な資料を提出させ、また調整を行い、収支予算書の原案を作成して理事長へ提出する。

２　理事長は、前項の収支予算書原案を総会へ提出する際は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

３　収支予算書は、理事会の議決を経て毎事業年度開始前に内閣府に提出しなけれ

ばならない。

（暫定予算書の作成）

第７条　財務担当理事は、年度開始後収支予算案が総会で承認されるまでは、経常的収支の執行についてのみ事務局長に行わせる。

２　理事長は、予算の編成がやむを得ない理由により遅延するときは、財務担当理事に前年度の予算の範囲内で一定期間の暫定予算書を作成させ、理事会の承認を経て、執行させることができる。

３　前項の暫定予算は、速やかに本予算に組み入れることを要する。

（支出予算の流用）

第８条　予算の執行に当たり、各項目間において相互に流用してはならない。但し、理事長が予算の執行上必要があると認めたときは、小科目間において流用することができる。

（予備費の計上及び使用）

第９条　支出予算に、予測し難い不足を補うため相当額の予備費を計上するものとする。

２　財務担当理事は、前項の予備費を使用する場合、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。予備費を使用したときは、理事長は理事会に使用の理由、金額及び積算基礎を明らかにして報告しなければならない。

（収支予算の補正）

第１０条　やむを得ない理由により収支予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を編成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

（収支予算の執行者）

第１１条　収支予算の執行者は、理事長とする。

２　各事業担当の理事は、所管事業に関する収支予算の執行について、理事長に対して責任を負う。

（経理責任者）

第１２条　本会の経理責任者は、財務担当理事とする。

２　財務担当理事は、本会の財務及び経理業務を適切に遂行するため、事務局長を指揮する。

第３章　決　算

（決算の種類）

第１３条　決算は、毎月末の月次決算と毎年３月末の年度決算に区分して行う。

（月次決算）

第１４条　財務担当理事は、毎月末に会計記録を整理し次の計算書類を作成して、理事長に提出しなければならない。

（１）月次収支計算書

（２）貸借対照表

（年度決算）

第１５条　財務担当理事は、年度決算においては通常の業務のほか、少なくとも次の事項について計算を行わなければならない。

（１）減価償却額の計上

（２）未収金、未払金、前払金、前受金の計上

（３）退職給付引当金の計上

（４）流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否

（５）負債の実存性と簿外負債がないことの確認

（６）収支計算書に計上された項目のうち、資産、負債とされるものが正しく貸借対照表に計上されているか否かの確認

（７）その他必要とされる事項の確認

（決算書類の作成）

第１６条　財務担当理事は、前条の年度決算に必要な計算を行った後、次に掲げる計算書類による決算書を作成し、理事長に報告しなければならない。

（１）収支計算書

（２）貸借対照表

（３）正味財産増減計算書

（４）財産目録

（５）収支計算書及び財務諸表に対する注記

（６）その他必要な書類

第１７条　理事長は、前条の計算書類について監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて理事会及び総会へ提出し、その承認を受けて決算を確定しなければならない。

２　前項の計算書類は、毎年６月末日までに内閣府に提出しなければならない。

（重要な会計方針）

第１８条　本会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

（１）有価証券の評価基準について

①　満期保有目的の債権は、移動平均法による原価法による。

②　時価のある有価証券は、決算日の市場価格等に基づく時価法により評価し、売却原価は移動平均法により算定する。

③　時価のない有価証券は、移動平均法による原価法による。

（２）固定資産の原価償却について

減価償却資産は、定額法による減価償却を実施する。

（３）引当金の計上基準について

退職給与引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。

（４）消費税の会計処理は、税込処理による。

（５）資金の範囲には、現金預金、未収金・未払金、前払金・前受金、立替金・預かり金及び一時的な資金運用として保有している有価証券・短期借入金を含める。

第４章　財　務

（資金計画）

第１９条　財務担当理事は、予算執行に際して必要と思われる場合は、年度収支予算にもとづき年次及び月次資金計画を作成する。

（資金の調達）

第２０条　本会の事業運営に要する資金は、入会金収入、会費収入、事業収入、補助金等収入、寄付金収入、基本財産及び運用財産より生ずる利息収入その他の収入により調達する。

（資金の借入れ）

第２１条　財務担当理事は、前条に定める収入によりなお資金が不足する場合は、金融機関からの借入金により調達する。

２　年度収支予算の執行に当たり、資金の一時的な不足を調達するため資金を借入れた場合は、その借入金は原則としてその年度内に返済しなければならない。

３　固定資産の取得、改良、その他資本的支出に充てるための資金を借入れる場合は、原則として長期借入金によらなければならない。

４　資金の借入れは、理事会で承認された収支予算書及び一時的な短期の借入金については収支予算書に注記されている借入限度額の範囲内で、財務担当理事がその返済計画を作成し、理事長の承認を得て行わなければならない。

（投資）

第２２条　財務担当理事は、理事長の承認を得て、出資及びその変更・脱退ならびに有価証券の取得及びその売却を行うことができる。

２　有価証券は、金銭と同様安全かつ確実に管理するとともに、適切に運用しなければならない。

３　有価証券の価格は、原則として取得価格による。但し、時価が取得価格より著しく低く、かつ取得価格までの回復の見込みがない時は、時価により評価する。

（資金の貸付け）

第２３条　財務担当理事は、理事長の承認を得て、別に定めるものを除き資金の貸付けを行うことができる。

（金融機関との取引）

第２４条　財務担当理事は、金融機関との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事長の承認を得て行う。

２　金融機関との取引は、理事長の名をもって行う。

第５章　勘定科目及び電算帳簿組織

（勘定科目の設定）

第２５条　各会計区分においては、収入及び支出の状況ならびに財政状態を的確に把握するために必要な勘定科目を設ける。

２　各勘定科目の名称、性質及び処理基準については、公益法人会計基準の定めるところによる。

（勘定処理の原則）

第２６条　勘定処理を行うに当っては、特に次の原則に留意しなければならない。

（１）すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理しなければならない。

（２）収入科目と支出科目とを相殺してはならない。

（３）その他一般に公正妥当と認められた公益法人会計基準に準拠して行う。

（会計帳簿）

第２７条　会計帳簿は、次のとおりとする。

（１）主要簿　　① 総勘定元帳　　② 仕訳帳

（２）補助簿

２　補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票ならびに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成されなければならない。

（会計伝票）

第２８条　一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行う。

２　会計伝票は次のとおりとする。

（１）入金伝票

（２）出金伝票

（３）振替伝票

３　会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は別に保存する。

（証憑）

第２９条　証憑とは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

（１）請求書

（２）領収書

（３）証明書

（４）原議書及び伺書

（５）検収証、納品書

（６）引渡書

（７）各種計算書

（８）見積書及び発注書

（９）契約書、覚書その他の証書

（10）その他取引を裏付ける参考書類

（記帳）

第３０条　総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

２　補助簿は、会計伝票又は証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

（電算帳簿書類の保存・処分）

第３１条　経理に関する書類及び電算帳簿、電算伝票の保存期間は次のとおりとする。

（１）貸借対照表及び正味財産増減計算書	永久
（２）収支予算書及び収支計算書	永久
（３）収入支出に関する帳簿及び証拠書類	10 年
（４）会計帳簿及び会計伝票	10 年
（５）その他の書類	5 年

２　前項の保存期間は、当該会計年度終了日から起算する。

３　電算帳簿等を焼却その他の処分に付する場合は、事前に財務担当理事（財務委員長）の指示又は承認によって行う。

第６章　出　納

（金銭の範囲）

第３２条　この規定において金銭とは、現金、預金及び振替貯金をいう。

２　現金とは、通貨のほか随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

３　手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取り扱う。

（預貯金及び公印等の管理）

第３３条　預貯金の名義人は、公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長とする。

２　金融機関届出の印鑑は、財務担当理事が保管・管理する。

３　金融機関の預貯金通帳は、出納責任者が堅牢な金庫内に保管・管理する。

４　金融機関との取引を開始し又は廃止するときは、理事長の承認を得なければならない。

（出納責任者）

第３４条　本会に出納責任者を置き、事務局長がこれにあたる。

２　出納責任者は、金銭の保管及び出納事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を置くことができる。

３　出納事務担当者は、出納責任者が特に定めた以外の業務を行ってはならない。

（納入告知及び督促）

第３５条　出納責任者は、関係者に対して適時に納入告知または債権の督促を行う。

（金銭の収納）

第３６条　金銭の収納は、原則として本会預貯金口座への振込みによって行う。但し、入

会時の入会金及び年会費、その他特別の理由があるときは現金をもって収納することができる。この場合別に定める領収証を発行しなければならない。また、振込みによる収納の場合、本人の請求があったときは領収証を発行しなければならない。

２　領収証は出納責任者が発行する。但し、特別の理由があるときは、出納事務担当者に発行を委ねることができる。

３　収納した金銭は、原則として日々銀行に預け入れるものとし、収納した金銭を支出に充ててはならない。

（支払方法）

第３７条　金銭の支払いは、原則として銀行振込制度によるものとする。但し、少額の支払い等これにより難い場合はこの限りでない。

（小口現金）

第３８条　出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手持現金を置くことができる。

２　手持現金の額は、通常一ヶ月程度の所要額を勘案して必要最小限にとどめる。

（支払手続き）

第３９条　出納事務担当者が金銭を支払うときは、支払い期限を順守し、出納責任者の承認を得て、最終受取人からの請求書その他取引を証する書類（写）に、必要事項を記載した預金払戻請求書を添えて、財務担当理事へ送付する。

２　財務担当理事は、前項の預金払戻請求書を受領したときは、添付の請求書その他取引を証する書類（写）と照合して、支払いの正当性及び金額を確認し保管する金融機関届出の印鑑を捺印して、出納事務担当者へ返送するものとする。

３　出納事務担当者は、財務担当理事から前項の預金払戻請求書を受領したときは、支払伝票を作成し出納責任者の決裁を得たのち、支払い手続きを行う。

（出納報告書）

第４０条　出納責任者は、現金収納した入会金及び年会費ならびに第３７条に規定する小口現金に関する出納報告書を毎月末に作成し、手持ち現金残高の内訳表を添えて財務担当理事へ報告しなければならない。

第７章　契　約

（契約事務責任者）

第４１条　本会に契約事務責任者を置き、事務局長がこれにあたる。

２　契約事務責任者は、請負、売買、貸借その他の契約をする場合は、原則として複数の者による一般競争又は指名競争入札によるものとし、公正な方法により競争に付さなければならない。但し、第４２条及び第４４条に該当する場合は、随意契約によることができる。

（随意契約）

第４２条　次に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず随意契約によることができる。

（１）本会の情報及び行為を秘密にする必要があるとき。

（２）契約の性質又は目的が競争に適さないとき。

（３）緊急の必要により、競争に付することができないとき。

（４）競争に付することが不利と認められるとき。

（５）予定価格が３００万円を超えない製造または請負をさせ、または予定価格が２００万円を超えない財産を買い入れるとき。

（６）予定価格が５０万円を超えない財産を売り払うとき。

（７）予定賃借料の年額又は総額が１００万円を超えない物件を借り入れるとき。

（８）　随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。

（９）官公庁その他の公法人、公益法人、慈善のため設立された救済施設等と契約するとき。

(11) 運送又は保管をさせるとき。

(12) 外国で契約するとき。

(13) 前各号のほか、本会の業務運営上理事長が特に必要と認めたとき。

（見積書の徴取）

第４３条　随意契約による場合には、原則として２人以上の者から見積書を徴するものとする。但し、５万円を超えない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

（随意契約の特例）

第４４条　競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付しても落札者がないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

（予定価格の設定）

第４５条　契約事務責任者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約にかかる予定価格を設定しなければならない。但し、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格書の作成を要しないと認められるもの等特別の事由がある場合については、予定価格書の作成を省略することができる。

（落札の方式）

第４６条　契約事務責任者は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。但し、本会の支払の原因になる契約のうち、相手方となるべき者の申し込み価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を

乱す恐れがあり著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

２　契約事務責任者は、その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が本会にとって最も有利なもの（同項但し書きにあっては、次に有利なもの）をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

（契約書の作成）

第４７条　契約事務責任者は、契約を締結しようとするときは、当該契約の性質及び目的に従ってその履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。但し、小額の契約その他の理由で契約書の作成の必要を認めない場合は、省略することができる。

第８章　物　品

（物品の範囲）

第４８条　この規定において物品とは、次の各号のものをいう。

（１）消耗品

（２）備　品　（耐用年数１年以上もので、取得価格が２０万円以上のもの）

（物品の購入）

第４９条　物品の購入は、収支予算に基づいて事務局長が行う。

２　備品の購入にあたっては、事前に理事長及び財務担当理事の承認を得る。

（物品の管理）

第５０条　事務局長は、経費を支出して取得した物品のうち、備品として管理するものは備品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならない。

（補　則）

第５１条　本規程の改正は、理事会の承認を経なければならない。

（附　則）

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会特定費用準備資金等取扱規程

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の特定
　費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し、
　必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語は、次の各号の定めるところによる。

（１）特定費用準備資金
　　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）各条文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

（２）特定資産取得・改良資金
　　認定法施行規則各条文に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金
　をいう。

（３）特定費用準備資金等
　　上記各号を総称する。

（原　則）

第３条　この規程による取扱については、認定法施行規則に則り行うものとする。

第２章　特定費用準備資金

（特定費用準備資金の保有）

第４条　本会は、特定費用準備資金を保有することができる。

（特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き）

第５条　本会が前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は事業ごとにその資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は次の各号に掲げる要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

（１）その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
（２）積立限度額が合理的に算定されていること。

（特定費用準備資金の管理・取崩し等）
第６条　前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。
２　前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
３　前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第３章　特定資産取得・改良資金

（特定資産取得･改良資金の保有）
第７条　本会は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

（特定資産取得･改良資金の保有に係る理事会承認手続き）
第８条　本会が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の各号に掲げる要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。
（１）その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
（２）その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

（特定資産取得･改良資金の管理・取崩し等）
第９条　前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。
２　前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
３　前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第４章　公表及び経理処理

（特定費用準備資金等の公表）
第１０条　特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については、積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については、資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠について、書類を本会事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（特定費用準備資金等の経理処理）
第１１条　特定費用準備資金等については、認定法施行規則の各条文に基づき経理処理を行う。

（利息の処理）
第１２条　特定費用準備資金等の運用により生ずる利息は、当該資産に受け入れないものとする。

第５章　雑　則

（改　廃）
第１３条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則
この規程は、平成３０年３月１１日に制定し、同年４月１日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
講師および原稿執筆等謝金に関する規程

令和３年２月１４日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）が依頼する講師および原稿執筆等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

（支払対象者）

第２条　謝金の支払対象者は、本会の常勤役員および職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

（謝金の種類）

第３条　謝金の種類は、次のとおりとする。

（１）講演および実技指導等の実施の対価
（２）機関誌、教本等の査読および原稿執筆等の対価
（３）各種試験等の審査および採点の対価
（４）各種抄録等の査読の対価
（５）通訳および翻訳の対価
（６）研究調査等および作業の対価
（７）会議等に出席し討議の実施の対価
（８）その他

（謝金の額）

第４条　謝金の額は、別表１の謝金単価基準表に定める額を基準とする。
なお、事業等を実施するうえで特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

（領収書の収受）

第５条　謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を収受しなければならない。
なお、インターネットバンキングによる支払いの場合にはこの限りではない。

（所得税の源泉徴収および納税）

第６条　謝金の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収お

よび納税を行うものとする。

（補足）
第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

（規程の改廃）
第８条　この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附則
１．この規程は、令和３年２月１４日から施行する。

講師および原稿執筆等謝金に関する規程　別表１

令和３年３月２０日

対象者	基準額（単価：円）	備考
講演料（会員）	50,000	学術大会等講演、各種講習会
講演料（非会員）	100,000	学術大会等講演、各種講習会
資料作成費	30,000	専門医臨床技術向上講習会
論文査読料（会員）	3,600	学会誌
論文査読料（非会員）	6,000	学会誌
原稿執筆者（会員）	20,000	依頼論文
原稿執筆者（非会員）	50,000	依頼論文
試験採点者（口頭試問）	13,000	各種試験審査
ｹｰｽﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ抄録査読	600	
ｹｰｽﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ論文査読	2,400	
学術大会抄録査読	600	
委員会・会議出席	20,000	非会員のみ
倫理審査料	600	

※謝金の支給については、役務に対する個人への報酬であり、労務の生じない場合においては支給しない。

※上記謝金基準額に含まれない謝金が発生した場合は、別途定める。

※上記謝金基準額に所得税は含まれません。

公益社団法人日本口腔インプラント学会 旅費規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第２条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款に基づき、本会の業務のため旅行する役員及び会員等の旅費に関する基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに、旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

（旅費の支給）

第２条　役員及び会員等が出張した場合には、この規程に定める旅費を支給する。

（旅費の計算）

第４条　旅費は、通常の経路及び方法により旅行した場合の最も経済的な旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、現に旅行した経路及び方法により計算する。

２　会議等の出席に際しての移動には、新幹線（指定席）の利用を認める。

３　前項における北海道、九州、四国、及び本州の青森、岩手、宮城、秋田、山形、富山、鳥取、島根、広島、山口県からの出席者には、航空機の利用を認める。

４．その他の事例については、財務委員長了解のもと理事長が決定する。

（航空運賃の支弁）

第４条　航空運賃は認められた地域において、現に支払った運賃（実費運賃）を支給する。

第５条　同一日の異なる会議等に出席した場合の旅費は、一会議等分のみを支給する。

ただし、会場間等の移動交通費は、公共交通機関利用の実費額を支給する。

第６条　異なる会議等が２日間連続して開催され、それぞれに出席する場合には、前条に従い交通費を支給する。なお、２日目の会議出席のため宿泊を要する場合は、一会議の交通費及び宿泊費の支給とする。

（日当）

第７条　日当は、日額５千円を支給する。ただし、会議等開催日のみ支給する。

（宿泊費）

第８条　会議等が、１０時３０分より前又は１８時より後に開催される場合には、宿泊費として、１万５千円を上限に実費額を支給する。

（旅費の請求手続）

第９条　旅費の支給を受けようとする者は、所定の請求書（旅費請求書）に必要な書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

（旅費の支弁）

第 10 条　交通費及び宿泊費の支払いは、旅費請求書に基づき、財務委員長了解のもと理事長が決定する。なお、特別の事例についても同様とする。

第 11 条　旅費の支給は、原則として銀行振込みによるものとする。

（補則）

第 12 条　本規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

附則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．この規程は、平成２６年１１月１６日一部改正し、平成２７年1月１日より施行する。

３．この規程は、平成２９年３月１２日一部改正し、平成２９年４月１日より施行する。

４．この規程は、平成３０年３月１１日一部改正し、平成３０年４月１日より施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行
	平成２１年３月２２日一部改正、平成２１年４月１日施行
	平成２１年６月２１日一部改正及び施行
	平成２２年３月１４日一部改正、平成２２年４月１日施行
	平成２２年５月１６日一部改正、平成２２年４月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会　就業規則

平成２８年３月１３日制定

第１章　総則

（目的）

第１条　この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第８９条に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の職員の就業に関する事項を定めるものである。

２　この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

（適用範囲）

第２条　この規則は、本会の職員に適用する。

２　非常勤職員等の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

３　前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

（規則の遵守）

第３条　本会は、この規則に定める労働条件により、職員に就業させる義務を負う。また、職員は、この規則を遵守しなければならない。

第２章　採用、異動等

（採用手続）

第４条　職員の採用は、採用を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。

２　採用を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1)　履歴書（３か月以内に撮影した写真を貼付）

(2)　健康診断書

(3)　最終学校の卒業証明書及び前職の退職証明書

(4)　資格又は免許証の写し（ただし、何らかの資格証明書を有する場合に限る。）

(5)　前各号のほか理事長が必要と認める書類

ただし、理事長が必要を認めないときは、その書類を一部省略することができる。

３　職員の採用は、第１項の選考に合格した者のうちから、所定の手続きを終えた者に理事長が辞令を交付することによって行う。

（採用時の提出書類）

第５条　職員として採用された者は、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

(1)　身上書

(2)　戸籍抄本又は住民票

(3)　基礎年金手帳の写し

(4)　所得税源泉徴収票（所得年内で前歴がある者）

(5)　扶養親族承認申請書（扶養親族がある者）

(6)　通勤届

(7)　その他必要と認める書類

２　前項の定めにより提出した書類の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく届け出なければならない。

（試用期間）
第６条　労働者として新たに採用した者については、採用した日から３か月間を試用期間とする。
２　前項について、本会が特に認めたときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
３　試用期間中に職員として不適格と認めた者は、解雇することがある。ただし、入職後１４日を経過した者については、第３４条第２項に定める手続によって行う。
４　試用期間は、勤続年数に通算する。
（労働条件の明示）
第７条　本会は、職員を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働契約書を取り交わし、この規則を交付して労働条件を明示するものとする。
（人事異動）
第８条　本会は、業務上必要がある場合に、職員に対し従事する業務の変更を命ずることがある。
２　前項の場合、職員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。
（休職）
第９条　職員が、次のいずれかに該当するときは、所定の期間休職とする。
(1)　業務外の傷病による欠勤が３か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないときは、１年以内。
(2)　前号のほか、公職への就任、刑事事件により起訴された場合など特別な事情があり休職させることが適当と認められるときは、必要な期間。
２　休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として元の職務に復帰させる。ただし、元の職務に復帰させることが困難又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。
３　第１項第１号により休職し、休職期間が満了してもなお傷病が治癒せず就業が困難な場合は、休職期間の満了をもって退職とする。
４　休職期間中に一時出勤し、１か月以内に同一理由により再び欠勤となったときは、前後の期間を通算して休職期間とする。

第３章　服務規律

（服務）
第１０条　職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、業務上の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。
２　事務局の統括者は事務局長とし、理事会の承認を得て事務局次長以下の職階を定めることができる。
（遵守事項）
第１１条　職員は、以下の事項を守らなければならない。
(1)　許可なく職務以外の目的で本会の施設、物品等を使用しないこと。また、許可なく勤務に必要のない物品等を職場に持ち込んではならない。
(2)　職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
(3)　勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
(4)　本会の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
(5)　在職中及び退職後においても、業務上知り得た機密情報を漏洩しないこと。
(6)　許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。
(7)　酒気を帯びて就業しないこと。
(8)　職場内で許可なく印刷物の配布・掲示してはならない。
(9)　その他職員としてふさわしくない行為をしないこと。

（セクシュアルハラスメントの禁止）
第１２条　性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。
（職場のパワーハラスメントの禁止）
第１３条　職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。
（個人情報保護）
第１４条　職員は、本会の個人情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係のない情報を不当に取得してはならない。
２　職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた本会及び関係先機関等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。
（始業及び終業時刻の記録）
第１５条　職員は、始業及び終業時にタイムカードを自ら打刻し、始業及び終業の時刻を記録しなければならない。
（遅刻、早退、欠勤等）
第１６条　職員は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で事業場から外出する際は、事前に事務局長に対し申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならない。
２　前項の場合は、原則として不就労分に対応する給与は控除する。ただし、前項の届出のあった場合に限り、第２１条の年次有給休暇の範囲で振り替えることができる。
３　傷病のため継続（休日等含む）して７日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。
（出張）
第１７条　職員は、業務のため必要ある時は出張を命ぜられることがある。
２　出張に関する手続及び出張旅費については別に定める。

第４章　就業時間、休憩及び休日

（勤務時間及び休憩時間）
第１８条　就業時間は、１週間については３５時間、１日については７時間とする。
２　始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、事前に職員に通知する。

始業・終業時刻	休憩時間
始業　　午前　９時３０分 終業　　午後１７時３０分	１２時００から１３時００分まで

（休日）
第１９条　休日は、次のとおりとする。
(1)　土曜日及び日曜日
(2)　国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）
(3)　年末年始（１２月２９日～１月３日）
(4)　その他本会が特に指定する日

（時間外勤務及び休日勤務）

第２０条　業務の都合により、第１８条の所定就業時間を超え、又は第１９条の所定休日に勤務させることがある。

２　前項の休日は、振替前の休日を所定の勤務日とし、振替後を休日とする。ただし、その振替指定日は原則４週間以内とする。

３　妊娠中の女性、産後１年を経過しない女性職員（以下「妊産婦」という）であって請求した者及び１８歳未満の者については、第２項による時間外勤務又は休日若しくは深夜（午後１０時から午前５時まで）勤務に従事させない。

４　災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第１項から前項までの制限を超えて、所定勤務時間外又は休日に勤務させることがある。ただし、この場合であっても、請求のあった妊産婦については、所定勤務時間外勤務又は休日勤務に従事させない。

第５章　休暇等

（年次有給休暇）

第２１条　採用日から６か月間継続勤務し、所定就業日の８割以上出勤した職員に対しては、１０日の年次有給休暇を与える。その後１年間継続勤務するごとに、当該１年間において所定就業日の８割以上出勤した職員に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。ただし、２０日を限度とする。

勤続期間	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

２　前項の規定にかかわらず、週所定就業時間３０時間未満であり、かつ、週所定就業日数が４日以下（週以外の期間によって所定就業日数を定める職員については年間所定就業日数が２１６日以下）の職員に対しては、下の表のとおり所定就業日数及び勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

週所定労働日数	1年間の所定就業日数	勤続期間						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

３　第１項又は第２項の年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に取得させる。

ただし、職員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得させることがある。

４　第１項及び第２項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。

(1)　年次有給休暇を取得した期間

(2)　産前産後の休業期間

(3)　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業及び介護休業した期間

(4)　業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間

６　付与日から１年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から２年以内に限り繰り越して取得することができる。ただし、２０日を限度とする。

７　前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。

（年次有給休暇の取得単位）

第２２条　年次有給休暇の取得単位は１日又は時間単位とする。時間単位年休を取得する場合の、１日の年次有給休暇に相当する時間数は休憩時間を除く７時間とする。ただし、時間単位年次休暇は年に５日を限度とする。

（産前産後の休業）

第２３条　６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）以内に出産予定の女性職員から請求があったときは、休業させる。

２　産後８週間を経過していない女性職員は、就業させてはならない。

３　前項の規定にかかわらず、産後６週間を経過した女性職員から請求があった場合は、その者について医師が支障がないと認めたときは、業務に就かせることができる。

（母性健康管理の措置）

第２４条　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性職員から、所定勤務時間内に、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申出があったときは、次の範囲で時間内通院を認める。

(1)　産前の場合

妊娠２３週まで・・・・・・・・・４週に１回

妊娠２４週から３５週まで・・・２週に１回

妊娠３６週から出産まで　　・・・・１週に１回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）がこれと異なる指示をしたときには、その指示により必要な時間

(2)　産後（１年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

２　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性職員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。

(1)　妊娠中の通勤緩和措置として、通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として１時間の勤務時間の短縮又は１時間以内の時差出勤を認める。

(2)　妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす。

(3)　妊娠中又は出産後の女性職員が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導事項を遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。

（育児時間）

第２５条　１歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほか１日について２回、１回について３０分の育児時間を与える。

（育児・介護休業、子の看護休暇等）

第２６条　職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

２　育児休業、介護休業等の取扱いについては別に定める。

（特別休暇）

第２７条　職員は次の各号に該当するときは、次のとおり特別有給休暇を与える。

(1)　本人の結婚のとき　５日

(2)　実子の結婚のとき　１日

(3)　妻の出産したとき　２日

(4)　忌引き

① 配偶者、実子、実父母又は養父母（喪主のとき）が死亡したとき　７日

② 祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹又は孫が死亡したとき(本人喪主のとき)　５日

③ 同　（本人が喪主でないとき）　４日

④ 配偶者の実父母又は養父母が死亡したとき　２日

(5)　夏季における心身の健康維持のための休暇（７月～９月の期間）５日

(6)　所定勤務時間内における育児時間（第25条）　1日30分２回

(7)　前各号のほか本会が必要と認めたとき　必要な期間

２　特別有給休暇を受けようとする職員は、事前に事務局長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（病気休暇及び生理休暇）

第２８条　職員が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を与える。

２　生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

（裁判員等のための休暇）

第２９条　職員が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。

(1)　裁判員又は補充裁判員となった場合　必要な日数

(2)　候補者となった場合　必要な時間

第６章　給与

第３０条　職員の給与は、別に定めるところにより、これを支給する。

第７章　定年、退職及び解雇

（定年等）

第３１条　職員の定年は、満６０歳、事務局長については６５歳とし、定年に達した日の属する年度末をもって退職とする。

２　前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、第３２条の退職事由又は第３４条の解雇事由に該当しない職員については、満６５歳までこれを再雇用することができる。

３　業務の都合により理事長が特に必要と認めた場合は、第１項の規定にかかわらず延長することができる。

（退職）

第３２条　前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

(1)　退職を願い出て本会が承認したとき、又は退職願を提出して１４日を経過したとき

(2)　期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき

(3)　第９条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき
(4)　死亡したとき
２　職員が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由を記載した証明書を遅滞なく交付する。

（退職願の提出）
第３３条　職員が退職しようとする場合は、３０日前に理事長に退職願を提出しなければならない。

（解雇）
第３４条　職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。
(1)　勤務状況が著しく不良で､改善の見込みがなく､職員としての職責を果たし得ないとき。
(2)　勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。
(3)　業務上の負傷又は疾病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病が治らな い場合であって、傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなったとき（本会が打ち切り補償を支払ったときを含む。)。
(4)　精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
(5)　試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で､職員として不適格であると認められたとき。
(6)　第４２条第２項に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。
(7)　事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。
(8)　その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。
２　前項の規定により解雇する場合は、少なくとも３０日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の３０日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし､予告の日数については、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。
３　前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて職員を第４２条に定める懲戒解雇する場合又は次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は適用しない。
(1)　日々雇い入れられる職員
ただし、１か月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。
(2)　２か月以内の期間を定めて使用する職員
ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。
(3)　試用期間中の職員
ただし、１４日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。
４　第１項の規定による職員の解雇に際して職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

第８章　退職手当

第３５条　職員が退職したときは、別に定めるところにより退職手当を支給する。
ただし、第４２条第２項による懲戒免職は除くものとする。

第９章　安全衛生及び災害補償

（遵守事項）
第３６条　本会は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措

置を講ずる。
２　職員は、安全衛生に関する法令及び本会の指示を守り、本会と協力して労働災害の防止に努めなければならない。
３　職員は安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。
(1)　常に整理整頓に努め、通路、避難口又は消火設備のある所に物品を置かないこと。
(2)　火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、ビル管理室に報告し、その指示に従うこと。
(3)　喫煙は、所定の場所以外では行わないこと。

（健康診断）

第３７条　職員に対しては、毎年１回定期に健康診断を行う。
２　前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する職員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。
３　長時間の勤務により疲労の蓄積が認められる職員に対し、その者の申出により医師による面接指導を行う。
４　第１項及び第２項の健康診断並びに前項の面接指導の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、勤務時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。
５　健康診断の実施に関する運用方針は別に定める。

（健康管理上の個人情報の取扱い）

第３８条　本会への提出書類及び身上その他の個人情報（家族状況も含む）並びに健康診断書その他の健康情報は、次の目的のために利用する。
(1)本会の労務管理、給与管理、健康管理
(2) 本会の業務変更等のための人事管理
２　職員の定期健康診断の結果、職員から提出された診断書、産業医等からの意見書、過重労働対策による面接指導結果その他健康管理に関する情報は、職員の健康管理のために利用するとともに、必要な場合には産業医等に診断、意見聴取のために提供するものとする。

（災害補償）

第３９条　職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に定めるところにより災害補償を行う。

第１０章　表彰及び懲戒

（表彰）

第４０条　本会は、職員が次のいずれかに該当するときは、表彰することがある。
(1)　勤続１０年以上の者
(2)　勤務成績が特に優秀で他の模範となる者
(3)　業務に関し有効適切な工夫をなし、業務能力の増進に寄与した者
(4)　重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者
(5)　社会的功績があり、本会及び職員の名誉となった者
(6)　前各号に準ずる善行又は功労のあったとき。
２　前項の表彰は、賞状のほか賞品又は賞金を授与して行う。

（懲戒の種類）

第４１条　本会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。
(1)　戒告
始末書を提出させて将来を戒める。

(2)　減給

始末書を提出させて減給する。ただし、減給は１回の額が月額の１日分の５割を超えることはなく、また、総額が１給与支払期における給与総額の１割を超えることはない。

(3)　出勤停止

始末書を提出させるほか、３０日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

(4)　懲戒免職

予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当（平均賃金の３０日分）を支給しない。

（懲戒の事由）

第４２条　職員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、戒告、減給又は出勤停止とする。

(1)　正当な理由なく無断欠勤が７日以上に及ぶとき。

(2)　正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をしたとき。

(3)　過失により本会に損害を与えたとき。

(4)　素行不良で本会内の秩序及び風紀を乱したとき。

(5)　性的な言動により、他の職員に不快な思いをさせ、又は職場の環境を悪くしたとき。

(6)　性的な関心を示し、又は性的な行為をしかけることにより、他の職員の業務に支障を与えたとき。

(7)　１１条、第１３条、第１４条に違反したとき。

(8)　その他この規則に違反し又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

２　職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒免職とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第３４条に定める普通解雇、前条に定める減給又は出勤停止とすることがある。

(1)　重要な経歴を詐称して雇用されたとき。

(2)　正当な理由なく無断欠勤が１４日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき。

(3)　正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、３回にわたって注意を受けても改めなかったとき。

(4)　正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかったとき。

(5)　故意又は重大な過失により本会に重大な損害を与えたとき。

(6)　本会内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）。

(7)　素行不良で著しく本会内の秩序又は風紀を乱したとき。

(8)　数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、改善の見込みがないとき。

(9)　職責を利用して交際を強要し、又は性的な関係を強要したとき。

(10)　第１３条に違反し、その情状が悪質と認められるとき。

(11)　許可なく職務以外の目的で本会の施設、物品等を使用したとき。

(12)　職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め若しくは供応を受けたとき。

(13)　私生活上の非違行為や本会に対する正当な理由のない誹謗中傷等であって、本会の名誉信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼす行為をしたとき。

(14)　正当な理由なく本会の業務上重要な秘密を外部に漏洩して会社に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。

(15)　その他前各号に準ずる不適切な行為があったとき。

（損害賠償）

第４３条　職員が故意又は重大な過失により本会に重大な損害を与えたときは、その全部又は一部を賠償させることができる。ただし、これによって規則第４１条の懲戒を免れるものではない。

（補則）
第４４条　この規則を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則
１　この規則は、平成２８年３月１３日に制定し、平成２８年４月１日から施行する。
２　平成２２年１１月１１日制定の就業規程は、この規則の施行日をもって廃止する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　職員給与規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会就業規則第３０条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

２　職員の給与は、この規程に定めるもののほか、一般職の国家公務員の例によるものとする。

（給与の種類）

第２条　給与は、俸給、役職手当、職能手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日給及び特別手当（期末手当、勤勉手当）　とする。

（俸給月額）

第３条　俸給月額は、相当等級の国家公務員に支給される額を基礎として、別に理事長が定める額とする。

２　事務局長及び事務局次長については、年俸制とし別に理事長が定める額とする。

（給与の支給方法及び支給日）

第４条　給与（特別手当を除く。）の支給は、月の１日から末日迄の期間につき、その月の２５日を支給定日として、その月の全額を支給（時間外手当及び休日給については、その月の分を次の月の支給定日に支給）する。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。

２　特別手当の支給月日は６月３０日及び１２月２０日とし、それぞれの月の１日（以下「基準日」という。）に在職する職員に対し支給する。なお、これらの基準日前一月以内に死亡した職員についても同様とする。また、支給日については、前項ただし書きと同様とする。

３　役職手当及び扶養手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日が月の２５日以後である場合には、翌月の支給日に支給する。

４　新規採用者又は復職者の発令が月の途中である場合の当該月の給与は、勤務実績にもとづき日割計算をもって支給する。

５　職員が月の途中で退職した場合の当該月の給与は、勤務実績にもとづき日割計算をもって支給し、職員が死亡した場合は、その月の末日までの給与を支給する。

６　職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべきものの金額を控除した残額を、直接職員に支給する。

（扶養手当）

第５条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者
(2) 満２２歳以下の子、孫及び弟妹（２２歳年度の３月３１日まで）
(3) 満６５歳以上の父母及び祖父母
(4) 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、別に定める。

４　扶養手当の支給を受けようとする職員は、所定の扶養手当支給申請書に証拠書類を添えて事務局長に提出し、当該扶養親族についてその確認を受けなければならない。

５　職員に扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じた場合は、所定の申告書を事務局長に提出しなければならない。

６　新たに職員となった者に扶養親族がある場合には、その者が職員となった日から、扶養手当を支給する。また、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日から、それぞれの支給を開始し、又はその支給額を改定する。

７　職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者が生じた場合には、その事実が生じた日から、扶養手当の支給を停止し、又はその支給額を改定する。

（住居手当）

第６条　住居手当は、借家・借間に居住する職員に対し、別に定める額を支給する。

（通勤手当）

第７条　通勤手当は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合（利用距離１キロメートル以上の場合に限る。）に月額55,000円を限度に支給する。

２　月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割計算により支給する。また、月の途中での順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

（時間外手当・休日給）

第８条 時間外手当は、正規の時間を超えて勤務を命ぜられた職員に対し支給する。

２　休日給は、就業規則第１９条に規定する休日に勤務を命じられた職員に支給する。

３　第１項及び第２項の規定による手当額は、勤務時間１時間について第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じた額を支給する。ただし、その時間外勤務が、午後１０時から翌日午前５時までの間である場合においては、１００分の１５０を乗じた額とする。

（勤務１時間当りの給与額の算出）

第９条　勤務時間１時間当たりの給与額は、給料の月額に１２を乗じ、その額を１週間の勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額とする。

（役職手当）

第10条　役職手当は、部長、課長の職にある職員に対し、別に定める額を支給する。

（職能手当）

第11条　職能手当は、主任手当を支給するものとし、別に定める額を支給する。

（給与の減額）

第12条　欠勤、遅刻、早退等により職員が勤務しないときは、その勤務しない時間１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して、給与を支給する。

（休職・休業者の給与）

第13条　職員の欠勤期間及び休職・休業期間については、原則として給与を支給しない。ただし、欠勤、休職等の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合は、最長６か月の範囲内において本俸の一部を支給することができる。

（昇給・昇格）

第 14 条　職員が、現俸給を受けるに至ったときから１２か月を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給・昇格させることができる。

（再雇用）

第 15 条　就業規則第３０条第２項にもとづき、再雇用した場合の給与は、俸給表（別表 1）の退職時等級の欄外「再任用」欄を適用する。ただし、退職時の給与額が再任用額より低い場合は退職時の給与額とする。

２　雇用期間は 1 年契約とし、更新することができる。

（健康診断補助金）

第 16 条　就業規則第３７条にもとづき、職員が定期健康診断（人間ドックについては、職員の被扶養者である配偶者を含む）を受診した場合、本人の申請によりその基本受診科目に要した費用の全部又は一部を補助する。

（細則）

第17条　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

（補則）

第18条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

１．この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記に日から施行する。

２．この規程は平成２８年３月１３日に一部改正し、平成２８年４月１日から施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成１８年９月１５日一部改正、平成１８年９月１日施行
	平成２０年３月３０日一部改正、平成２０年４月１日施行
	平成２２年３月１４日一部改正、平成２２年４月１日施行
	平成２２年６月　６日一部改正、平成２２年６月１日施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員退職手当規程

平成２２年１１月１１日制定

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）就業規則第３５条に規定する職員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

（退職手当の支給）

第２条　退職手当は、職員が１年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(1)　疾病のため辞職した場合

(2)　在職中死亡した場合

(3)　本法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合

(4)　定年退職の場合

(5)　自己の都合により円満退職した場合

２　就業規則第４１条第１項第４号に基づく懲戒免職の処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。

３　定年退職後再雇用された者には、退職手当は支給しない。

（普通退職の場合の退職手当）

第３条　普通退職の場合の退職手当の額は、退職の日における俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　１年以上１０年以下の期間については、1年につき１００分の１００

(2)　１１年以上２０年以下の期間については、1年につき１００分の１１０

(3)　２１年以上の期間については、1年につき１００分の１２０

２　前項に規定する者のうち、その者の都合により退職した場合の退職手当の額は、前項の規定により計算した額に退職の日における俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)　勤続期間１年以上５年以下の者は、１００分の６０

(2)　勤続期間６年以上１０年以下の者は、１００分の７５

(3)　勤続期間１１年以上２０年以下の者は、１００分の８０

(4)　勤続期間２１年以上の者は、１００分の９０

（勤続期間の計算）

第４条　退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本会の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

２　前項の規定により計算した在職期間に１年未満の端数がある場合は、その端数を切

り捨てる。ただし、傷病又は死亡により退職する者で、その在職期間が６月以上１年未満の場合には、これを１年とする。

３　産前産後の休業期間は勤続期間として通算する。その他の育児・介護・病気等の休業又は休職期間は通算しない。

（支払方法及び支払時期）

第５条　退職手当は、支給事由が生じた日から１か月以内に、退職者（死亡による場合はその遺族）に対して支払う。

（退職手当の増額）

第６条　第２条第１項第１号及び第２号に該当する場合は、理事長は、その退職手当を増額することができる。

（退職手当の減額）

第７条　在職期間中、勤務成績不良の者については、理事長は、所定の退職手当の３割を超えない範囲において減額することができる。

第８条　職員又は職員の家族が死亡したときは、別に定める弔慰金を支給する。

（細則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（補則）

第10条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

２　本会の設立認可以前における任意団体日本口腔インプラント学会及び社団法人日本口腔インプラント学会の常勤職員として在籍していた期間は、第４条の在職期間に通算する。

３　この規程は、平成２８年３月１３日に改正し、平成２８年４月１日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 事務処理規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第３３条の規定に基づき、事務処理の基準を定め適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

（事務局の組織）

第２条　本会の事務局に、事務局長ならびに職員として事務員をおく。

２　円滑な事務の実施に必要な場合は、係長等の職制をおくことができる。

（事務局長）

第３条　事務局長は、事務局の事務を統括する。

２　理事長は、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。

（職員の任免及び職務の指定）

第４条　職員の任免は、理事長が行う。

２　事務局職員の職務は、理事長の承認を経て、事務局長が指定する

（文書による処理及び決裁）

第５条　事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

２　事務は、担当者が文書によって起案し、事務局長の決裁を受けて執行することを基本とする。但し、重要な事務については、担当理事又は理事長の決済を経なければならない。

（帳簿）

第６条　事務局は、事務処理上必要な帳簿を備え、適正に記録保管しなければならない。

（文書等の保存期間）

第７条　文書等の保存期間は、次による。

１　永久保存

(1)　定款、設立許可書及び定款変更の認可書

(2)　総会、理事会に関する書類

(3)　登記に関する書類

(4)　予算及び決算に関する書類

(5)　財産に関する書類

(6)　契約に関する書類

２　１０年保存

(1)　役員に関する書類

(2)　会計諸帳簿及び書類

(3)　重要な調査に関する書類

(4)　証明に関する書類

(5)　会員に関する名簿及び書類

３　５年保存

(1)　業務に関する書類

(2)　文書収受発送に関する書類

(3)　その他の書類

（会計処理）

第８条　本法人の資産及び会計処理に関しては、別に定める。

（補則）

第９条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考

旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会 公印取扱規程

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、法令で定めるもののほか、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という）の公印について必要な事項を定める。

（公印の種類）

第２条　本会の公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。

（管守責任者）

第３条　事務局長は、本会の公印管守責任者として本会の公印を確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

（公印の作成）

第４条　事務局長は公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別紙様式１による公印作成（改刻、廃止）申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

（公印簿）

第５条　事務局長は、別紙様式２による公印簿を備え、これに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

（公印の使用）

第６条　公印の使用を必要とする場合は、事務局長が認める場合を除き、押印しようとする文書に決裁済みの原議書（以下「原議書」という。）を添えて、事務局長に請求するものとする。

２　事務局長は、公印の使用の請求を受けたときは、押印しようとする文書と原議書とを照合した上で自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、その押印に立ち会わなければならない。

（公印印影の印刷）

第７条　一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあっては、事務局長が支障がないと認めたときは、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

（公印の事故）

第８条　事務局長は、公印に盗難その他の事故が生じたときは、別紙様式３よる公印事故届を理事長に提出するとともに，適切な処置をとらなければならない。

（補則）

第９条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

別表（第２条関係）

種類	印刻文字	印材・形状	管守責任者
学会印	公益社団法人日本口腔インプラント学会之印	つげ・正方形	事務局長
理事長印	公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長之印	つげ・正方形	事務局長
	公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長之印	つげ・丸形	事務局長
委員会印	公益社団法人日本口腔インプラント学会・・委員会之印	つげ・正方形	事務局長
銀行印	公益社団法人日本口腔インプラント学会之印	つげ・丸形	事務局長

別紙様式１

令和　年　月　日

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　殿

公益社団法人日本口腔インプラント学会
事　務　局　長

公　印　（作　成／改　刻／廃　止）　申　請　書

下記により、公印を（作成／改刻／廃止）しますので、御承認願います。

記

印影の名称	
印材	
寸法	
刻印案 （廃止の場合は印影）	
使用開始（廃止）年月日	年　月　日（予定）
理由等	

別紙様式２

（公印簿の様式）

<table>
<tr><td colspan="3">（印影）</td></tr>
<tr><td colspan="2">印影の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">印材</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">寸法</td><td>ミリメートル平方</td></tr>
<tr><td>作成
改刻</td><td>年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃止年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考（特別の用途に使用する公印については，その用途を記入すること。）</td></tr>
</table>

注意　(1)　用紙は，Ａ４判とし，公印１個につき１枚とすること。

(2)　印影欄には，強じんな和紙に押印したものを貼付すること。

別紙様式３

年　　月　　日

公益社団法人日本口腔インプラント学会　理事長　殿

公益社団法人日本口腔インプラント学会　事務局長

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公印事故届

本件につき，下記のとおりお届けします。

記

公印管守責任者氏名	印
事故の発生年月日	年　　月　　日
事故の内容	
処置の内容	
その他必要事項	

公益社団法人日本口腔インプラント学会 情報公開規程

平成２２年１１月１１日制定

（目的）

第１条　この規程は、法令の定めるところにより、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）における情報公開に関する必要な事項を定める。

（管理）

第２条　本会の情報公開に関する事務は、本部の事務局が統括管理する。

（情報公開の対象とする資料及び備え置き）

第３条　本会の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

（１）定款

（２）役員名簿

（３）社員名簿

（４）事業報告書

（５）計算書類

①　収支計算書

②　正味財産増減計算書

③　貸借対照表

④　財産目録

（６）事業計画書

（７）収支予算書

２　前項の資料は次のものとする。

（１）　（１）、（２）及び（３）については、可能な限り最新の状態のもの。

（２）　（５）及び（７）については、法令に準拠し作成されたもの。

３　第１項の資料のうち（４）及び（５）については、当該事業年度終了後、３カ月以内に備え、５年間備え置くものとし、（６）及び（７）については、当該事業年度の開始後３カ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

（閲覧場所及び閲覧日時）

第４条　本会の公開する情報の閲覧場所は、本部の事務局及び支部とする。

２　閲覧の日は、本会の休日以外の日とし、閲覧の時間は、午前１０時から午後３時までとする。

（閲覧申請の方法及び閲覧の実施等）

第５条　本会の公開する情報の閲覧を希望する者から、第３条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取リ扱うものとする。

（１）　必要事項を記入した閲覧申請書（別紙様式１）の提出を受け、閲覧受付簿（別紙様式２）に必要事項を記載する。

２　第３条第１項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、本会が情報公開の対象を第３条第１項に掲げる資料に限定している旨を通知する。

３　第３条第１項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、事務局長又はその指示する者が応答し、質疑応答記録簿（別紙様式３）に記載して整理する。

（補則）

第６条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参考 旧社団法人規程　平成１７年８月１５日制定及び施行

様式１

閲　覧　申　請　書

公益社団法人　日本口腔インプラント学会

理事長　　殿

申請年月日　　令和　　年　　月　　日

申請者

申請者住所　　〒

電話番号　　（　　）

閲覧の目的		
閲覧対象資料（該当するものを〇で囲んで下さい。）		
定款	役員名簿	社員名簿
事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書
貸借対照表	財産目録	事業計画書
収支予算書		

様式２

閲　覧　受　付　簿

受付番号	受付年月日	申込人氏名	受付担当者の氏名	備考

受付番号は、年度ごとに更新する。

様式３

質疑応答記録簿

受付 番号	受付 年月日	申込人 氏名	応答者 役職氏名	質　疑	応　答

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理規程

目　次

第１章（目的）

第１条（目的）

第２章　会員の基本的姿勢

第２条（患者・社会への奉仕）
第３条（知識・技術の習得と生涯教育）
第４条（進歩と発展への貢献）
第５条（品性の陶冶と保持）
第６条（法令・規則等の遵守）
第７条（学会の決定の遵守）

第３章　研究活動

第８条（研究倫理の基本的な考え方）
第９条（研究施行時に遵守すべき倫理事項）

第４章　医療活動

１　患者に対する責務
第１０条（基本的姿勢）
第１１条（患者への説明と同意－インフォームド・コンセント）
第１２条（診療録等の記載と保存）
第１３条（患者の指導）
第１４条（守秘義務）
第１５条（患者の個人情報・診療情報の保護と開示）
第１６条（応召義務）

第１７条（口腔インプラント治療の応急処置）
第１８条（無診察治療の禁止）
第１９条（処方箋交付義務）
第２０条（対診・セカンドオピニオン）
第２１条（医療の安全確保）
第２２条（広告と宣伝）
第２３条（科学的根拠のない医療等）
第２４条（医療に含まれない商品の販売やサービスの提供）
第２５条（医療行為に対する報酬と謝礼）

２　歯科医師相互間の責務
第２６条（歯科医師相互間の尊敬と協力）
第２７条（主治医の尊重）
第２８条（患者の斡旋・勧誘）
第２９条（誹謗の禁止と証言）

３　歯科医師以外の関係者との関係
第３０条（歯科医療関連業者との関係）
第３１条（診療補助者の指導と監督）

４　社会に対する責務
第３２条（医療事故等への対応）
第３３条（社会に対する情報の発信）
第３４条（公衆衛生・保健活動への協力）
第３５条（保険医療）
第３６条（国際活動への参加）

第５章　教育活動

第３７条（教育活動への協力と貢献）
第３８条（教育活動時の遵守事項）

第６章　研修施設運営

第３９条（高度な倫理観保持の要請）
第４０条（研修施設の目的）
第４１条（研修施設の活動にあたり遵守すべき倫理事項）

第７章　資格

第４２条（専修医）
第４３条（専門医）
第４４条（指導医）
第４５条（口腔インプラント専門歯科衛生士）
第４６条（口腔インプラント専門歯科技工士）

第８章　役員・委員等の基本姿勢

第４７条（役員の基本的姿勢）
第４８条（委員会委員の基本的姿勢）
第４９条（会務遂行の基本的姿勢）

第９章　会員外への対応

第５０条（会員外への対応）

第１０章　雑則

第５１条（指針）
第５２条（改正）

附則

第１章　本規程の目的

（目的）

第１条 本規程は、法令及び公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という）の定款に基づき、本会及び各会員が遵守すべき倫理規範を定め、もって公益に資することを目的とする。

第２章　会員の基本的姿勢

（患者・社会への奉仕）

第２条　会員は、その職業を通じて、口腔インプラント学に関する知識、技術、経験を生かし、常に患者及び社会のために尽くさなければならない。

（知識・技術の習得と生涯教育）

第３条　会員は、口腔インプラントの質の向上のために日々研鑽に努め、新しい知識や技術を習得し、併せて医療人としての教養を深めるように心がけなければならない。

（進歩と発展への貢献）

第４条　会員は、口腔インプラントの基礎となる歯科医学の進歩と発展のために貢献すべきである。又、歯科医療向上のために、個々の患者の診療はもとより、基礎となる研究の向上も図らなければならない。

２　口腔インプラント器具、材料、治療法に関して新しい考案をした場合は、歯科医療の進歩、発展のために、学術的範囲において公開することが望ましい。但し、当該案件に関する特許権、著作権等は尊重されなければならない。

（品性の陶冶と保持）

第５条　会員は、口腔インプラントに対する患者及び社会からの信頼を維持し向上させるために、信頼を毀損する行為は常に慎み、品性の陶冶と保持に努めなければならない。

（法令・規則等の遵守）

第６条　会員は、法令を遵守すると共に、本会の定める定款等、関係諸規則等を尊重し遵守しなければならない。

（学会の決定の遵守）

第７条　会員は、総会、理事会、委員会等の決定に反する行為を行ってはならない。

第３章　研究活動

（研究倫理の基本的な考え方）

第８条　研究活動の主な目的は、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因、病態の理解及び患者の生活の質の向上にあり、その有効性、効率性、利便性及び質に関する研究を通じて、絶えず再検証されなければならない。臨床研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならない。こうした点を踏まえ、世界医師会によるヘルシンキ宣言に示されるように被験者の人間としての尊厳及び人権を守ると共に、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことができるように研究のための倫理事項を定める。

（研究施行時に遵守すべき倫理事項）

第９条　会員は研究を遂行するにあたり、以下の倫理事項を遵守しなければならない。

(1) 人間の尊厳、基本的人権や人類の平和・福祉に反する研究活動に参加してはならない。

(2) 真理の探究を旨とし、不正な手段により研究活動やその成果を捏造、剽窃、改ざんしてはならない。

(3) 他の国、地域、組織等において、文化、伝統、価値観、規範が多様であることを理解し、その倫理を尊重しなければならない。

(4) 性別、人種、出自、地位、思想、宗教などにより差別的な取り扱いをしてはならない。

(5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者等を対等な人格として尊重する倫理を持たなければならない。

(6) 先行研究の諸成果を尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

(7) 収集した個人情報は、法令に従って保護・管理しなければならない。

(8) ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な倫理方法で進めなければならない。

(9) 研究成果を社会に還元するために、積極的にそれを発表するように心がけなければならない。

(10) 臨床研究を行う場合には、「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省）を遵守し、疫学研究を行う場合には、「疫学研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守し、研究を実施する機関は、「倫理審査委員会」を設置して、研究者から提出された研究計画書の審査を行い、承認の可否を決定するなど、適正な研究の実施を図らねばならない。同様に遺伝子に関する研究を行う場合には、「ヒトゲノム・遺伝子

解析研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）、遺伝子治療に関する臨床研究を行う場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（文部科学省・厚生労働省）を遵守しなければならない。

(11) 動物を用いる研究を行う場合には、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（文部科学省）を遵守し、動物実験を実施する機関は、「動物実験委員会」を設置して、実験者から提出された実験計画書の審査を行い、承認の可否を決定するなど、適正な動物実験の実施を図らねばならない。

第４章　医療活動

１　患者に対する責務

（基本的姿勢）

第１０条　会員が医療行為を行う場合には、患者及び家族の人格や人権を尊重し、患者の健康及び福利の維持、増進のために、誠実かつ適正に医療を行わなければならない。

（患者への説明と同意－インフォームド・コンセント）

第１１条　歯科医師たる会員は、患者又は保護者に対して、検査、診断、治療、手術の内容、予測される今後の推移等について、理解しやすいように平易・適確に説明しなければならない。

２　会員は、治療についての患者又は法定代理人の自己決定権を尊重しなければならない。

３　口腔インプラント治療を行う場合には、患者（患者が自由意思を表明できないときはその法定代理人）の自由意思による同意を得なければならない。その同意は、歯科医師による必要かつ十分な説明を行い、それを理解し判断するために必要な時間を経た上で、得なければならない。なお、インフォームド・コンセントがなされたことを相互に確認するために、口腔インプラント治療の部位、本数、費用などを記載した書面を作成することが望ましい。

（診療録等の記載と保存）

第１２条　会員は、診療を行った時には、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

２　前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する会員の行った診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その会員において、５年間これを保存しなければならない。

（患者の指導）

第１３条　会員は、治療に必要な患者指導を適切に行わなければならない。

２　会員は、診療を行ったときは、患者又は保護者に対し、口腔清掃と定期検査の必要性、その他口腔保健の向上に必要な事項を指導しなければならない。

（守秘義務）

第１４条　会員は、職業上知り得た患者情報を、正当な理由なく外部に漏らしてはならない。

（患者の個人情報・診療情報の保護と開示）

第１５条　会員は、個人情報を適切に管理しなければならない。

２　会員は、患者から診療情報の開示を求められたときは、原則として開示しなければならない。但し、①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき、②医療機関の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、③開示することが他の法令に違反するときは、この限りではない。

会員は、診療情報開示を円滑に進めるための手続を定め、患者に手続への協力を求めることができる。但し、開示を不当に妨げるものであってはならない。

（応召義務）

第１６条　診療に従事する会員は、診察治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

２　診療を行った歯科医師は、診断書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

（口腔インプラント治療の応急処置）

第１７条　会員は、口腔インプラント治療中の患者又は患者の主治医から、緊急に口腔インプラント治療の応急処置を求められた場合には、可能な範囲で適切な処置を行う。

（無診察治療の禁止）

第１８条　会員は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方箋を交付してはならない。

（処方箋交付義務）

第１９条　会員は、歯科医師法の規定に基づき、処方箋を交付しなければならない。

（対診・セカンドオピニオン）

第２０条　会員は、自己の知識、技術の範囲を超えると判断した患者については、すみやかにそれぞれの専門医に対診を求め、適した医療を受診できる医療機関に転送するように努める。

また、会員が、他の医療機関の患者からセカンドオピニオンを求められた場合、そ

の求める理由及び利用方法が適正であると判断したときは、自らの診断に基づいて意見を述べることとする。

2　会員が、自己の患者から自分の診断・治療についてセカンドオピニオンを取得したいとの要請を受けた場合、または会員が必要と認めた場合には、必要な資料を提供し、対診を求めることとする。

3　対診を引き受けた会員は、与えられた情報の中で患者に対し、客観的な所信を誠実に述べ、その結果を遅滞なく主治医に報告する。会員は、対診に際し、主治医に必要事項を問い合わせることができる。

（医療の安全確保）

第２１条　会員は、医療の安全を確保するための最善の注意を払わなければならない。

（広告と宣伝）

第２２条　診療所の名称には、患者をまどわせ、研究機関や公的な施設と間違えるおそれのあるものを使用してはならない。

2　広告や宣伝は医療法に基づく範囲でなければならず、虚偽もしくは誇大な宣伝により患者を誤導したり、他の医療従事者を貶めたり、実現困難な治療が簡易に可能となるかの如く誤認させたりすることがあってはならない。

広告・宣伝の方法及び内容は、歯科医師や歯科医療の品位を損なうものであってはならない。例えば、根拠なく他医院や他の歯科医師を誹謗中傷したり、自己の取扱い症例を水増し報告したり、故なく自己の技術が特段に優っていることを誇示したり、低廉な見本ケースをすべてに該当するかのように装ったりすることである。

3　ホームページにおいても、その内容が不特定多数の患者を誘引する目的を持っているもの等については、前項と同様とする。

4　患者への情報提供は必要であるが、適切な情報提供の媒体を選定し、節度ある広告や宣伝を心がけなければならない。

（科学的根拠のない医療等）

第２３条　歯学、医学及びそれらの関連学会において効果がないとされている薬物、材料、治療法を安易に患者に使用してはならない。又、薬事未承認の薬物、材料、医療機器、治療法を、効果不明なまま安易に使用することは控え、その効能・効果又は性能に関して、広告してはならない。

2　医療の進歩は未知の領域に挑戦する中で得られるものであり、先端的・実験的医療と非科学的医療との峻別は容易ではないことに留意しつつも、科学的根拠に乏しい医療を行うことには慎重でなければならない。例え行う場合でも、根拠が不十分であることを患者に十分に説明し、同意を得た上で実施すべきであって、それが営利を目

的とするものであってはならない。

（医療に含まれない商品の販売やサービスの提供）

第２４条　医療施設の中で、治療に関連した患者の療養に必要なサプリメント、物品の販売及びサービスの提供をすることは許されるが、患者の便宜上有用なものに限らなければならない。

歯科医師、歯科医療の品位を損なう物品の販売やサービスの提供を行ってはならない。

（医療行為に対する報酬と謝礼）

第２５条　診療行為に対する報酬は、会員個々の知識、技術、経験に基づいた診療内容に対して適切なものであるべきである。

2 歯科医師相互間の責務

（歯科医師相互間の尊敬と協力）

第２６条　会員は、他の歯科医師に対し、その経験と学識に敬意を持って接し、医療行為に関しては協力を惜しんではならない。

（主治医の尊重）

第２７条　主治医は担当する患者の診療に対してすべての責任を持ち、他の歯科医師は主治医の判断、立場を尊重しなければならない。

２　主治医の紹介なく患者が、会員に対して、主治医の施した治療の継続を求めてきた場合は、患者から事情聴取した上で再び主治医を受診するように計らうことが望ましい。状況により治療の継続を引き受けなければならないと判断した場合には、主治医と連絡を取り、必要な検査資料と診療情報の提供を受け、円滑な治療の継続に努める。

（患者の斡旋・勧誘）

第２８条　会員は、患者の治療上の利益と相反する自己の利益を求めてはならない。又会員は、利益を目的として患者を治療に勧誘してはならない。

２　会員は、他の歯科医師より患者の紹介を受けた場合、又は他に患者を紹介する場合、その代償として紹介手数料に類する授受行為を行ってはならない。但し、社会通念上の儀礼的行為の範囲に留まる場合はこの限りではない。

３　会員は、報酬や利益を得て患者を斡旋する行為、又はそのような行為を行う業者に協力してはならない。

（誹謗の禁止と証言）

第２９条　会員は、患者及びその家族等に対して、他の歯科医師の行った診療内容等について必要もなくみだりに誹謗中傷を行ってはならない。

２　他の歯科医師の行った診療内容が適切でないと判断した場合には、患者に説明の上、当該歯科医師に連絡し、必要があれば改善処置を講ずる。

３　公的な機関から専門的な証言や意見を求められた場合には、協力して公正な意見を述べ、真実解明に協力しなければならない。

3 歯科医師以外の関係者との関係

（歯科医療関連業者との関係）

第３０条　業者との取引は適正なものでなくてはならず、業者との個人的な利益関係を優先させてはならない。

（診療補助者の指導と監督）

第３１条　会員は、診療補助者の業務について、その範囲を逸脱しないように指導し、監督しなければならない。

２　会員は、診療補助者が業務上知り得た患者情報等を漏洩することのないように指導し、監督しなければならない。

4 社会に対する責務

（医療事故等への対応）

第３２条　診療中の患者に傷害を与える事故が起こった場合には、会員は先ず患者の応急措置を講じ、必要に応じて適切な医療が可能となる病院等に搬送するように手続きしなければならない。また、患者や家族に対し、その当時において知りうる事実経過を説明しなければならない。

２　事故発生後、あるいは紛争発生後に、責任を逃れるために診療録の改ざん等、虚偽の作出行為は一切してはならない。

３　重大な医療事故等が発生した場合には、速やかに保健所等の所轄部署へ届け出なければならない。

（社会に対する情報の発信）

第３３条　会員は、社会に対して専門知識に基づく教育や啓発活動を行うことが望ましい。

２　会員が、公衆に対して専門的知識等を説明する場合には、学問的に十分な根拠を持った代表的な意見を、公正な手段で提供するよう努めなければならない。又、このよ

うな時には、自己の宣伝は慎み、品位を保つように努めるべきである。

3　会員がメディアに求められて対応する場合には、情報の受け手に対して誠実、公正な意見を述べると共に、その意見が曲解して受け取られないように配慮しなければならない。

4　会員は、情報が不足する段階で、医療事故等について、メディアに対して断定的な意見を述べることは、控えるべきである。

5　会員が取材を受ける際には、取材者に対し、報道の趣旨と被取材者の立場をいかに理解しているのかについて説明を求め、納得の上で応じるようにし、可能な限り報道前に目を通し編集等によって異なる内容にされないように注意する。

（公衆衛生・保健活動への協力）

第３４条　会員は、公衆衛生の向上に努め、保健活動に協力する。又、専門家として求められたときには公共の利害に関わる有用な協力を行う。

（保険医療）

第３５条　会員は、社会保障制度、特に医療保険制度が健全に構築されるよう協力しなければならない。

2　保険診療を行う会員は、医療保険制度に基づく適切な診療を行う。制度の根幹を揺るがすような不正行為を行ってはならない。

（国際活動への参加）

第３６条　会員は、口腔インプラント医療に関する専門的知識と能力をもって国際的に貢献できることを認識し、良心に従って、かつ法的な節度と品位を保ちつつ、国際的な保健活動に協力し貢献することが望まれる。

第５章　教育活動

（教育活動への協力と貢献）

第３７条　会員は、口腔インプラント学の発展、口腔インプラント医療の質の維持・向上のために、他の会員等に対する教育に協力し、貢献することを、心がけるべきである。

（教育活動時の遵守事項）

第３８条　会員は、口腔インプラント学、口腔インプラント治療の教育に携わる際に、次の各項目を自覚・尊重し、遵守しなければならない。

(1)　教育活動は、医療を通じた国民全体への奉仕であって、一部個人のためだけの奉仕ではないことを自覚し、公共の福祉の増進を目指すことにその目的があることを常に認識して、誠実に教育活動の遂行に当たらなければならない。

(2)　自らの教育に関連する行為が､国民の医療に対する信頼に影響を与えることを認識し、公正な教育活動を遂行しなければならない。

(3)　教育される側の歯科医師等の人格と人権を尊重し、自由な学習を支援しなければならない。威圧的な態度や、不適切な言動により教育される側の人格を傷つけないように注意しなければならない。

(4)　教育される側の歯科医師等の模範となるように、品位ある行動を取らなければならない。

(5)　自己の教育能力を開発し、教育内容や方法を点検し改善する努力を怠ってはならない。

(6)　自己の教育活動に対する他者からの評価や批判に対しては、真摯に対応しなければならない。

(7)　教育に携わる他の者に対しては、敬意を持って接しその人権を侵害してはならない。

第６章　　研修施設運営

（高度な倫理観保持の要請）

第３９条　研修施設は、会員の教育、研究の指導及び学会の認定制度遂行のために、高度な倫理観をもたなければならない。

（研修施設の目的）

第４０条　研修施設の目的は、次の通りである。

(1) 研修施設は、教育に対して常に高度な診療の維持及び向上の為に会員に対して教育し、協力貢献を心がけなければならない。

(2) 研修施設は、学会活動の一端を担い、その自覚のもとに研究成果の公表に努めなければならない。

(3) 研修施設は、学会の認定制度を厳守してその遂行に当たらなければならない。

(4) 研修施設は、学会に協力して民主的に学会の運営に当たらなければならない。

（研修施設の活動にあたり遵守すべき倫理事項）

第４１条　研修施設がその活動にあたり遵守すべき基本的倫理事項は、次の通りである。

(1) 研修施設は、国民の高度な医療の付託に応えるべき、研究と教育を会員に対して誠実に遂行しなければならない。

(2)　教育は、公正な教育活動と会員の人格を尊重し常に向上しなければならない。

(3)　研修施設での研究は、研究の基本倫理に基づいて、その施設長が責任を持って

遂行する。

(4) 研修施設は、主研究者、共同研究者及び協力者に対して立場を尊重し対等な取り扱いをしなければならない。

(5) 研修施設での研究に当たっては、個人的利権を求めてはならない。

(6) 研修施設の施設長等は、証明書発行にあたり、その規定に準じて真摯にあたり、個人的利害を生じてはならない。

第７章　資格

（専修医）

第４２条　専修医は、次の各項目を遵守しなければならない。

(1) 専修医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。

(2) 口腔インプラント医療に関する専修医としての歯科医療活動が、学会、専修医資格及び口腔インプラント医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3) 口腔インプラント医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。

(4) 専修医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

(5) 学会専修医制度規程・学会専修医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

(6) 専修医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

（専門医）

第４３条　専門医は、次の各項目を遵守しなければならない。

(1) 専門医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。

(2) 口腔インプラント医療に関する専門医としての歯科医療活動が、学会、専門医資格及び口腔インプラント医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3) 止むを得ない事情がある場合を除いて、専修医及び専門医を養成する教育、審査に対する協力を惜しんではならない。

(4) 口腔インプラント医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。

(5) 専門医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

(6) 学会専門医制度規程・学会専門医制度施行細則の定めを遵守しなければならな

い。

(7) 専門医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

（指導医）

第４４条　指導医は、次の各項目を遵守しなければならない。

(1) 指導医として有する口腔インプラント学に関する知識・技術・経験を通して、専修医、専門医及び指導医を養成する教育、審査に協力するよう努めなければならない。

(2) 指導医としても教育活動、歯科医療活動が、学会、指導医資格及び口腔インプラント歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3) 歯学教育、口腔インプラント歯科医療に関して研鑽する努力を怠ってはならない。

(4) 指導医として品位を毀損する行為を慎まなければならない。

(5) 学会専門医制度規程・学会専門医制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

(6) 指導医に関する広告は医療法に定めるところに従わなければならない。

（口腔インプラント専門衛生士）

第４５条　口腔インプラント専門歯科衛生士は、次の各項目を遵守しなければならない。

(1) 口腔インプラント専門歯科衛生士として有する口腔インプラント治療に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するよう努めなければならない。

(2) 口腔インプラント医療に関する専門歯科衛生士としての歯科医療活動が、学会、口腔インプラント専門歯科衛生士制度及び歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3) 口腔インプラント専門歯科衛生士としての資格に恥じることのないよう、研鑽する努力を怠ってはならない。

(4) 口腔インプラント専門歯科衛生士としての品位を毀損する行為は慎まなければならない。

(5) 口腔インプラント専門歯科衛生士制度規程及び専門歯科衛生士制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

(6) 口腔インプラント専門歯科衛生士の資格について誤解されるような広報を、社会に対して行ってはならない。

(7) 口腔インプラント専門歯科衛生士として、本会活動、委員会活動に協力し、本会の発展に貢献しなければならない。

（口腔インプラント専門歯科技工士）

第４６条　口腔インプラント専門歯科技工士は、次の各項目を遵守しなければならない。

(1) 口腔インプラント専門歯科技工士として有する口腔インプラント治療に関する知識・技術・経験を通して、社会に貢献するように努めなければならない。

(2) 口腔インプラント医療に関する専門歯科技工士としての歯科医療活動が、学会、口腔インプラント専門歯科技工士制度及び歯科医療全体に対する信頼に影響を与えることを認識し、適切な医療活動を遂行しなければならない。

(3) 口腔インプラント専門歯科技工士としての資格に恥じることのないよう、研鑽する努力を怠ってはならない。

(4) 口腔インプラント専門歯科技工士としての品位を毀損する行為は慎まなくてはいけない。

(5) 口腔インプラント学会専門歯科技工士制度規程及び専門歯科技工士制度施行細則の定めを遵守しなければならない。

(6) 口腔インプラント専門歯科技工士の資格について誤解されるような広報を、社会に対して行ってはならない。

(7) 口腔インプラント専門歯科技工士として、本会活動、委員会活動に協力し、本会の発展に貢献しなければならない。

第８章　　役員・委員等の基本的姿勢

（役員の基本的姿勢）

第４７条　本会の役員は、会務の運営にあたって、定款等、関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

（委員会委員の基本的姿勢）

第４８条　本会における各種委員会の構成員は、委員会の運営にあたって、定款、委員会規程等の関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

（会務遂行の基本的姿勢）

第４９条　会員は、会務に関与するにあたって、定款等、関係諸規則を遵守し、信義に基づき誠実・公正に職務を遂行しなければならない。

第９章　　会員外への対応

（会員外への対応）

第５０条　本規程が定める倫理規範は、口腔インプラント医療に従事するすべての者が遵守すべきものであるから、その違反が重大でかつ国民生活に支障が生じると思料するときは、会員以外の者によるものであっても、本会は、理事長名による意見の表明等の適切な行為を行うことができる。

第１０章　雑則

（指針）

第５０条　本規程に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、理事会において審議し決定する。

（改正）

第５１条　本規程は、理事会の決議により改正することができる。

附則

１．本規程は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。

２．本規程は、平成２６年１１月１６日に一部改正し、同日から施行する。

参　考	
旧社団法人規程	平成　３年７月２１日制定及び施行
	平成２０年２月２３日一部改正及び施行
	平成２１年９月２５日一部改正及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理審査・懲戒規則

第１章　総則

（目的）

第１条　本規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という）定款第４条に規定する本会の目的を維持し確保するために、会員に倫理規範の遵守を求め、その実効性確保のための理事会及び倫理・懲戒調査委員会（以下「委員会」という）の役割並びに同委員会の構成及び運営、会員の倫理規範に反する行為に対する措置及び処分等、必要な事項を定める。

（倫理規範に反する行為）

第２条　本規則において、倫理規範に反する行為とは、次の行為をいう。

(1)　法令又は本会定款、もしくは規程等に違反すること。

(2)　総会、理事会もしくは委員会等の決定に背く行為、又は本会の決定に反する行為を行うこと。

(3)　本会の名誉又は信用を傷つけ、その他会員としての品位を損なう行為を行うこと。

２　会員は、倫理規範に反する行為を行ってはならない。

（濫用の禁止）

第３条　本規則の適用にあたっては、学術活動の萎縮を招くことのないように配慮し、これを濫用してはならない。

第２章　理事会及び懲戒委員会の任務

（理事会の役割）

第４条　理事会は、会員が倫理規範を遵守するように活動し、倫理規範に反する行為があったときは、委員会の意見を聴取した上で、当該会員に対し措置又は処分を行う。

（委員会の役割）

第５条　委員会は、会員の倫理規程に反する行為について調査し、審議の上理事会に意見を述べる。

（秘密の保持）

第６条　理事、委員会委員及び事務担当者は、第５条の役割を遂行するにあたり知り得た秘密を遵守し個人情報などの情報を漏泄してはならない。但し、公知の情報はこの限りではない。

第３章　委員会の構成と運営

（構成）

第７条　委員会は、８名とし、次に定める委員をもって構成する。なお、欠員が生じたときは、

速やかに代員を選任する。

(1)　正会員６ 名

(2)　顧問弁護士又は有識者１名

(3)　正会員外１名

（委員会の任務）

第８条　委員会は、次の任務を行う。

(1)　理事会の求めにより、会員に倫理規程に反する行為があったと疑われる場合（以下「倫理違反事案」という）、その事実調査を行う。

(2)　理事会の求めにより、会員の倫理違反事案を審議し、意見を述べる。

(3)　過半数の委員から委員会開催の請求があった場合、会員の倫理違反事案の調査を行う。

(4)　過半数の委員から委員会開催の請求があった場合、会員の倫理違反事案を審議し、意見を述べる。

（委員等）

第９条　委員は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

２　委員会には、委員長及び副委員長を各１ 名置く。

３　委員の互選により委員長を選出し、委員長が副委員長を指名し、理事長が各委嘱する。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

（任期）

第１０条　委員の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。但し、再任を妨げない。

（委員会の運営）

第１１条　委員長は、委員会を招集し、その議長に就任し、会議を運営する。

２　委員長が必要あると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

３　委員長は、理事会から委員会の意見を求められたときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

４　委員長は、過半数の委員から委員会開催の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

５　委員は、自己についての事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その調査、審議及び議決に加わることはできない。

６　委員会は、委員の ３ 分の２以上の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。賛否同数の場合は、委員長がこれを決する。

７　委員は、代理人によって委員会の調査、審議及び議決を行うことはできない。

８　委員会は、定款及び本規則に基づき、委員会の円滑な運営のために内規、申し合わせ事項等を、理事会の承認を得て定めることができる。

９　委員会は、非公開とする。

第４章　措置及び処分

（措置及び処分）

第１２条　理事会は、倫理違反事案が生じた場合、委員会に調査又は審議を付託するなどして事実を確認し又は委員会の意見を聴取して、必要と判断した場合には、会員に対し、第１３条に定める措置、又は第１４条に定める処分を行う。

２　理事会は、会員が事実を摘示した文書によって審査請求を行ったとき、又は理事会が必要と判断したときは、委員会による調査又は審議に付す。

（措置）

第１３条　理事会は、第５章に定める手続きに従って、会員の倫理規範に反する行為を認定した場合、当該会員に対して次の措置を行う。

(1)　理事長名による口頭での注意（注意）

(2)　理事長名による文書での注意（訓戒）

(3)　本会が主催する倫理研修の受講及びレポート提出勧告

(4)　理事長名による文書での改善勧告

(5)　本会における役員、委員、評議員等の一定期間の活動自粛要請

(6)　専門資格又は研修施設に関する資格の一定期間の自粛要請

（処分）

第１４条　理事会は、第５章に定める手続きに従って、会員の倫理規範に反する行為を認定した場合、当該会員に対して次の処分を行う。

(1)　本会名による文書での厳重注意（戒告）

(2)　本会における役員、委員等の一定期間（1ヶ月以上３年以下の期間）の停止

(3)　専門資格又は研修施設に関する資格の一定期間（1 ヶ月以上３年以下の期間）の停止

(4)　本会における役員、委員等の解任

(5)　専門資格又は研修施設に関する資格の剥奪

(6)　本会定款第１０条に基づく除名の請求

２　前項(2)又は(3) の処分については、本会の実施する倫理研修の受講等、再発防止のための行為がなされたときは期間を短縮することができる。その行為内容と短縮期間については、処分時に明示する。

３　委員会の審議に付された会員は、理事会により本条の処分又は不処分の決定がなされるまで、退会することはできない。

（公表）

第１５条　理事会は、措置又は処分を公表する必要があると判断したときは、公表することができる。

公表の手段、内容及び期間については、理事会において決定する。

２　会員の処分が、患者など会員以外に知らせる必要がある情報と考えられるときは、本会の学会誌、ホームページ又は記者会見等において公表する。

第５章　手続

（弁明の機会）

第１６条　理事会は、措置又は処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正かつ中立に行うとともに、当該会員の弁明を聴取する等反証の機会を与えなければならない。

（委員会の意見聴取）

第１７条　理事会は、措置又は処分を行う場合、委員会に調査を求め、委員会の意見を聴取しなければならない。但し、倫理規範に反することが明白でかつ本会の社会的な信頼を保持する上で緊急を要すると理事会が認めた場合には、理事会の判断のみで措置又は処分を行うことができる。この場合には、事後速やかに、委員会に報告しその意見を聴取しなければならない。

（処分等の通知）

第１８条　理事会は、会員に対する処分を行った場合には、その内容を速やかに文書で当該会員に通知しなければならない。なお、会員の所在が知れないときや受領を拒む等通知が困難なときは、届出済みの知れたる住所宛に発送することをもって足りる。

２　理事会は、会員に対して措置又は処分を行った場合には、総会に報告しなければならない。但し、軽微な違反に対する措置であって、当該会員が反省し、改善が図られる見込みがあるときは、報告を見合わせることができる。

３　理事会は、当該倫理規範に反する行為の再発防止のために、倫理研修の開催など対策を講じなければならない。

（委員会の調査・意見表明）

第１９条　委員会は、理事会から調査又は意見を求められたときには、速やかに調査、審議の上、理由を明示して意見を述べなければならない。

２　委員会は、当該事案に関して、自ら関係者の陳述を聴取する等、事実の調査を行い、中立、公正に判断しなければならない。

３　委員会は調査にあたり、必要に応じて理事会、各種委員会、会員等に協力を求めることができる。

４　委員会は、審査に付された会員に対して、①審査に付されたこと、②審査事案の概要、②通知受領後 30 日以内に文書により弁明する権利を有すること、を文書で通知しなければならない。但し、緊急を要し、事案の内容が客観的に明らかな場合は、口頭もしくはメール等によって通知し、又はやむを得ない事由がありかつ弁明の機会を不当に奪うものでないときは弁明期間を合理的な範囲内に短縮して、これを行うことができる。

（不服の申立て）

第２０条　措置又は処分を受けた会員又は会員であった者は、理事会に対して不服の申立てをすることができる。

２　不服の申立ては、措置又は処分の特定及び不服の理由を記載した文書をもって行わなければならない。

３　不服の申立ては、措置又は処分が第１８条に定める通知がなされた日から７日以

内に発信しなければならない。

4　理事会は、不服の申立てを受けたときには速やかに審査を行い、文書で回答しなければならない。

5　理事会は措置に対する不服の申立てを受けたときは、委員会の意見を求めることができる。

6　理事会は処分に対する不服の申立てを受けたときは、委員会の意見を求めなければならない。

7　委員会は、理事会から、不服の申立てに関する意見を求められたときは、速やかに審査し、意見を述べなければならない。

8　不服の申立てを行った会員は、同一事案について重ねて不服を申し立てることはできない。

9　理事会は、不服の申立てに対する審査により措置又は処分を変更した場合、その変更を総会に報告しなければならない。又第１５条の規定によって措置又は処分が公表されている場合には、同一の方法で変更を公表しなければならない。

第６章　雑則

（指針）

第２１条　本規則に定めのない事項又は各条項の内容に疑義が生じた場合は、本規則の理念に照らして理事会において審議し決定する。

（改正）

第２２条　本規則は、理事会の決議により改正することができる。

附則

本規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。

参　考
旧社団法人規程　平成２１年９月２５日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会
口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針

序　文

公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）の事業活動として実施される学術集会や出版物等で発表される研究には、医薬品、歯科材料、医療・介護機器、医療・介護技術、教育等を評価・検証する研究が数多く含まれており、その推進には特定の企業等との産学連携が貢献する場合もある。しかし、産学連携による口腔インプラント学に関する研究において、公的利益（学術的・倫理的責任を伴う研究成果の社会への還元）と私的利益（産学連携活動に伴い生じる金銭、地位、利権などの個人の利益）が発生する場合があり、これらの二種類の利益が研究者個人に生じることを「利益相反（Conflict of Interest：COI)」と呼ぶ。

本学会は、倫理性・専門性が担保された口腔インプラント学研究を推奨するものであるが、本学会会員の様々な研究活動において利益相反状態（以下「COI 状態」という。）が避けられないこともある。しかし、COI 状態が深刻な場合は、研究方法、データ解析、結果の解釈などにおいて当該研究活動の正当性が歪められることが危惧され、適切な研究成果であるにもかかわらず COI 状態が開示されていない場合、公正な評価がなされないことも起こり得る。すなわち、COI 状態にあること自体が咎められるのではなく、COI により利益誘導の意見や発表を行うことが問題なのである。COI の自己申告が求められるのは、研究成果等の客観性と公平性を誓約し併せて社会的説明責任の一端を果たすためである。

本学会は、口腔インプラント学研究を「口腔疾患の予防・診断及び治療法の改善、疾病の原因及び病態の理解の向上ならびに患者の QOL（生活の質）の向上などを目的として行われる産学連携の研究であって、基礎医学研究から臨床医学研究や臨床試験までの口腔インプラント学に関する研究」と定義し、利益相反（COI）マネージメントの対象と位置づける。

本学会は、各種事業における口腔インプラント学研究の成果発表などにおいて、一定の要件のもとに COI 状態を開示させることにより、会員などの COI 状態を適正に管理し、社会に対する説明責任を果たすため、本指針を策定するものである。

Ⅰ　目　的

本指針は、本学会会員などの COI 状態を適正に管理することによって、口腔インプラント学研究の成果発表や口腔インプラント学の普及・啓発などの事業活動における中立性と公正性の担保を目的とし、本学会会員などに対し利益相反についての基本的な考えを示し、本学会の各種事業において研究の成果を発表する場合、本指針を遵守し、個人としての COI 状態を自己申告によって適正に開示することを求めるものである。

Ⅱ　COI マネージメントの対象者

本指針は、COI 状態が生じる可能性がある以下の者（以下「対象者」という。）に適用す

る。

（1）本学会の正会員及び準会員

（2）本学会の学術集会や学会誌などで発表する会員及び非会員

（3）本学会の役員、学術大会大会長、支部学術大会大会長、すべての委員会の委員、本学会事務職員のうちCOI状態が生じる可能性のある者

（4）上記（1）～（3）の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

Ⅲ　企業・法人組織、営利を目的とする団体との産学連携活動

本学会会員個人あるいは会員が所属する大学・研究機関・医療施設などが、企業・法人組織や営利を目的とする団体（以下「企業・組織や団体」という。）と行う産学連携には、次のような活動・行為が含まれ、申告の対象となる。

（1）共同研究：企業・組織や団体と研究費、研究者を分担して実施する研究（有償・無償を問わないが、有償の場合、贈与される研究費を共同研究費とよび、そのほかの研究費と区別する）

（2）受託研究：企業・組織や団体から治療法・薬剤、機器などに関連して契約を元に行う研究

（3）技術移転：大学・研究機関の研究成果を特許権などの権利を利用し、企業において実用化する場合

（4）技術指導：大学・研究機関の研究者などが企業の研究開発・技術指導を実施する場合

（5）大学・研究機関による創業：大学・研究機関などの研究成果を基に企業などを設立する場合

（6）寄附行為：企業・組織や団体から大学・研究機関への「使用制限」を設けない研究助成のための寄附金

（7）寄附講座：企業・組織や団体から大学への寄附金による研究推進のための講座を設置する場合

Ⅳ　対象となる事業活動

本指針は、本学会定款第5条に定める下記の事業活動に対し適用する。

（1）学術集会、講演会並びに研修会等の開催及び研修施設の運営

（2）学会誌及びその他の刊行物の発行及び販売

（3）口腔インプラントに関する研究・教育及び調査の実施

（4）口腔インプラントに関する研究・教育の奨励及び研究・教育業績の表彰

（5）本学会専門医及び研修施設の認定等による専門知見と技術の普及

（6）内外の関連学術団体との連絡及び協力

（7）国際的な研究協力の推進

（8）口腔インプラント学の成果を社会に還元する活動

（9）口腔インプラントに関する展示・広告等

（10）その他、本学会の目的を達成するために必要な事業

下記の活動を行う場合には、特段の COI 指針の遵守が求められる。

（1）本学会が主催する学術集会等での発表

（2）本学会が発刊する学術雑誌等での発表

（3）口腔インプラント診療ガイドライン、マニュアル等の策定

（4）臨時に設置される委員会、とくに調査委員会や諮問委員会等の作業

（5）企業・組織や団体が主催する講演会、セミナー等での発表

V　対象者が申告すべき事項

対象者は、口腔インプラント学研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、以下の（1）～（10）の事項において本指針の細則に定める基準を超える場合には、所定の書式に従い、利益相反の状況を本学会理事長に自己申告するものとする。

⑴ 企業・組織や団体の役員、顧問、コンサルタントで一定額以上の年間収入（＊下段参照）

⑵ 企業の株・証券等の保有、 企業については、未公開であっても（新株予約権を含めて）株式を保有している場合

⑶ 企業・組織や団体からの特許権等の年間一定額以上の使用料

⑷ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）のために対象者を拘束した時間・労力に対して支払われた年間一定額以上の講演料・謝礼金等

⑸ 企業・組織や団体が刊行物、パンフレット、ウェッブサイト等における執筆に対して支払った年間一定額以上の原稿料

⑹ 企業・組織や団体が提供する年間一定額以上の研究費（臨床試験、受託研究、共同研究、寄附金等）

⑺ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に所属あるいは兼任する場合

⑻ 企業・組織や団体が提供する年間一定額以上の旅費や贈答品等

⑼ 兼任・非常勤であっても企業・組織や団体に所属している場合

⑽ 企業・組織や団体に所属する人員・設備・施設が、研究遂行に提供された場合

なお上記の項目は、対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者も含む。第 3 者あるいは NPO 法人・公益法人等を経由した上記項目（1）～（8）も対象となる。さらに被験者に開示すべき COI があればインフォームド・コンセントに、COI の説明書を添付し対象者が署名・捺印する。

＊顧問またはコンサルタント

企業・法人組織や営利を目的とする団体のコンサルタントや顧問に就任し、コンサルタント料等の報酬を受領する場合が該当する。

Ⅵ　COI 状態との関係で回避すべき事項

１．対象者のすべてが回避すべきこと

口腔インプラント学研究の成果の公表などは、純粋に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行うものとする。対象者は、口腔インプラント学研究の成果を学術集会や論文などで発表するか否かの決定、口腔インプラント学研究の成果とその解釈といった公表内容などの作成について、当該研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならない。また、当該研究の資金提供者・企業等の影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

２．口腔インプラント学研究の臨床試験責任者が回避すべきこと

口腔インプラント学研究、特に臨床試験、治験などの計画・実施に決定権を持つ責任者には、次の事項に関して重大かつ深刻な COI 状態に無い（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

（1）口腔インプラント学研究を依頼する企業の株の保有

（2）口腔インプラント学研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得

（3）口腔インプラント学研究を依頼する企業・組織や団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）

但し、上記（1）～（3）に該当する研究者であっても、当該研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ、当該研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性及び透明性が明確に担保される限り、当該研究の臨床試験責任者に就任することができる。

Ⅶ　実施方法

１．会員の責務

本学会会員は、口腔インプラント学研究の成果を学術集会あるいは学会誌などで発表する場合、当該発表に関わる COI 状態を、本指針の細則に基づき所定の書式に従って適切に自己申告し、開示するものとする。

２．役員などの責務

本学会の役員、各種常置委員会の委員長及び特定の委員会の委員、学術大会大会長及び支部学術集会会長は、本学会の事業活動に対して重要な役割と責務を担うことから、就任する時点で所定の書式に従い、当該事業に関わる利益相反の状況について COI 自己申告書を提出するものとする。また、就任後、新たに COI 状態が発生した場合には、同様に COI 自己申告書を提出するものとする。

３．利益相反（COI）管理委員会の設置と役割

本学会は、会員などの COI 状態を審査し、適正に管理するため利益相反（COI）管理委員会（以下「COI 委員会」という。）を設置する。COI 委員会は、本学会が実施するすべての事業活動において、会員などに重大かつ深刻な COI 状態が生じた場合、あるいは COI に関わる自己申告が不適切であるとの疑いが生じた場合、該当者の COI 状態を把握するために調査などを実施し、その結果を理事長に答申するものとする。その他、COI 委員会の組

織・業務・運用などに関わる事項は別に定める。

４．理事会の役割

理事会は、本学会の事業を遂行する上で、役員などに重大かつ深刻な COI 状態が生じた場合、あるいは COI 状態の自己申告が不適切であるとの疑いが生じた場合、COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

５．学術大会大会長ならびに支部学術大会大会長の役割

本学会学術大会大会長及び支部学術大会大会長は、当該事業において口腔インプラント学研究の成果が発表される場合、その発表が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には、発表の差し止めなどの措置を講ずることができる。なお、この措置に際して、大会長は COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて当該発表者に対し改善措置などを指示するものとする。

６．学会誌編集委員会の役割

日本口腔インプラント学会誌編集委員会は、口腔インプラント学研究の成果が本学会誌に投稿された場合、その内容が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には、掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。なお、この措置に際して、委員長は COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて、当該論文投稿者に対しその旨を通知するものとする。

また、本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、本学会誌に委員長名でその旨を公知することができる。なお、この措置に際して、委員長は COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて理事会の承認を得た後に当該措置を実施するものとする。

７．その他

各種常置委員会及び特定の委員会の委員長は、各々が関与する事業活動の実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する事態が生じた場合、当該委員会委員長は COI 委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示するものとする。

Ⅷ　指針違反者に対する措置と説明責任

１．指針違反者に対する措置

本学会理事会は、別に定める規則により、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、COI 委員会に諮問し、その答申に基づく審議の結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

(1) 本学会が開催するすべての学術大会などでの発表禁止
(2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止
(3) 本学会学術大会大会長及び支部学術大会大会長就任の禁止
(4) 本学会の理事会、委員会への参加禁止
(5) 本学会の代議員の解任、あるいは代議員への就任禁止
(6) 本学会の会員資格の停止、除名、あるいは入会の禁止
(7) 本学会の役員の解任
(8) 本学会の常置委員会委員長及び特定の委員会の委員に対する委嘱の撤回

なお、(6) 会員の除名については本学会定款第 10 条、(7) については定款第 25 条に基づき、総会の決議を要する。

２．不服申し立てと審査

前項の措置を受けた者は、本学会に対し不服の申し立てをすることができる。本学会理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申し立て審査委員会を設置して、当該事案の審査を委任し、その答申を理事会で審議のうえ、審査結果を不服申し立て者に通知する。不服申し立ての審査手続き、不服申し立て審査委員会の組織・業務・運用などに関わる事項については、別に定める。

３．説明責任

本学会は、自ら関与する事業において発表された口腔インプラント学研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たすものとする。

Ⅸ　細則等の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な規則・細則などを制定することができる。

Ⅹ　指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正ならびに医療及び臨床研究に関わる諸条件の変化などに適合させる必要がある場合、COI 委員会の答申に基づく理事会の議を経て改正することができる。

Ⅺ　施行日

１．本指針は平成26年3月15日から施行する。

２．本指針は平成26年11月16日に一部改正し、同日から施行する。

３．本指針は平成30年12月16日に一部改正し、同日から施行する。

【参考資料】

1) 日本歯科医学会　歯科医学研究等のCOI指針策定に関するガイドライン、平成26年1月、日本歯科医学会利益相反ガイドライン作成委員会

2) 日本医学会　医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン、平成 23 年 2 月、日本医学会臨床部会利益相反委員会

公益社団法人日本口腔インプラント学会
「口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針」細則

（趣　旨）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）は、本学会会員等の利益相反状態（以下「COI 状態」という。）を適正にマネージメントするため、「口腔インプラント学研究の利益相反（COI）に関する指針（以下「COI 指針」という。）」の細則を次のとおり定める。

（学術集会等における発表者の COI 自己申告と開示）

第 2 条　本学会の会員、非会員の別を問わず、本学会が主催する学術大会、講習会等において口腔インプラント学研究に関する発表を行う場合、発表者は全員、COI 指針ならびに本細則第 5 条の基準に従い、当該研究及び発表に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下「企業・組織や団体」という。）との経済的な関係について、発表内容に関係する企業・組織や団体と COI 状態が発生していた期間を含めて、抄録登録（演題申込）時に様式 1 により自己申告しなければならない。

2　筆頭発表者は、発表者全員の COI 状態を取りまとめて自己申告書に記載し、記載内容について責任を負うことが求められる。また、筆頭発表者は、該当する COI 状態について、口演発表の場合は最初か 2 番目のスライドに、ポスター発表の場合はポスター内部の最下段に、様式 2 により開示するものとする。但し、ポスター内部に記載しない場合はポスターの下部に A4 サイズの様式 2 を貼付する。

3　COI 自己申告に関わる口腔インプラント学研究とは、COI 指針序文に定義される産学連携による研究であって、研究の実施においては厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」等、国の定める各種研究指針を遵守するものとする。

（学会誌への論文投稿者の COI 自己申告と開示）

第 3 条　本学会の会員、非会員を問わず、日本口腔インプラント学会誌において口腔インプラント学研究の成果を発表する場合、著者は全員、COI 指針ならびに本細則第 5 条の基準に従い、当該研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、論文投稿時に様式 3 により自己申告しなければならない。

2　筆頭著者は、著者全員の当該研究に関わる COI 状態を取りまとめて自己申告書に記載し、その内容について責任を負うことが求められる。また、該当する COI 状態については、論文末尾の引用文献の前に記載し、開示するものとする。なお、投稿論文に関わる COI 状態がない場合も、「本論文に関して、開示すべき利益相反状態は無い。」等と記載する。

（役員、委員長、委員等の COI 自己申告）

第 4 条　本学会の役員（理事長、専務理事、常務理事、理事、監事）、学術大会大会長、支

部学術大会大会長、すべての委員会の委員、本学会事務職員のうち COI 状態が生じる可能性のある者は、就任時、COI 自己申告書を本学会倫理・利益相反委員会（以下「COI 委員会」という。）へ提出しなければならない。なお、申告すべき COI 状態は、本学会が行う事業活動に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。

2　前項の役員等は、COI 指針ならびに本細則第 5 条の基準に従い、就任時から遡って過去 1 年間における COI 状態を様式 4 により自己申告しなければならない。なお、自己申告書にはその申告対象期間を明記し、在任中に新たな COI 状態が発生した場合には、発生後 2 か月以内に COI 自己申告書を COI 委員会へ提出するものとする。

（研究倫理審査申請者の COI 自己申告）

第 5 条　本学会の会員が、研究倫理審査申請を行う場合、申請者は、COI 指針ならびに本細則第 5 条の基準に従い、当該研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係について、論文投稿時に**様式 5** により自己申告しなければならない。

2　申請者は、研究分担者全員の当該研究に関わる COI 状態を取りまとめて自己申告書に記載し、その内容について責任を負うことが求められる。また、該当する COI 状態については、研究倫理審査申請書において、開示するものとする。

（COI 自己申告の基準）

第 6 条　口腔インプラント研究に関わる企業・組織や団体との経済的な関係において、COI 自己申告が必要となる金額等の基準は、以下のとおりとする。

（1）企業・組織や団体の役員、顧問職等については、1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。

（2）株式の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を保有する場合とする。

（3）企業・組織や団体からの特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円以上とする。

（4）企業・組織や団体から、会議の出席（発表等）のために申告者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については、1 つの企業・組織や団体からの総額が年間 50 万円以上とする。

（5）企業・組織や団体が刊行物、パンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・組織や団体からの総額が年間 50 万円以上とする。

（6）企業・組織や団体が提供する口腔インプラント学研究（受託研究費、共同研究費、臨床試験等）に対する研究費については、1 つの企業・組織や団体から、**申告者個人もしくは申告者が所属する部局（講座あるいは研究室等）に**支払われた総額が年間 200 万円以上とする。

（7）企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1 つの企業・組織や団体から、申告者個人もしくは申告者が所属する部局（講座あるいは研究室等）の代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上とする。

(8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者が所属あるいは兼任している場合。
(9) その他、口腔インプラント学研究に関わる企業・組織や団体から受けた贈答品等の提供については、総額が年間 10 万円以上とする。

2 前項第 6 号、第 7 号については、申告者個人もしくは申告者が所属する講座あるいは研究室に対し、該当する口腔インプラント学研究とその成果発表等に関連して、企業・組織や団体等から研究費、奨学寄附金等の提供があった場合に申告するものとする。

(COI 自己申告書の取り扱い)

第 7 条　学会発表の抄録登録（演題申込）時あるいは本学会誌への論文投稿時に提出される COI 自己申告書は、提出日から 5 年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

2 本学会の役員、各種常置委員会の委員長及び特定の委員会の委員等が就任時に提出する COI 自己申告書は、各々の任期終了日から 5 年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。学術大会大会長あるいは支部学術大会大会長が提出した COI 自己申告書については、各々学術大会の終了日から 5 年間、同様の扱いとする。

3 5 年間の保管期間を経過した COI 自己申告書については、理事長の監督下に速やかに削除・廃棄する。但し、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 自己申告書の削除・廃棄を保留できるものとする。

4 本学会理事長もしくは COI 委員会は、申告者の COI 状態の有無・程度を判断し、COI マネージメントならびに措置等を講ずる場合、当該申告者の COI 自己申告書を随時利用できるものとする。但し、利用目的に必要な限度を超えてはならず、開示が必要とされる者以外に対しては、開示してはならない。

5 COI 自己申告書は、前項の場合を除き、原則として非公開とする。但し、申告者に重大かつ深刻な COI 状態が認められ、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たす必要があると判断される場合、理事長は、COI 委員会の助言のもとに理事会の協議を経て、必要な範囲で COI 自己申告書の記載内容を開示もしくは公表することができる。なお、この措置に際して、開示もしくは公表の対象となる COI 自己申告書の当事者は、理事長もしくは COI 委員会に対して意見を述べることができる。

6 特定の会員を指名して COI 自己申告書の開示請求があった場合、理事長は当該請求の妥当性について審査し、正当な理由があると判断される時に COI 委員会にその対応を諮問する。COI 委員会は、諮問後 30 日以内に委員会を開催し、本指針及び個人情報の保護に基づき開示請求への対応を答申するものとする。

7 前 1 項ないし 6 項における COI 自己申告書は、デジタル化したもので代替することができる。

(COI マネージメントと COI 指針違反者に対する措置)

第 8 条　COI 委員会は、本学会誌への論文投稿者ならびに本学会学術大会等の発表予定者から提出された COI 自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると

判断した場合、十分な調査を行った上で、助言・指導等により適切に対応する。また、既に発表された後に当該申告書について重大な問題が発生した場合、理事長は COI 委員会に事実関係の調査とその対応等を諮問する。

2　前項の自己申告提出者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、もしくは COI 指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI 指針Ⅷに従い、理事会は COI 委員会の答申に基づく審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。

3　COI 委員会は、本学会の役員、各種常置委員会委員長及び特定の委員会の委員等から提出された COI 自己申告書について、疑義もしくは社会的・道義的問題があると判断した場合、事実関係を十分に調査した上で、助言・指導等により適切に対応し、その結果を理事長に報告するものとする。

4　理事会は、COI 委員会の報告に基づき当該申告者の COI 状態に関わる問題を審議し、当該申告者に深刻な COI 状態があり、その説明責任を果たせない場合、役員、委員長及び委員に対する委嘱を撤回することができる。また、COI 指針違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく損なう場合、COI 指針Ⅷに従い、COI 委員会の答申に基づき理事会の審議を経て、適切な措置を講ずるものとする。なお、委嘱の撤回が確定した役員、委員長及び委員に関する COI 状態の書類等は、委嘱の撤回日から 5 年間、理事長の監督下に事務局で厳重に保管されなければならない。

（不服申し立て及び審査手続き）

第 9 条　前条ならびに COI 指針に基づき、本学会事業での発表に対して違反措置の決定通知を受けた者、ならびに役員、委員長及び委員の委嘱の撤回措置を受けた者は、当該措置に不服があるとき、理事会の審議結果の通知を受けた日から 14 日以内に、理事長宛てに「不服申し立て審査請求書（以下「審査請求書」という。)」を提出し、再審査を請求することができる。

2　不服申し立て者は、審査請求書に当該措置の事由に対する反論・反対意見を具体的かつ簡潔に記載するものとし、COI 委員会に提示した情報に加えて、不服申し立ての根拠となる関連情報文書等を添付することができる。

3　理事長は、不服申し立ての審査が必要と判断した場合は、不服申し立て審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しなければならない。審査委員会の組織・業務等は以下のとおりとする。

（1）審査委員会は、理事長が指名する委員長及び本学会会員若干名及び外部委員 1 名以上により組織する。なお、COI 委員会委員は、審査委員会委員を兼ねることはできない。

（2）審査委員会は、審査請求書の受領後 30 日以内に委員会を開催し、その審査を行う。

（3）審査委員会は、当該申し立てに関わる COI 委員会委員長あるいは不服申立者から必要に応じて意見を聴取することができる。

（4）審査委員会は、当該申し立てに関する最初の委員会開催日から 1 か月以内に答申書をまとめ、理事長に提出する。

4　理事会は、審査委員会の答申に基づき当該申し立てについて審議し、対応を決する。

（細則の改正）

第 10 条　本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正ならびに医療及び臨床研究に関わる諸条件の変化等に適合させる必要がある場合、COI 委員会の答申に基づき理事会の議を経て改正することができる。

附　則

1　本細則は平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

2　本細則施行のとき、既に本学会役員等に就任している者は、本細則を準用して速やかに所要の COI に関わる自己申告を行うものとする。

3　本細則は平成 26 年 11 月 16 日に一部改正し、同日から施行する。

4　本細則は平成 27 年 12 月 6 日に一部改正し、同日から施行する。

5　本細則は平成 30 年 12 月 16 日に一部改正し、同日から施行する。

5　本細則は令和 3 年 2 月 14 日に一部改正し、同日から施行する。

被験者の個人情報の取り扱いについて

(プライバシーポリシー)

平成２９年３月１２日
公益社団法人日本口腔インプラント学会倫理審査委員会

日本口腔インプラント学会では研究にご協力いただく方々（研究対象者）の個人情報の取り扱いについて個人情報保護法に基づき、以下のように致します。

１　個人情報の正確性を保ち、適切な安全管理対策を講じます。

２　個人情報の取り扱いを委託する場合には、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・ 選定し、必要かつ適切な監督を行います。

３　法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

４　医学系研究の結果や検査結果が医学関連の学会や学会誌等で公表される場合もありますが、その場合も研究にご協力いただく方々のお名前や個人的な情報が一切公表されることはありません。また、医学系研究で得られたデータが、本研究の目的以外に使用されることはありません。

５　研究にご協力いただく方々の人権が守られ、かつ適正に研究が行われているか否かを確認するために、 日本口腔インプラント学会の個人情報管理責任者、研究審査委員会や公的機関（厚生労働省等）の担当者等が研究資料（含む医療記録）を直接閲覧することがあります。しかし、このような場合も，研究にご協力いただく方々のお名前や個人的な情報は守られます。

６　本人又はその代理人から個人情報の開示、訂正、追加、利用停止等の求めがあった場合は、法令に従い、かつ合理的と判断される範囲で適切に対応します。

「人を対象とする医学系研究」の定義

人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。この指針において単に「研究」という場合、人を対象とする医学系研究のことをいう。

「侵襲」の定義

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。 侵襲のうち、研究対象者の身体及び精神に生じる傷害及び負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

「介入」の定義

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究 目的で実施するものを含む。）をいう。

「人体から取得された試料」の定義

血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したＤＮＡ等、人の体の一部であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。

「研究に用いられる情報」の定義

研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。

（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」からの抜粋）

公益社団法人日本口腔インプラント学会医学倫理審査委員会細則

第１章 医学系研究の原則

（医学系研究の原則）

第１条 医学系研究は、次に掲げる原則等を準拠して実施するものとする。

（１）医学系研究は、ヘルシンキ宣言等に示された倫理規範も踏まえ、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成26年12月22 日、平成29年２月28日改正)(以下「指針」という。）に関連する通知等を遵守して行うものとする。

（２）医学系研究を開始する前に、個々の研究対象者及び社会にとって期待される利益と予想される危険及び不便とを比較考量するものとする。期待される利益によって危険を冒すことが正当化される場合に限り、医学系研究を開始、あるいは継続すべきである。

（３）研究対象者の人権、安全及び福祉に対する配慮が最も重要であり、科学と社会のための利益よりも優先されるべきである。

（４）研究薬に関して、その医学系研究の実施を支持するのに十分な非医学系試験及び医学系試験に関する情報が得られるものとする。

（５）医学系研究は科学的に妥当でなければならず、研究倫理審査申請書・研究計画書（様式１）にその内容を明確かつ詳細に記載するものとする。

（６）医学系研究は、所属する医療機関（以下「医学系研究機関等」という。）あるいは学会指定研修施設（臨床系）の倫理審査委員会又は日本口腔インプラント学会医学倫理審査委員会（以下「医学倫理審査委員会」という。）が事前に承認した研究倫理審査申請書・研究計画書（様式１）を遵守して実施するものとする。

（７）研究対象者に対する医療及び研究対象者のためになされる医療上の決定に関する責任は、研究責任者および医学系研究機関等の長が常に負うべきである。

（８）医学系研究の実施に関与する者は、教育、訓練及び経験により、その業務を十分に遂行しうる要件を満たすものとする。

（９）全ての研究対象者から、医学系研究に参加する前に、自由意思によるインフォームド・コンセントを得るものとする。

（10）研究対象者の身元を明らかにする可能性のある記録は、研究対象者のプライバシーと秘密の保全に配慮して保護するものとする。

第２章 理事長の業務

（医学系研究の申請等）

第２条 理事長は、医学系研究に関する研究責任者に研究倫理審査申請 書・研究計画書（様式１）等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

（医学系研究実施の承認等）

第３条 理事長は、研究責任者に対して医学系研究の実施を了承する前 に、研究計画書等の審査の対象となるすべての文書を医学倫理審査委員会に提出し、医学系研究の実施について医学倫理審査委員会の意見を求めるものとする。

２ 理事長は、医学倫理審査委員会が医学系研究の実施を承認する決定を下し、研究計画書、同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に医学系研究の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基

づく指示、決定を、医学系研究倫理審査結果通知書にて研究責任者に通知するものとする。

3　理事長は、医学倫理審査委員会が、修正を条件に医学系研究の実施を承認し、その点につき研究責任者が研究計画書等を修正した場合に は、該当する資料を提出させるものとする。

4　理事長は、医学倫理審査委員会が医学系研究の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、医学系研究の実施を了承することはできない。理事長は、医学系研究の実施を了承できない旨の決定を、医学系研究倫理審査結果通知書にて研究責任者に通知するものとする。

（医学系研究の継続）

第４条 理事長は、実施中の医学系研究において少なくとも年１回、研究責任者に医学系研究経過報告書を提出させ、その写しを医学倫理審査委員会に提出し、医学系研究の継続について医学倫理審査委員会の意見を求めるものとする。

2　理事長は、医学倫理審査委員会の審査結果に基づく指示、決定を、医学系研究審査結果通知書にて研究責任者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第３条第３項に準じるものとする。

3　理事長は、医学倫理審査委員会が実施中の医学系研究の継続審査等において、医学倫理審査委員会が既に承認した事項の取消し（医学系研究の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を医学系研究審査結果通知書にて研究責任者に通知するものとする。

（研究計画書等の変更）

第５条 理事長は、医学系研究期間中、医学倫理審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、研究責任者から、それらの当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。

２　理事長は、研究責任者より医学系研究変更・追加申請書（様式７）が提出された場合には、その写しを医学倫理審査委員会に提出し、計画変更の内容について医学倫理審査委員会の意見を求めるものとする。

３ 理事長は、医学倫理審査委員会の審査結果に基づく指示、決定を医学系研究審査結果通知書により研究責任者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第３条第３項に準じるものとする。

４ 理事長は、医学倫理審査委員会が医学系研究に関する変更の審査等において、医学倫理審査委員会が既に承認した事項の取消し（医学系研究の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を医学系研究審査結果通知書にて研究責任者に通知するものとする。

（重篤な有害事象の発生）

第６条 理事長は、研究責任者より医学系研究における重篤な有害事象に関する報告書が提出された場合には、その写しを医学倫理審査委員会に提出し、医学系研究の継続について医学倫理審査委員会の審査および意見を求めるものとする。また、当該医学系研究を共同して行っている場合には、当該医学系研究を行っている他の医学系研究機関等へ周知

等を行うものとする。

2 理事長は、医学倫理審査委員会の審査結果に基づく指示、決定を医学系研究審査結果通知書にて研究責任者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第3条第3項に準じるものとする。

3 理事長は、医学倫理審査委員会が実施中の医学系研究の継続審査等において、医学倫理審査委員会が既に承認した事項の取消し（医学系学研究の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく指示、決定を重篤な有害事象に関する通知書にて研究責任者に通知するものとする。

4 理事長は、①介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関するもの、②介入を伴う研究（①に該当するものを除く。）に該当する研究であって、侵襲性を有するものにおいて、医学系研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等が発生した場合には、当該医学系研究機関等の長を通じて有害事象の対応の状況・結果を報告するよう指示するとともに、厚生労働大臣又はその委託を受けた者（以下「厚生労働大臣等」という。）に逐次報告および公表を指示するものとする。

5 理事長は、当該医学系研究機関等において現在実施している又は過去に実施された医学系研究について、この指針に適合していないこと（適合していない程度が重大である場合に限る。）を知った場合に は、速やかに医学倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応をした上で、当該医学系研究機関等の長に、その対応の状況・結果を厚生労働大臣等に報告および公表を指示するものとする。

6 理事長は、必要に応じ、当該医学系研究機関等における医学系研究が「指針」に適合しているか否かについて、当該医学系研究機関等の長が自ら点検及び評価を行うように指示するものとする。

7　理事長は、当該医学系研究機関等が「指針」に適合しているか否かについて、厚生働大臣等が実施する実地又は書面による調査に協力するものとする。

8 理事長は、医学系研究の実施に先立ち、研究者等が医学系研究の倫理に関する講習その他必要な教育を受けることを確保するために必要な措置を講じるものとする。

（医学系研究の中止、中断及び終了）

第７条 理事長は、研究責任者が医学系研究を終了若しくは中止又は中断し、その旨を医学系研究終了（中止・中断）報告書（様式８）で通知してきた場合は、医学倫理審査委員会に対し、速やかに通知するものとする。

第３章 医学倫理審査委員会

（医学倫理審査委員会の設置及び構成）

第８条 理事長は、日本口腔インプラント学会に医学倫理審査委員会を設置する。

2 理事長は、申請者の所属する医学系研究機関等において医学系研究を行うことの適否について、あらかじめ、医学倫理審査委員会の意見を聴くものとする。理事長は、これらの意見を聴く際に、研究責任者から入手した次の最新の資料を医学倫理審査委員会に提出するものとする。

（１）研究倫理審査申請書・研究計画書（様式１）

（２）研究参加に関する院内掲示文書（医学系研究に関するお知らせ）（様式２）

（３）研究参加に関する説明書（様式３）

（４）研究参加に関する同意書（様式４）

（５）その他、医学倫理審査委員会が必要と認める資料

3　理事長は、次に掲げる場合、申請者の所属する医学系研究機関等において医学系研究を継続して行うこと、又は変更を行うことの適否について、医学倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

（１）医学系研究計画の一部を変更する場合

（２）医学系研究の期間が１年を越える場合

（３）重篤な有害事象について研究責任者から通知を受けた場合

（４）医学系研究に継続して参加するか否かについて研究対象者の意思に影響を与えるものと認められる情報を入手し、説明文書を改訂したい旨の報告を研究責任者から受けた場合

（５）その他、理事長が必要あると認めた場合

4　医学倫理審査委員会は、医学系研究について倫理的、科学的及び医学的観点から審議及び評価するのに必要な資格及び経験を、医学倫理審査委員会全体として保持できる適切な数の委員により構成するものとする。

（１）歯科医学・医療の専門家等、自然科学の有識者

（２）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者（外部委員）

（３）一般の立場を代表する有識者（外部委員）

（４）その他、理事長が必要と認めた者

5 前項第1号と第2号に定める委員は、同一の者でも良いものとする。

6 第4項第1号及び第2号の委員は理事長が指名し、同項第3号及び第4号の委員は理事長が委嘱する。

なお、理事長は医学倫理審査委員会の委員にはなれないものとする。

7 委員は男女両性で構成するものとする。

8 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

9 医学倫理審査委員会には委員長及び必要に応じて副委員長を置き、理事長が任命する。

（医学倫理審査委員会の責務）

第9条 医学倫理審査委員会は、第1章「医学系研究の原則」に従って、全ての研究対象者の人権、安全及び福祉を保護するものとする。

2 医学倫理審査委員会は、理事長から意見を聴かれたときは、審査の対象とされる医学系研究が倫理的及び科学的に妥当性であるか否かの他当該医学系研究を行うことに適当であるか否かを、入手した資料に基づき審査し、文書により意見を述べるものとする。

3 医学倫理審査委員会は、理事長から意見を聴かれたときは、当該医学系研究が適切に行われているか否かを調査した上、医学系研究を継続して行うことの適否について、事態の緊急性に応じて速やかに審査を行い、文書により意見を述べるものとする。

（医学倫理審査委員会の審査事項）

第10条 医学倫理審査委員会は、医学系研究の実施又は継続の可否その他医学系研究に必要な事項について、研究対象者の個人の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科

学的な観点から審査する。

2　以下の研究については医学倫理審査委員会の審査対象外とする。

（1）ヒトの遺伝子・ゲノムに関する解析・治療研究

（2）ヒト ES 細胞の機能に関する研究

（3）ヒト万能細胞を用いた治療研究

（医学倫理審査委員会の業務）

第11条　医学倫理審査委員会は、その責務の遂行のために、審査対象として最新の資料を理事長から入手するものとする。

2　医学倫理審査委員会は、研究責任者に対し、以下の事項を理事長を経由して速やかに文書で報告するよう求めるものとする。

（1）医学系研究計画の一部を変更する場合

（2）医学系研究の期間が1年を越える場合

（3）重篤な有害事象について研究責任者から通知を受けた場合

（4）医学系研究に継続して参加するか否かについて研究対象者の意思に影響を与えるものと認められる情報を入手し、説明文書を改訂したい旨の報告を研究責任者から受けた場合

（5）その他、理事長が必要あると認めた場合

3　医学倫理審査委員会は、医学系研究期間中、審査の対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合これを速やかに提出するよう求めるものとする。

4　医学倫理審査委員会は、次の事項について調査審議する。

（１）医学系研究を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項

イ　医学系研究機関等が十分な医学系観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置をとることができる等、当該医学系研究を適切に実施できること。

ロ　医学系研究の目的、計画及び実施が妥当なものであること。

ハ　研究対象者の同意を得るに際しての説明文書の内容が適切であること。

（説明文書の記載内容が、研究対象者に理解しやすく、かつ十分な説明がなされているか、定められた説明事項が適切な表現で記載されているか否かについて審議する）

ニ 研究対象者の同意を得る方法が適切であること。

ホ 研究対象者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。

ヘ　研究対象者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。

（支払がある場合は、支払方法、支払金額、支払時期等の情報 が、説明文書に記述されていることと、その内容が適正であること。）

ト　研究対象者への院内掲示文書がある場合には、募集の方法が適切であること。

（２）医学系研究実施中又は終了時に行う調査・審議事項

イ 研究対象者の同意が適切に得られていること。

ロ　以下にあげる研究計画書の変更の妥当性を調査、審議すること。

① 研究対象者に対する危険を増大させるか、又は医学系研究の実施に重大な影響を及ぼす医学系研究に関するあらゆる変更

② 医学系研究実施中に医学系研究機関等で発生した重篤な有害事象について検討し、当該医学系研究の継続の可否を審議すること。

③ 研究対象者の安全又は当該医学系研究の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重

大な情報について検討し、当該医学系研究の継続の可否を審議すること。

④ 医学系研究の実施状況について少なくとも年に 1 回報告を受け、当該医学系研究の継続の適否を審議すること。

⑤ 医学系研究の終了、医学系研究の中止又は中断の報告を受け確認すること。

（3）その他、医学倫理審査委員会が求める事項

5 医学倫理審査委員会は、研究対象者の人権、安全性及び福祉を保護する上で追加の情報が意味のある寄与をすると判断した場合には、説明文書に求められる事項以上の情報を研究対象者に提供するように要求することができる。

6 医学倫理審査委員会は、研究責任者に対して医学倫理審査委員会が医学系研究の実施を承認し、これに基づく理事長の指示、決定が文書で通知される前に研究対象者を医学系研究に参加させないように求めるものとする。

（医学倫理審査委員会の運営）

第12条 医学倫理審査委員会は、理事長からの諮問に応じて 会議を適宜開催する。但し、理事長から緊急に意見を求められた場合に は、随時 会議を開催することができる。

2 医学倫理審査委員会委員長（以下「委員長」という。）は理事長から入手した資料を事前に各委員に配布し、各委員は資料を確認した上で審議を行う。会議の開催にあたっては、あらかじめ 委員長か ら 各委員に通知するものとする。

3 会議は委員長が議長となり、委員長が不在の場合は副委員長がこれを代行する。

4 会議は以下の要件を満たす場合においてのみ、その意思を決定できるものとする。

（1）会議は委員の過半数の出席により成立し、採決は出席した委員全員の合意を原則とする。

（２）第８条第 4 項の第２号、３号及び第４号に該当する委員のうちいずれか１名の出席は、会議の成立要件に欠かせないものとする。

5 採決に当たっては、審議に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

6 当該医学系研究と関係のある委員（研究責任者と関係のある委員（研究責任者、研究分担者、又は同じ施設又は部署に所属する者等）は、その関与する医学系研究について情報を提供することは許されるが、当該医学系研究に関する事項の審議及び採決への参加はできないものとする。

7 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を医学倫理審査委員会に出席させて意見を聞くことができる。

8 審査結果は次の各号のいずれかによる。

（１）承認

（２）修正した上で承認

（３）条件付承認

（４）不承認

（５）保留（継続審議）

（６）停止（研究の継続には更なる説明が必要）

（７）中止（研究の継続は適当でない）

9 医学倫理審査委員会は、会議の記録を作成し保存するものとする。

10 理事長は、医学倫理審査委員会の手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要を作成し、この手順書に従って医学倫理審査委員会の業務を行わせるものとする。

11 理事長は、医学倫理審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表する

ものとする。

12 医学倫理審査委員会は、次の事項について理事長に速やかに医学系研究倫理審査結果通知書をもって通知するものとする。

（1）審査対象の医学系研究

（2）審査した資料

（3）審査日

（4）当該医学系研究に対する医学倫理審査委員会の決定

（5）「承認」以外の場合の理由等

（6）その他必要事項

13 医学倫理審査委員会は、以下のいずれかに該当する場合は迅速審査を行うことができる。迅速審査の結果は医学倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査　結果はすべての委員に報告されなければならない。

（1）他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において医学倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

（2）研究計画書の軽微な変更に関する審査

「軽微な変更」とは、医学系研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、研究対象者への危険を増大させない変更を指し、迅速審査の対象か否かの判断は、原則として委員長が行うものとする。

（3）侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

（4）軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

「軽微な侵襲」とは、実際に生じるか否かが不確定な危害の可能性は含めず、確定的に研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担のうち、その程度が小さいもの。

（申請方法）

第13条　医学系研究の申請手続きを以下の通り定める。

２　研究責任者は、所定の提出書類を理事長に提出する。

第４章 研究責任者の業務

（研究責任者の責務）

第14条　研究責任者は次の事項を行う。

（１）研究計画書の研究対象者の選択・除外基準の設定及び医学系研究を実施する際の個々の研究対象者の選定にあたっては、人権保護の観点から及び医学系研究の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、医学系研究に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。

（２）研究責任者は、医学系研究に関連して研究対象者に生じた健康被害に対する補償措置として、保険への加入の措置、副作用等の治療に関する医療体制の提供その他必要な措置を講じること。

（３）医学系研究実施の申請をする前に、研究対象者から医学系研究の参加に関する同意を得るために必要な文書（様式２、３、４）を作成すること。

（４）医学系研究実施前及び医学系研究期間を通じて、医学倫理審査委員会の審査の対象となる文書のうち、研究責任者が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに当該医学系研究機関等の長を通じて理事長に提出すること。

（５）医学倫理審査委員会が医学系研究の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に医学系研究の実施又は継続を承認し、これに基づく理事長の指示、決定が医学系研究倫理審査結果通知書にて当該医学系研究機関等の長を通じて通知された後に、その指示、決定に従って医学系研究を開始又は継続すること。又は、医学倫理審査委員会が実施中の医学系研究に関して承認した事項を取消し（医学系研究の中止又は中断を含む）、これに基づく理事長の指示、決定が当該医学系研究機関等の長を通じて通知された場合には、その指示、決定に従うこと。

（６）医学倫理審査委員会が当該医学系研究の実施を承認し、これに基づく理事長の指示、決定が医学系研究倫理審査結果通知書にて当該医学系研究機関等の長を通じて通知される前に、研究対象者を医学系研究に参加させないこと。

（７）実施中の医学系研究において少なくとも年１回、当該医学系研究機関等の長を通じて理事長に医学系研究経過報告書（様式６）を提出すること。

（８）実施中の医学系研究において変更・追加がある場合は、当該医学系研究機関等の長を通じて理事長に速やかに医学系研究計画変更・追加申請書（様式７）を提出するとともに、変更の可否について理事長からの指示を当該医学系研究機関等の長を通じて受けること。なお、大幅な変更・追加がある場合は新たな医学系研究の申請を行うこと。

（９）医学系研究実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、速やかに当該医学系研究機関等の長を通じて理事長に、医学系研究における重篤な有害事象に関する報告書（様式５）で報告するとともに、医学系研究の継続の可否について理事長の指示を当該医学系研究機関等の長を通じて受けること。

（10）理事長の通知により医学系研究が中断され、又は中止されたことを当該医学系研究機関等の長を通じて知りえたときは、研究対象者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じること。

（11）医学系研究が終了、若しくは中止、又は中断した場合は、速やかに当該医学系研究機関等の長を通じて理事長に医学系研究終了（中止・中断）報告書を提出すること。

（研究対象者の同意の取得）

第15条　研究責任者又は研究分担者は、研究対象者が医学系研究に参加する前に、研究対象者に対して説明文書及びその他の文書（様式２、３）を用いて十分に説明し、医学系研究への参加について自由意思による同意を文書（様式４）により得るものとする。

２　同意書（様式４）には、説明を行った研究責任者又は研究分担者、研究対象者が署名し、各自日付を記入するものとする。

３　研究責任者又は研究分担者は、研究対象者が医学系研究に参加する前に、前項の規定に従って署名と日付が記入された説明・同意書（様式４）の写し及び説明文書（様式３）を研究対象者に渡すものとする。

４　口頭及び文書による説明並びに説明文書（様式２、３、４）には、研究対象者が理解可能で、可能な限り非専門的な言葉を用いるものとする。

５　研究対象者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合に は、研究責任者は、

速やかに当該情報に基づき説明文書（様式２、３）等を改訂し、予め医学倫理審査委員会の承認を得るものとする。また、研究責任者又は研究分担者は、すでに医学系研究に参加している研究対象者に対しても、当該情報を速やかに研究対象者に伝え、医学系研究に継続して参加するか否かについて、研究対象者の意思を確認するとともに、改訂された説明文書（様式２、３）等を用いて改めて説明し、医学系研究への参加の継続について研究対象者から自由意思による同意を文書（様式４）で得るものとする。

６　医学系研究に継続して参加するか否かについての研究対象者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には、研究責任者又は研究分担者は、当該情報を速やかに研究対象者に伝え、医学系研究に継続して参加するか否かについて研究対象者の意思を確認するものとする。

（研究対象者に対する医療）

第16条　研究責任者は、医学系研究に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

２　研究責任者は、研究対象者の医学系研究参加期間中及びその後を通 じ、医学系研究に関連した医学系上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が研究対象者に提供されることを保証するものとす る。また、研究責任者又は研究分担者は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、研究対象者にその旨を伝えるものとする。

（改廃）

第17条　この細則の改廃は、医学倫理審査委員会において審議し、理事会の承認を得なけ

ればならない。

附則

この細則は、平成 27 年3 月15 日に制定し、同日から施行する。

この細則は、平成 29 年3 月12 日に改定し、同日から施行する。

この細則は、平成 29 年 9 月 22 日に改定し、同日から施行する。

この細則は、令和3年5月23日に改定し、同日から施行する。

個人情報保護に関する基本方針

公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）は、定款の目的を遂行するために取得する本学会の会員等（以下「会員」という。）の個人情報につき、その重要性を認識し、個人情報保護のために、次の通り、基本方針を策定する。

１．法令の遵守
本学会は、個人情報保護法その他関係する法令を遵守し、会員の個人情報を適正に取り扱う。

２．個人情報の取得
本学会が会員の個人情報を取得するにあたっては、必要な範囲内においてのみ取得する

３．個人情報の利用
本学会は、事業目的達成のため及び関連する合理的範囲内のみにおいて、会員の個人情報を利用する。

４．個人情報の管理
本学会は、会員の個人情報について、滅失・毀損・改ざん・不正アクセス・漏洩等を防止し、厳重に必要かつ適切な管理を行う。但し、会員自身により開示し、既に公開されている個人情報については、この限りではない。

５．委託先の監督
本学会は業務遂行上の必要があるとき、取得した会員の個人情報を業務委託先に委託することがあるが、委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け、監督する。

６．第三者提供の制限
本学会は、法令による提供・開示を求められた場合を除き、会員の個人情報を承諾なく第三者に提供・開示することは行わない。

７．個人情報の開示・訂正等
本学会で取得した会員の個人情報に関して、会員が自己の個人情報の開示・訂正等を要望するときは、合理的かつ必要な範囲内において、本学会は速やかに対応する。

８．学会内体制の継続的見直し
本学会は、個人情報の取り扱いに関する規程及びそれを実行するための組織体制について、有効かつ適正な運用が持続的になされるよう継続的な見直しと

改善を図る。

公益社団法人日本口腔インプラント学会個人情報保護に関する規程

平成２７年５月３１日制定

（目 的）

第１条　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「本学会」という。）「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取扱いに関して本学会の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

（定 義）

第２条　この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、理事、監事、代議員等の役職者及び職員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。

２ 専門委員、研究員、各種委員会委員、顧問及び本学会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本学会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

３ 前項の従事者に業務を委嘱した者又は統括する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報管理責任者）

第４条　本学会においては、理事長が個人情報管理責任者を指名する。

２ 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本学会で取り扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する運用細則を策

定しなければならない。
３ 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。
(利用目的の特定)
第５条　本学会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的は定款に定める事業を遂行するためであるが、できる限り具体的に特定するように努める。
２　本学会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
３　本学会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、必要に応じて公表するものとする。
(取得に際しての利用目的の通知等)
第６条　本学会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、必要に応じて公表するものとする。
２　本学会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。但し、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要とする場合には、この限りでない。
（取得時の留意事項）
第７条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。
２ 本人以外の者から間接的に個人情報を取得する場合は、本人の同意を得なればならない。
（第三者への提供）
第８条　法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。
２ 前項の定めにかかわらず、本学会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
(2) 個人情報の保護に関し、適正な運用及び実施がなされている者であること
(3) 本学会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
３ 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承認を得なければならない。
４ 第２項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本学会が当該業務委託先に課した個人情報の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。
(個人情報の正確性確保)
弟９条　個人情報は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。
(安全管理)
第１０条　個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。
２ 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正

な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

（個人情報等の消去・廃棄）

第１１条　保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。また、個人情報管理責任者は、重要又は大量の情報の消去・廃棄状況を把握し確認しなければならない。

（通報及び調査義務等）

第１２条　役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

２　個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

（報告及び対策）

第１３条　個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事会に報告しなければならない。

ア　漏洩した情報の範囲

イ　漏洩先

ウ　漏洩した日時

エ　その他調査で判明した事実

２　個人情報管理責任者は、理事会と相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じると共に、再発防止策を策定しなければならない。

（自己情報に関する権利）

第１４条　本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

（個人情報の利用又は提供の拒否権）

第１５条　本学会がすでに保有している個人情報について、本人から自己の情報について、利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

（苦情の処理）

第１６条　本学会の個人情報の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

２　個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

３　事務局は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

（補則）

第１７条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附　則

この規程は、平成２７年５月３１日に制定し、同日から施行する。

公益社団法人日本インプラント学会個人情報保護に関する運用細則

平成２７年５月３１日制定

公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「本学会」という。)における個人情報の取り扱いにつき、本学会個人情報保護に関する規程(以下「規程」という。)を実施・徹底し、その円滑な運用を図るために、規程第４条２項に基づき、本運用細則を定める。

(利用目的等の周知及び同意)

第１条　本学会が定款に定める目的を達するために取得する会員の個人情報は、学会のホームページ及び会報並びに総会等において、その利用目的を公表する。規程第６条２項に規定する個人情報取得については、取得時に利用目的等の通知を「個人情報利用に関するお知らせ」(様式１）により行い、同意書を取得する。

（利用目的の特定）

第２条　規程第５条第１項の利用目的は、本学会の目的を達成するための事業に関し、次の利用目的に特定する。

(1) 会員への連絡配信、出版物に配付、委員会・各種催事に係る資料送付、情報連絡
(2) 代議員選挙等の被選挙人名簿
(3) 会員の事務的管理及び運営
(4) 口腔インプラントに関する調査・研究等
(5) 本学会が団体契約している保険業務に関する管理及び運営
(6) 口腔インプラント専門医、相談窓口等国民への情報提供
(7) 本学会入会、表彰及び各種試験合格発表の会報誌等への掲載
(8) 国民からの相談・紹介・意見・苦情等への対応及びその記録・保管等

（個人情報管理責任者）

第３条　規程第４条第１項で定める理事長が指名する個人情報管理責任者は、総務委員会委員長とする。

（管理）

第４条　会員・役員及び職員等の個人情報は、本学会事務局において一元管理することとし、個人情報管理責任者が責任をもってこれを行う。職員等（非常勤、ボランティア等を含む）は、その取扱いに細心の注意を払い、個人情報管理責任者の指示に従う。

（職員の責務）

第５条　職員等又は職員等であった者は、個人情報保護に関して法令及び規程等を遵守し、業務上知り得た個人情報を第三者に漏えい又は不当な目的のために利用してはならない。

(誓約書)

第６条　職員等は、前第４条及び第５条の徹底を期するため「個人情報保護に関する誓約書」(様式２)を提出し、遵守を誓約する。

（情報使用）

第７条　本学会支部等における事業遂行のため、会員等の個人情報を使用する必要が生じたときは、理事長あてに使用のための「依頼書」（様式３)を提出しなければならない。

２　理事長及び個人情報管理責任者において、前項の必要性を判断した後、使用に必要と認められる情報につき開示等を行う。

（開示と訂正）
第８条　規程第１４条に基づく個人情報についての開示、訂正等の申出があった場合は、本人確認を行い開示し、訂正については「変更届」（別紙４）の提出を求めて確認のうえ行う。
　ただし、会員が「会員管理システム」の「会員マイページ」を利用する自己情報の開示、訂正は、会員自ら開示、訂正することができる。
（教育等）
第９条　個人情報管理責任者は、規程等の遵守のため、役職員等に対する講習会の開催など教育の機会を設けるように努める。
（補則）
第１０条　この運用細則は運用実績に応じて改変し、改変したときは遅滞なく理事会に報告する。

附則
　この細則は、平成２７年５月３１日制定し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　後援規程

平成２７年１２月６日制定

（趣旨）

第 1 条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）は、後援の名義使用を許可する場合は、この規程の定めるところによる。

(申請)

第 2 条　本会の後援を希望する場合は、所定の書式を利用し、原則として実施日の 4 ヶ月前までに申請書を提出する。

２　後援の対象となるものは、下記の要件をすべて満たすものとする。

1）本会の定款第 4 条の目的に資するものであること

2）全国的規模の集会であること

3）参加者を広く公募する集会であること

4）営利を目的としたものでないこと

5）口腔インプラント治療と関わりがあるテーマや集会であること

３　本会指定研修施設主催集会への後援は、組織内開催とみなし原則行わない。

（許可の決定）

第 3 条　提出された申請書の審査は、常務理事会において行い、３分の２以上の議決をもって許可を決定する。

２　前項の結果については、理事会に報告しなければならない。

(補則)

第 4 条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附則

１．この規程は、平成 27 年 12 月 6 日に制定し、同日から施行する。

２．この規程は、平成 28 年 9 月 16 日一部改正し、同日から施行する。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人
日本口腔インプラント学会理事長　殿

(申請者)

㊞

「○○学会○○○○学術大会」後援依頼について

このたび、「○○学会○○○○学術大会」を主催するに当たり、貴法人の後援の名義使用の許可を得たいので、関係書類を添えて申請します。

記

１．事 業 名　　（学術大会名等）

２．名　　義　　（後援）

３．目　　的　　（学術大会等の目的）

４．開催概要　　（開催期間、場所、参加予定数等）

５．事 務 局　　(住所、名称等)

６．問合せ先　　（住所、担当者、電話番号、ＦＡＸ，E-mail 等）

７．その他　　（開催案内のチラシ等を添付）

令和　　年　　月　　日

殿

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　宮﨑　隆　　㊞

「○○学会○○○○学術大会」後援依頼について

年　　月　　日付文章によりご依頼のありました標記について、審議の結果、差し支えないので下記のとおり承諾いたします。

記

１．事 業 名　　（学術大会名等）

２．名　　義　　公益社団法人日本口腔インプラント学会後援

３．期　　間　　同学会終了の日まで

４．問合せ先　　事務局　電話 03-5765-5510
E-mail:jsoi@peace.ocn.ne.jp

公益社団法人日本口腔インプラント学会　代議員及び役員定年規程

（目的）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の代議員及び役員の定年については、本規程による。

（定年）

第２条　本会代議員及び役員の定年は、満７０歳とする。なお、任期中に満７０歳となる者は、代議員及び役員となれない。

２　ただし、監事については、業務の性質上本条を適用しない。

（補則）

第３条　この規程を改正する場合には、理事会の承認を経なければならない。

（附則）

１．この規程は、平成２３年９月１６日に制定し、同日から施行する。

２．この規程は、平成２７年１２月６日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
代議員及び役員定年規程　内規

１．改選年の４月１日に満６８歳に達している者は代議員及び役員に選出できない。

（附則）

１．この内規は、平成２３年９月１６日に制定し、同日から施行する。

２．この内規は、平成２７年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会表彰制度内規程

平成２２年１１月１１日制定

（趣旨）

第１条　この内規は，公益社団法人日本口腔インプラント学会表彰制度規程の細則を定める。

（推薦選考基準）

第２条　学会特別功労賞は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）理事長経験者

（２）常務理事経験者であってこの法人の発展に特に貢献のあった者

（３）３期以上の理事経験者であって，かつ各種委員会委員長としてこの法人の発展に特に貢献のあった者

第３条　学会特別賞は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）３期以上の理事経験者で，この法人の発展に貢献のあった者

（２）優れた口腔インプラントの臨床経験又は口腔インプラント学の業績を有する者

（重複受賞の禁止）

第４条　原則として同一者において学会特別功労賞と学会特別賞の受賞は，認められない。

（学会特別功労賞及び学会特別賞候補者の推薦）

第５条　表彰委員会で，基準に従い審議し合議により決定した候補者を，申請書類一式を添えて理事長に推薦する。

（１）学会特別功労賞　候補者は，原則として毎年２名程度とする。

（２）学会特別賞　　候補者は，原則として毎年５名程度とする。

（学会特別功労賞及び学会特別賞申請提出書類）

第６条　申請書類は，次の通りとする。

（１）申請書

（２）正会員歴証明書

（３）推薦状

（４）経歴書

（５）業績一覧（学会特別賞のみ）

（６）その他必要とする書類

（学会特別功労賞及び学会特別賞表彰）

第７条　受賞者には，表彰状と記念品を通常年次学術大会時において授与する。ただし旅費は支給しない。

第８条　記念品の予算総額は４０万円以内とする。

（論文賞推薦選考基準）

第９条　学会優秀論文賞，国際誌優秀論文賞及び学会奨励論文賞の選考は，次の各号に準じて行う。

（１）斬新性：課題（考察を含む）と研究方法に独自性が認められる。

（２）理論性：研究の展開・結果の考察・結論の導き方などに一貫性がみられる。

（３）普遍性：将来に継続的に展開可能で，かつ口腔インプラント学の臨床及び教育に貢献できる。

（４）症例報告にあっては，臨床術式の改良に役立つとともに考察，文献などを通じて理論的背景が十分であること。ただし学会優秀論文賞の選考対象には含めない。

（５）各項目を５段階（最下点１，最高点５）で評価する。

第 10 条　同一論文により学会優秀論文賞，国際誌優秀論文賞及び学会奨励論文賞の重複受賞は認められない。

第 11 条　学会特別論文賞の選考は，次の各号の全てに該当する者とする。

（１）長年に渡って口腔インプラント学の発展に貢献していること。

（２）学術論文を本会会誌に６編以上（筆頭１編以上を含む）発表していること。

（３）研修施設長又は講座等の長であること。

（論文賞候補者の推薦）

第 12 条　表彰委員会は，合議により決定した候補者の申請書類一式を添えて理事長に推薦する。

第 13 条　候補者の推薦に関して編集委員会及び国際委員会に意見を聞くことが出来る。

第 14 条　推薦候補者数は，以下の通りとする。

（１）学会特別論文賞は，原則として毎年２名以内とする。

（２）学会優秀論文賞ならびに国際誌優秀論文賞は，原則として毎年各２名以内とする。

（３）学会奨励論文賞は，原則として基礎及び臨床で毎年各２名以内とする。

（学会特別論文賞及び学会奨励論文賞申請提出書類）

第 15 条　申請書類は，次の通りとする。

（１）申請書

（２）正会員歴証明書

（３）推薦状

（４）経歴書（学会特別論文賞のみ）

（５）業績一覧（学会特別論文賞のみ）

（６）論文別冊

（７）その他必要とする書類

（論文賞表彰及び副賞）

第 16 条　学会特別論文賞受賞者には，表彰盾及び金一封（５万円）を通常年次学術大会時において授与する。ただし旅費は支給しない。

第 17 条　学会優秀論文賞受賞者には，表彰盾及び金一封（５万円）を通常年次学術大会時に授与する。ただし旅費は支給しない。

第 18 条　国際誌優秀論文賞（協賛：日本歯科インプラント器材協議会）受賞者には表彰楯、図書券（５万円相当）を通常年次学術大会時において授与する。ただし旅費は支給しない。

第 19 条　学会奨励論文賞受賞者には，表彰盾及び金一封（５万円）を通常年次学術大会時に授与する。ただし旅費は支給しない。

（各優秀発表賞推薦選考基準）

第 20 条　優秀研究発表賞の選考は，次の各号に準じて行う。

（１）口頭発表演題の筆頭者を対象とする。

（２）優秀研究発表賞の応募セッションを口頭発表会場に設ける。

（３）応募範囲をしぼるために「重点研究テーマ」を設定する。重点研究テーマについては，別に定める。

（４）基礎的研究，臨床的研究の２つの部門に分けて審査し，各部門の受賞演題数は３演題までとする。

第 21 条　その他の優秀発表賞として日本口腔インプラント学会優秀ポスター発表賞（協賛：デンツプライシロナ株式会社）を設け，選考は次の各号に準じて行う。

（１）本賞を選考するため本部学術大会においてポスター発表の場を設ける。

（２）ポスター発表演題の筆頭者を対象とする。

（３）受賞演題数は４演題とする。

第 22 条　その他の優秀発表賞として日本口腔インプラント学会優秀歯科衛生士発表賞（協賛：ヒューフレディ・ジャパン合同会社）を設け，選考は次の各号に準じて行う。

（１）本賞を選考するため本部学術大会において口頭発表の場を設ける。

（２）歯科衛生士セッション演題の筆頭者を対象とする。

（３）受賞演題数は上限を２演題とする。

第 23 条　その他の優秀発表賞として日本口腔インプラント学会優秀歯科技工士発表賞を設け，選考は次の各号に準じて行う。

（１）本賞を選考するため本部学術大会において口頭発表の場を設ける。

（２）歯科技工士セッション演題の筆頭者を対象とする。

（３）受賞演題数は上限を２演題とする。

（優秀研究発表賞候補者の推薦）

第 24 条　優秀研究発表賞候補者の推薦は，次の各号に準じて行う。

（１）選考委員会は２０名以内（任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする）で構成し，学術委員会から２名、表彰委員会から２名，その他必要人数を理事長が正会員から指名する。

（２）選考委員会委員長は，学術委員会委員長とする。

（３）応募セッションの座長は，選考委員会委員が務める。

（４）選考委員会委員長は，選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を，理事長へ推薦する。ただし他薦であること。

（５）理事長は,前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し,理事会及び総会に報告する。

（６）受賞者名は，学術大会最終日に発表する。

（優秀ポスター発表賞候補者の推薦）

第 25 条　日本口腔インプラント学会優秀ポスター発表賞（協賛：デンツプライシロナ株式会社）候補者の推薦は、次の各号に準じて行う。

（１）選考委員会は，学術委員会委員全員，表彰委員会委員全員，支部推薦の代議員若干名（任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする）で構成す

る。

（２）選考委員会委員長は，学術委員会委員長とする。

（３）選考委員会委員長は，選考委員会委員の記名投票により，理事長又は専務理事若しくは常務理事１名以上の立会いの下で投票を集計し，最多得票者を理事長に推薦する。ただし他薦であること及び選考理由が記入してあるもののみを有効とする。

（４）受賞者は，過去に本賞を受けていないこととする。

（５）理事長は，前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し，理事会及び総会に報告する。

（６）受賞者名は，学術大会最終日に発表する。

（優秀歯科衛生士発表賞候補者の推薦）

第 26 条　日本口腔インプラント学会優秀歯科衛生士発表賞（協賛：ヒューフレディ・ジャパン合同会社）候補者の推薦は、次の各号に準じて行う。

（１）選考委員会は，専門歯科衛生士委員会委員，各支部推薦の正会員若干名（任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする）で構成する。

（２）選考委員会委員長は学術委員長とする。委員長に支障のある場合は専門歯科衛生士委員会委員長とする。

（３）選考委員会委員長は，選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を理事長に推薦する。ただし他薦であること。

（４）受賞者は，過去に本賞を受けていないこととする。

（５）理事長は，前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し，理事会及び総会に報告する。

（６）受賞者名は，学術大会最終日に発表する。

（優秀歯科技工士発表賞候補者の推薦）

第 27 条　日本口腔インプラント学会優秀歯科技工士発表賞候補者の推薦は、次の各号に準じて行う。

（１）選考委員会は，専門歯科技工士委員会委員，専門歯科技工士委員会推薦の正会員若干名（任期は、当該選考が実施される年次学術大会の最終日までとする）で構成する。

（２）選考委員会委員長は専門歯科技工士委員会委員長とする。委員長に支障のある場合は副委員長とする。

（３）選考委員会委員長は，選考委員会委員の記名投票による上位点の演題を理事長に推薦する。ただし他薦であること。

（４）受賞者は，過去に本賞を受けていないこととする。

（５）理事長は，前号の推薦にもとづいて受賞者を決定し，理事会及び総会に報告する。

（６）受賞者名は，学術大会最終日に発表する。

（各優秀発表賞副賞）

第 28 条　優秀研究発表賞受賞者には，表彰盾及び金一封（２万円）を次年度年次学術大会において授与する。ただし旅費は支給しない。

第 29 条　日本口腔インプラント学会優秀ポスター発表賞（協賛：デンツプライシロナ株式会社）受賞者には，表彰盾，図書券（５万円相当）を次年度学術大会において授与する。内容については，年度によって異なることがある。ただし旅費は支給しない。

第 30 条　日本口腔インプラント学会優秀歯科衛生士発表賞（協賛：ヒューフレディ・ジャパン合同会社）受賞者には，表彰盾，金一封（５万円）及びヒューフレディ社製品を次年度年次学術大会において授与する。内容については，年度によって異なることがある。ただし旅費は支給しない。

第 31 条　日本口腔インプラント学会優秀歯科技工士発表賞受賞者には，表彰盾及び金一封（２万円）を次年度年次学術大会において授与する。ただし旅費は支給しない。

（補則）

第 32 条　この内規を改正する場合には，理事会の承認を経なければならない。

附則

１．この内規は、公益社団法人日本インプラント学会としての登記の日から施行する。
２．この内規は、平成２４年６月１０日に一部改正し、同日から施行する。
３．この内規は、平成２４年７月２２日に一部改正し、同日から施行する。
４．この内規は、平成２５年６月２日に一部改正し、同日から施行する。
５．この内規は、平成２５年９月１３日に一部改正し、平成２６年４月１日から施行する。
６．この内規は、平成２６年３月１５日に一部改正し、同日から施行する。
７．この内規は、平成２７年７月１９日に一部改正し、同日から施行する。
８．この内規は、平成２８年３月１３日に一部改正し、同日から施行する。
９．この内規は、平成２８年５月２８日に一部改正し、同日から施行する。
１０．この内規は、平成２９年２月３日に一部改正し、同日から施行する。
１１．この内規は、平成３０年５月２６日に一部改正し、同日から施行する。
１２．この内規は、平成３０年１２月１６日に一部改正し、同日から施行する。
１３．この内規は、令和２年９月１９日に一部改正し、同日から施行する。
１４．この内規は、令和３年３月２０日に一部改正し、同日から施行する。
１５．この内規は、令和３年５月２３日に一部改正し、同日から施行する。

参　考	
旧社団法人内規	平成１７年８月１５日制定及び施行
	平成１８年９月１５日一部改正及び施行
	平成２１年３月２２日一部改正、平成２２年４月１日施行
	平成２１年６月２１日一部改正及び施行

益社団法人日本口腔インプラント学会 職員旅費内規

平成２２年１１月１１日制定

第１条　職員の旅費に関しては、この内規による。

第２条　交通費は、他に定める旅費規程に準じるが、市内交通費等は、支給しない。ただし、出張先が東京都区外の場合には、事務局から駅あるいは空港までの公共交通機関の運賃を支払う。

第３条　日当は、局長で日額４千円、職員で日額２千円とする。支給日数は、会議等の開催日数とする。

第４条　宿泊費は、局長で日額１万２千円、職員で日額１万円とする。

第５条　旅費の支払いは、理事長又は常務理事の決裁を要する。

第６条　この内規に規定する以外に関しては、理事長が決定する。

第７条　この内規の改正は、理事会の承認を必要とする。

参　考
旧社団法人内規　平成１７年９月１６日制定及び施行

公益社団法人日本口腔インプラント学会　相談役規程

平成２８年９月１６制定

（趣旨）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本学会」という。）の運営において、永年にわたり顕著な活躍をされた者の経験、知識及び見識を本学会運営・活動に資するための相談役に関しては、この規程に定めるところによる。

（相談役）

第２条　理事長は、必要に応じて理事会の決議を経て相談役を置くことができる。

（会議出席及び議決権）

第３条　相談役は、理事長の要請により本学会理事会等（以下「会議」という。）に出席することができる。ただし、議決権の行使はできない。

２　会議への出席は、理事長がその協議事項の内容により要請する。

３　相談役は、会議において理事長からの諮問に対し意見を述べる。

（報酬）

第４条　相談役の報酬は、原則無報酬とする。

（旅費）

第５条　相談役の旅費は、本学会の旅費規程により支給する。

（任期）

第６条　相談役の任期は、本学会役員任期の当該期の期間とする。

（補則）

第７条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

（附則）

この規程は、平成 28 年 9 月 16 日に制定し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　寄附金取扱規程

平成２８年９月１６日制定

(目　的)

第１条　本規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会(以下「本学会という。」)が受領する寄附金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第２条　本学会が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄附金：寄附者が使途を特定せずに受領する寄附金

(2) 特別寄附金：寄附者が寄附の申し込みに当たり、予め使途を特定し受領する寄附金

(3) 特定寄附金：広く一般社会に本学会が使途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金

２　この規程における寄附金は、金銭のほか金銭以外の財産権をいう。

３　本学会は、常時、寄附金を募ることができる。

（寄附金の使途）

第３条　一般寄附金は、その管理運用にかかる費用（以下「管理費」という。）を除く全額を、定款第５条に定める公益目的の事業に使用する。ただし、管理費は、寄附金総額の50%を超えないものとする。

２　特別寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、その管理費を除く全額を、定款第５条に定める公益目的の事業に使用する。ただし、管理費は、寄附金総額の50%を超えないものとする。

３　特定寄附金は、寄附金募集にあたって特定した使途に使用し、管理費を除く全額を、定款第５条に定める公益目的の事業に使用する。ただし、管理費は、募集総額の30%を超えないものとする。

（受領の制限）

第４条　寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附を受け入れることができないものとする。

(1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別な利益を受ける場合

(2) 寄附金の受入れに起因して、本学会が著しく資金負担が生じる場合

(3) 前各号の他、本学会の業務の遂行上支障があると認められるもの又は社会通念上不適当と認められる場合

（寄附金の申込）

第５条　寄附の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書（様式１）を理事長に提出するものとする。

（受入れの決定）

第６条　理事長は、寄附金の申込みがあったときは、定款第５条に定める事業推進上必要であり、かつ本学会運営上支障がないと認められたものについて、受入れを決定するものとする。

２　前項の受入れを決定したときは、寄附者へ寄附金受領決定通知書（様式２）により通知するものとする。ただし、既に寄附金を受領した場合は、第７条の受領の措置を講ずるものとする。

（受領書等の送付）
第 7 条　寄附金を受領したときは、寄附者に礼状及び受領書（様式３）を送付するものとする。
２　前項の受領書には、本学会の公益目的事業に関連する寄附である旨、寄附金額及び受領年月日を記載するものとする。

（寄附金の管理）
第 8 条　寄附金の管理は、寄附金受入台帳に記載し、これにより管理するものとする。

（特定寄附金の募集）
第 9 条　特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に
提出し、承認を得なければならない。
２　特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

（特定寄附金の結果報告）
第 10 条　特定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
２　特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（情報公開）
第 11 条　本学会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）
第 12 条　寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護に関する規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

（補則）
第 13 条　この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附則
　この規程は、平成 28 年 9 月 16 日に制定し、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

（様式１-1）

一般寄附金に係る寄附申込書

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　宮﨑　隆　　殿

金額　　金　　円

上記の金額の寄附を申し込みます。

令和　　年　　月　　日

(ふりがな)
御 芳 名（法人の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください。）

御団体名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

御 住 所 〒

＊申し込みはご郵送またはＦＡＸいただきたくお願い申し上げます。
（FAX 03-5765-5516）

理事長	専務理事	財務委員長	事務局長	会計担当

（様式１-2）

特別寄附金に係る寄附申込書

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　宮﨑　隆　　殿

金額　　金　　円

上記の金額の寄附を申し込みます。

なお、寄附金の使途並びに管理運営方法についてご希望がある場合は、下記にその旨をご記載ください。

寄附金の使途並びに管理運営方法

令和　　年　　月　　日

(ふりがな)
御 芳 名（法人の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください。）

御団体名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

御 住 所 〒

（注）上記の寄附金総額の 50%以上を定款第 5 条に定める公益目的事業に使用します。（寄附金等取扱規程第 3 条第 2 項）

＊申し込みはご郵送またはＦＡＸいただきたくお願い申し上げます。
（FAX 03-5765-5516）

理事長	専務理事	財務委員長	事務局長	会計担当

（様式１-3）

特定寄附金の募集に係る寄附申込書

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　宮﨑　隆　　殿

金額　　金　　円

上記の金額の寄附を「目論見書 NO　　」基づき申し込みます。

令和　　年　　月　　日

(ふりがな)
御 芳 名（法人の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください。）

御団体名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

御 住 所 〒

（注）上記の寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を定款第 5 条に定める公益目的事業の全部又は一部に使用します。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下とします。寄附金等取扱規程第 3 条第 3 項）

＊申し込みはご郵送またはＦＡＸいただきたくお願い申し上げます。
（FAX 03-5765-5516）

理事長	専務理事	財務委員長	事務局長	会計担当

（寄附金受領決定通知書 様式２）

令和　　年　　月　　日

様

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　　宮﨑　隆

寄附金受領決定通知について（お願い）

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本学会の運営にご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、このたび寄附金のお申し込みをいただきまして深く感謝申し上げます。寄附金の受入れについて検討しました結果、ありがたくお受けし、本学会の定款第５条で定める事業推進のために使用させていただきたいと存じます。

本学会は、口腔インプラント学に関する学理及びその応用に研究発表、知識の交換・普及、情報の提供、会員の生涯学習の奨励等の事業を行うことにより、口腔インプラント学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展及び国民の健康増進に寄与することを目的としておりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、寄附金については甚だ勝手ではありますが、下記の銀行口座へお振込いただければ幸甚に存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

１．お振込先　　三菱東京ＵＦＪ銀行　田町支店
２．口座番号　　普通預金　２３４６９５１
３．口座名義　　公益社団法人日本口腔インプラント学会
（こうえきしゃだんほうじん　にほんこうくういんぷらんとがっかい）
４．事務担当　　事務局 担当（　　）
電話　03-5765-5510
Fax　03-5765-5516
E-mail　: jsoi@peace.ocn.ne.jp

様式３

令和　　年　　月　　日

様

公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　　宮﨑　隆

寄附金の御礼について

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から本学会の運営にご理解、ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、このたび、本学会に対しまして寄附金をいただき、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

頂戴いたしました寄附金については、本学会の定款第５条で定める事業推進のために有効に使用させていただきます。

本学会は、口腔インプラント学に関する学理及びその応用に研究発表、知識の交換・普及、情報の提供、会員の生涯学習の奨励等の事業を行うことにより、口腔インプラント学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展及び国民の健康増進に寄与することを目的としておりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、寄附金受領についての領収書を同封いたしましたのでご収納いただきたいと存じます。

謹白

事務担当　　事務局 担当（　　）
電話　03-5765-5510
Fax　03-5765-5516
E-mail　：jsoi@peace.ocn.ne.jp

受　　領　　書　（控）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

上記金額、本学会への寄付金として確かに受領いたしました。
（本学会の公益目的事業に関連する寄附）

令和　　年　　月　　日

東京都港区芝４－３－５ファースト岡田ビル８階
公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　宮﨑　隆

受　　領　　書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

上記金額、本学会への寄付金として確かに受領いたしました。
（本学会の公益目的事業に関連する寄附）

令和　　年　　月　　日

東京都港区芝４－３－５ファースト岡田ビル８階
公益社団法人日本口腔インプラント学会
理事長　宮﨑　隆

公益社団法人日本口腔インプラント学会　東北・北海道支部会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この支部は、定款施行細則第３条第１項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部（以下「本支部」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本支部の事務局は、総務担当幹事の勤務先又は診療所に置く。

２　事務局は、本支部の事務を処理する。

（目的）

第３条　本支部は、口腔インプラントに関する研究発表、知識の普及、情報の提供等の事業を行うことにより、口腔インプラントの進歩・普及を図り、もってわが国における学術の発展と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本支部は、定款第５条及び定款施行細則第２章に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第２章　会員及び代議員

（支部会員）

第５条　本支部は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県に勤務又は居住する公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の会員をもって組織する。

２　支部会員の勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するものとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

（支部代議員）

第６条　本支部に所属する代議員（以下「支部代議員」という。）は、支部役員と共に支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

（支部代議員の選出）

第７条　支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

第３章　役　員

（支部役員）

第８条　本支部に、次の役員を置く。

支部長	１名
副支部長	３名以内
支部選出理事	２名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
総務担当幹事	１名

会計担当幹事　　１名
道県代表代議員　北海道２名、その他の各県１名
支部監事　　２名

２　支部選出理事は、支部長又は副支部長又は幹事を兼任できる。

３　道県代表代議員は、支部長又は副支部長又は幹事を兼任できる。

（支部役員の選任）

第９条　支部選出理事候補者及び支部長の選任は、本会役員推薦規程及び本支部役員推薦規程による。

２　支部長は、支部選出理事候補者の中から選任する。

３　副支部長は、支部代議員の中から支部長が選任する。

４　総務担当幹事及び会計担当幹事は、支部代議員の中から支部長が選任する。

５　道県代表代議員は、本支部を構成する各都道府県の代議員の中から支部長が選任する。

６　支部監事は、本支部に所属する正会員又は名誉会員の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選任する。

（支部役員の職務）

第10条　支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。

２　副支部長、総務担当幹事、会計担当幹事及び道県代表代議員は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。

３　支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う。

（支部役員の任期）

第11条　支部役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　支部選出理事以外の役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

３　支部長に支障のあるときは、あらかじめ支部長が指名した順位で副支部長が代行する。

第４章　支部会議

（会議）

第12条　本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会及び支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第13条　支部代議員会は、本支部に所属する代議員をもって組織する。

２　支部代議員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部代議員会は、支部長が招集する。

４　支部代議員の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。

５　支部代議員会の議長及び副議長は、出席した代議員の中から選出する。

６　支部代議員会は、定款施行細則第９条第１項の各号について審議する。

７　支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状による出席を認める。

８　支部監事は議決権を有しない。

９　支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出席代議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（支部役員会）

第14条　支部役員会は、支部役員及び支部学術大会大会長をもって組織する。

２　支部役員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。

４　支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。

５　支部長は、支部役員会の議を経て、役員以外の者を出席させることができる。

（支部会務報告会）

第15条　支部会務報告会は、本支部に所属する正会員、名誉会員、準会員をもって組織する。

２　支部会務報告会は、毎年１回以上これを開くものとし、支部長が招集する。

３　支部会務報告会の進行は、総務担当幹事が行うものとする。

４　支部長は、支部会務報告会において、本支部の会務の運営及び執行について報告する。

第５章　事　業

（事業）

第16条　本支部は、支部学術大会を毎年１回開催する。

２　支部学術大会大会長（以下「大会長」という。）は、支部代議員会において支部代議員の中から選任する。

３　大会長の任期は、前年度の学術大会終了の翌日から担当年度の学術大会終了の日までとする。

４　大会長は、当該学術大会を実行委員会とともに企画し、主宰する。

５　支部学術大会において学術研究の成果を発表することができる者は、この法人の会員に限る。

（委員会）

第17条　本支部は、支部の事業運営のため、支部役員会の議を経て委員会を置くことができる。

２　支部長は、支部代議員又は正会員の中から委員長及び副委員長及び委員を指名し、業務を委任する。また、必要に応じて審議事項を諮問することができる。

３　当該委員会の委員長は、委任された業務の終了後、支部長に報告するものとする。また、諮問事項については、審議の結果を支部長に答申するものとする。

（表彰）

第18条　本支部は、支部代議員会の議を経て、各種表彰を行うことができる。

（その他の事業）

第19条　その他、本支部は、支部代議員会で必要と認めた事業を行うことができる。

（事業年度）

第20条　本支部の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第６章　会　計

（支部会計）

第21条　本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。

２　本支部の会計は、本会の支部会計規程により処理し、本会の会計と連結する。

３　本支部の事業計画及び会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の承認を得て確定する。

（会計年度）

第22条　本支部の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章　補　則

（支部顧問）

第23条　本支部は、支部代議員会の議を経て、支部顧問を置くことができる。

２　支部顧問は、支部長経験者又は本会名誉会員とし、支部代議員会に出席し発言することができる。ただし、議決権は有しない。

（改正）

第24条　この会則を改正する場合には、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

（その他）

第25条　この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定める。

附　則

１　本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　本会則は、平成２６年３月１５日に一部改正し、平成２６年４月１から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会関東・甲信越支部会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この支部は、定款施行細則第３条第１項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会関東・甲信越支部（以下「本支部」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本支部の事務局は、支部長が指定する施設に置く。

（目的）

第３条　本支部は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）の定款ならびに活動に準拠し、協力を行い、あわせて支部会員の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本支部は、定款第５条及び定款施行細則第２章に定めるもののほか、前条の目的を達成するため、支部学術大会ならびに支部学術シンポジウムの開催ならびに支部運営に必要な事業を行う。

第２章　会員ならびに代議員

（支部会員）

第５条　本支部は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県に勤務又は居住する本会の定款で定める資格を有する会員をもって組織する。

２　勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するものとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

（支部代議員）

第６条　本支部に所属する代議員（以下「支部代議員」という。）は、支部代議員会を構成し、支部の重要会務を審議する。

２　支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める支部選挙規程による。

３　支部選挙管理委員会を設置し、支部選挙管理委員会の独立性を遵守し、公明正大に行う。

第３章　役　員

（支部役員）

第７条　本支部に次の役員をおく。

支部長　　１名

副支部長　　２名

支部選出理事　　７名（本会役員推薦規程に基づく配分数）

支部監事　　２名
支部委員会委員長・副委員長

（支部役員の選出）

第８条　支部選出理事候補者及び支部長の選任は、別に定める支部選挙規定及び本会役員推薦規程による。

２　支部長は、支部選出理事候補者の中から選任する。

３　副支部長は、支部代議員の中から支部長が選任し、支部代議員会で承認される。

４　支部監事は、支部正会員の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選出する。

５　円滑な支部運営を目的として、設置された支部委員会の委員長・副委員長は支部代議員の中から支部長が選任し、支部代議員会で承認される。

（支部役員の任務）

第９条　支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。

２　副支部長は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。

３　支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う。

４．支部委員会委員長・副委員長は支部会務の執行に協力を行う。

（支部役員の任期）

第10条　支部役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

３　支部長に支障のあるときは、あらかじめ支部長が指名した順位で副支部長がこれを代行する。

第４章　支部会議

（会議）

第11条　本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会および支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第12条　支部代議員会（総会）は、定款第６条第２項により選出された本支部に所属する代議員をもって組織する。

２　支部代議員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部代議員会は、支部長が招集する。

４　支部代議員の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。

５　支部代議員会の議長・副議長の選任は、出席した代議員の過半数の承認を必要とする。

６　支部代議員会は、定款施行細則第９条第１項の各号について審議する。

７　支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状による出席を認める。

８　支部監事は、議決権を有しない。

９　支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出席代議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（支部役員会）

第13条　支部役員会は、支部長、副支部長、支部選出理事、支部学術大会大会長、支部監事、支部委員会委員長・副委員長をもって組織する。

２　支部役員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。

４　支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。

（支部会務報告会）

第14条　支部会務報告会は、本支部に所属する本会会員をもって組織する。

２　支部会務報告会は、毎年１回以上これを開くものとし、支部長が招集する。

３　支部会務報告会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

４　支部会務報告会は、本支部の会務の運営及び執行について報告する。

第５章　事　業

（事業）

第15条　本支部は、毎年１回、支部学術大会及び、支部学術シンポジウムを開催する。

（事業年度）

第16条　本支部の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（その他の事業）

第17条　本支部は、会務のため、必要に応じて会員ならびに本会指定研修施設への連絡調整、広報活動の促進等を行う。

（表彰）

第18条　支部長は、本支部の発展に寄与したものに、支部代議員会の議を経て、支部特別感謝状を授与することができる。

２　支部長は、支部学術大会において本支部会員の発表業績に限り、支部表彰委員会による推薦の後、支部代議員会での承認を経て、支部学術賞、支部奨励賞を授与することができる。

第６章　会　計

（支部会計）

第19条　本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。

２　本支部の会計は、本会会計と連結する。

３　本支部の事業計画及び会計は、事業年度を毎年４月１日より翌年３月３１日とし、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の決議を得て、事業報告書および会計報告書を本部へ提出する。

第７章　補　則

（顧問及び委員会）

第20条　支部長は、支部代議員会の議を経て支部会員より顧問を委嘱することができる。

２　支部長は、本支部の円滑な運営に必要と認めたときには委員会をおくことができる。

（会則の改正）

第21条　本会則を改正する場合は、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の決議を経た後、本部理事会の承認を受けなければならない。

（その他）

第22条　この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の決議を経て別に定める。

附　則

１　本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　本会則は、平成２６年３月１５日に一部改正し、平成２６年４月１日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　中部支部会則

第１章　総　　則

（名称）

第１条　　この支部は、定款施行細則第３条第１項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会中部支部（以下「本支部」という。）と称する。

（事務局）

第２条　　本支部の事務局は、支部長の指定する場所に置く

　　２　　本支部の事務局では、支部の事務処理を行う。

第２章　目的及び業務

（目的）

第３条　　本支部の目的は、公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）定款第４条とする。

（事業）

第４条　　本支部は、毎年１回の支部学術大会の開催を含め、前条の目的の達成と支部運営のため必要な事業を行う。

第３章　会員及び代議員

（支部会員）

第５条　　本支部は本会定款第６条で定める会員で、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県に在住又は勤務する者を支部会員と称し、その者により組織される。

（支部代議員）

第６条　　支部代議員は、本支部に在籍する本会代議員をもってあて、支部役員とともに支部代議員会（総会）を組織する。

（支部代議員の選出）

第７条　支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

第４章　支部役員

（支部役員）

第８条　　本支部に次の支部役員を置く。任期は２年とし、再任を妨げない。

支 部 長	１名
副支部長	４名
支部選出理事	２名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
専　　務	１名
会　　計	１名
支部監事	２名

（支部役員の選任及び職務）

第９条　支部選出理事候補者及び支部長の選任は、本会役員推薦規程及び本支部選挙規程・選挙規程細則による。

２　支部長は、支部選出理事候補者の中から選任する。

３　支部長は、本支部を代表し、会務を総括する。支部長に支障があるときは、支部代議員会（総会）において副支部長から１名を選任し、支部長の職務を代行する。ただちに、これを理事会へ届け出る。

４　副支部長は、本支部の各県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、それぞれの支部代議員により、推薦等による合意を得て副支部長として、各県１名ずつを選出し、支部代議員会（総会）で承認を得、支部長はこれを委嘱する。

５　専務は、支部代議員より支部長が推薦し、支部代議員会（総会）で承認する。

６　会計は、支部代議員より支部長が推薦し、支部代議員会（総会）で承認する。

７　支部監事は、支部代議員会（総会）で推薦し、支部代議員会（総会）において選出し、支部長はこれを委嘱する。

８　支部監事は、会計監査及び業務監査をする。

第５章　支部会議

第 10 条　本支部会則第３条の事業を遂行するために会議（以下「支部会議」という。）を招集する。支部会議は支部代議員会（総会）、支部役員会、及び支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第 11 条　支部代議員会（総会）は、毎年２回以上支部長が招集する。ただし、支部長が必要と認めたときは招集することができる。

２　副支部長２名以上、又は支部代議員の３分の１以上の要請があれば、支部長は支部代議員会（総会）を開催しなければならない。

３　支部代議員会（総会）は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。なお、委任状は出席とみなす。

４　支部代議員会（総会）の議長は、会議のつど、出席構成員の互選で定める。

５　支部代議員会（総会）の議決は、出席した構成員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、支部監事は議決権を持たない。なお、委任状は出席とみなす。

６　支部代議員会（総会）の議事については議事録を作成し、議事録署名人２名を要す。なお、議事録署名人は出席者の中から選出する。

（支部役員会）

第 12 条　支部役員会は本支部の会務の運営および執行について協議する。

（支部会務報告会）

第 13 条　支部会務報告会は、支部会則第５条に定める支部会員をもって組織する。

２　毎年１回の支部会務報告会を招集する。

３　支部会務報告会の議事については議事録を作成する。

第６章　事業

（事業）

第 14 条　本支部は、支部学術大会を毎年１回開催する。

２　支部学術大会大会長は、支部代議員会（総会）において選任する。

３　支部学術大会大会長の任期は、前年度の学術大会終了の翌日から担当年度の学術大会終了の日までとする。

４　支部学術大会大会長は、当該学術大会を実行委員会とともに企画し、主宰する。

（委員会）

第 15 条　本支部は、支部の事業運営のため、支部代議員会（総会）の議を経て、委員会を置くことができる。

２　支部長は、本支部の代議員の中から委員長及び副委員長及び委員を指名し、業務を委任する。

（表彰）

第 16 条　本支部は、支部代議員会（総会）の議を経て、各種表彰を行うことができる。

（その他の事業）

第 17 条　その他、本支部は、支部代議員会（総会）で必要と認めた事業を行うことができる。

第７章　資産及び会計

（支部会計）

第 18 条　本支部の資産は、本会からの交付金及び学術大会開催に伴う収入により支弁する（本部定款施行細則第 12 条）。

２　本支部の会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会（総会）の議を経て、本会へ報告する。

（会計年度）

第 19 条　本支部会計年度は、４月１日より翌年３月３１日までとする。

第８章　補　則

（支部顧問）

第 20 条　本支部に若干名の支部顧問を置くことができる。支部顧問は支部長経験者及び本会名誉会員者とし、役職を持たない。又、本支部代議員会（総会）においては発言権をもつが、議決権は有しない。

（改正）

第 21 条　本支部会則の変更は、支部代議員会（総会）の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

（その他）

第 22 条　本支部会則に記載なき事項は、支部長が支部代議員会（総会）に諮り決定する。

附　則

1.本規則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

2．本会則は、平成２６年３月１５日に一部改正し、平成２６年４月１日から施行する。

3．本会則は、平成２６年６月１日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　近畿・北陸支部会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この支部は、定款施行細則第３条第１項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会近畿・北陸支部（以下「本支部」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本支部の事務局は、支部長が指定する施設に置く。

（目的）

第３条　本支部は、口腔インプラントに関する研究発表、知識の普及、情報の提供等の事業を行うことにより、口腔インプラントの進歩・普及を図り、もってわが国における学術の発展と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本支部は、定款第５条及び定款施行細則第２章に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第２章　会員及び代議員

（支部会員）

第５条　本支部は、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県に勤務又は居住する公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の会員をもって組織する。

２　支部会員の勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するものとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

（支部代議員）

第６条　本支部に所属する代議員（以下「支部代議員」という。）は、支部役員と共に支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

（支部代議員の選出）

第７条　支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

第３章　役　員

（支部役員）

第８条　本支部に、次の役員を置く。

支部長	１名
副支部長	３名以内
支部選出理事	４名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
総務担当幹事	１名
会計担当幹事	１名（本会財務委員会委員を兼任）

府県代表幹事　　各県１名（支部長又は副支部長は幹事を兼任できる。）
支部監事　　２名
支部顧問　　若干名

（支部役員の選任）

第９条　支部選出理事候補者及び支部長の選任は、本会役員推薦規程及び本支部役員推薦規程による。

２　支部長は、支部選出理事の中から選任する。

３　副支部長は、支部代議員の中から支部長が選任する。

４　総務担当幹事及び会計担当幹事は、支部代議員の中から支部長が選任する。

５　府県代表幹事は、本支部を構成する各府県の代議員の中から支部長が選任する。

６　支部監事は、支部顧問の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選出する。

（支部役員の職務）

第10条　支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。

２　副支部長、総務担当幹事、会計担当幹事及び各府県代表幹事は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。

３　支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う。

（支部役員の任期）

第11条　支部役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　支部選出理事以外の役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

３　支部長に支障のあるときは、支部代議員会においてあらかじめ支部長が指名した順位で副支部長が代行する。

第４章　支部会議

（会議）

第12条　本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会及び支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第13条　支部代議員会は、本支部に所属する代議員をもって組織する。

２　支部代議員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部代議員会は、支部長が招集する。

４　支部代議員の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。

５　支部代議員会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

６　支部代議員会は、定款施行細則第９条の各号について審議する。

７　支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状による出席を認める。

８　支部監事及び支部顧問は、議決権を有しない。

９　支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出

席代議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（支部役員会）

第14条　支部役員会は、支部役員及び支部学術大会大会長をもって組織する。

２　支部役員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。

４　支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。

５　支部長は、支部役員会の議を経て、役員以外の者を出席させることができる。

第５章　事　業

（事業）

第15条　本支部は、支部学術大会を毎年１回開催する。

２　支部学術大会大会長（以下「大会長」という。）は、支部代議員会において本支部代議員の中から選任する。

３　大会長の任期は、前年度の学術大会終了の翌日から担当年度の学術大会終了の日までとする。

４　大会長は、当該学術大会を実行委員会とともに企画し、主宰する。

５　支部学術大会において学術研究の成果を発表することができる者は、この法人の会員に限る。

（委員会）

第16条　本支部は、支部の事業運営のため、支部役員会の議を経て委員会を置くことができる。

２　支部長は、本支部の代議員の中から委員長及び委員を指名し、業務を委任する。また、必要に応じて審議事項を諮問することができる。

３　当該委員会の委員長は、委任された業務の終了後、支部長に報告するものとする。また、諮問事項については、審議の結果を支部長に答申するものとする。

（表彰）

第17条　支部長は、本支部の発展に寄与したものに、支部代議員会の議を経て、支部特別感謝状を授与することができる。

（その他の事業）

第18条　その他、本支部は、支部代議員会で必要と認めた事業を行うことができる。

（事業年度）

第19条　本支部の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第６章　会　計

（支部会計）

第20条　本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。

２　本支部の会計は、本会の支部会計規程により処理し、本会の会計と連結する。

３　本支部の事業計画及び会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の議を経て、本会へ報告する。

（会計年度）

第21条　本支部の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章　補　則

（支部顧問）

第22条　本支部は、支部代議員会の議を経て、支部顧問を置くことができる。

２　支部顧問は、支部代議員会に出席し発言することができる。ただし、議決権は有しない。

（改正）

第23条　この会則を改正する場合には、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

（その他）

第24条　この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定める。

附　則

１　本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　本会則は、平成２６年３月１５日に一部改正し、平成２６年４月１日から施行する。

３　本会則は、令和２年７月１８日に一部改正し、令和２年８月１日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　中国・四国支部会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この支部は、定款施行細則第３条第１項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会中国・四国支部（以下「本支部」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本支部の事務局は、支部長が定めた施設に置く。

（目的）

第３条　本支部は、口腔インプラント学の進歩発展を図るとともに診療内容の向上、あわせて支部会員の親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　本支部は、前条の目的を達成するために支部学術大会の開催及び支部運営に必要な事業を行う。

第２章　会員及び代議員

（支部会員）

第５条　本支部は、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に勤務又は居住する公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の定款で定める資格を有する会員をもって組織する。

２　支部会員の勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するものとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

（支部代議員）

第６条　本支部に所属する代議員（以下「支部代議員」という。）は、支部役員と共に支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

（支部代議員の選出）

第７条　支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選出規程による。

第３章　役　員

（支部役員）

第８条　本支部に次の役員を置く。

支部長	１名
副支部長	２名
支部選出理事	２名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
支部監事	２名

（支部役員の選出）

第９条　本部代議員、本部理事、支部長の選出は別に定める本支部代議員選挙規程および本会

役員推薦規程による。

第10条　支部長は、推薦による理事候補者の中から支部代議員の互選により選出する。

２　副支部長は、支部代議員の中から支部長が選出し、委嘱する。

３　支部監事は、代議員を除く本支部正会員の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選出する。

（支部役員の任務）

第11条　支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。

２　副支部長は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。

３　支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う。

（支部役員の任期）

第12条　支部役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

３　支部長に支障のあるときは、あらかじめ支部長が指名した順位で副支部長がこれを代行する。

第４章　支部会議

（会議）

第13条　本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会および支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第14条　支部代議員会は、定款第６条第２項により選出された本支部に所属する代議員をもって組織する。

２　支部代議員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部代議員会は、支部長が招集する。

４　支部代議員の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。

５　支部代議員会の議長は、出席した代議員の互選で定める。

６　支部代議員会は、定款施行細則第９条第１項の各号について審議する。

７　支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、委任状による出席を認める。なお、支部監事は議決権を有しない。

８　支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出席代

議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（支部役員会）

第15条　支部役員会は、支部長、副支部長、支部選出理事、支部学術大会大会長及び支部監事をもって組織する。

２　支部役員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。

４　支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。

（支部会務報告会）

第16条　支部会務報告会は、本支部に所属する本会の定款で定める資格を有する会員をもって組織する。

２　支部会務報告会は、毎年１回以上これを開くものとし、支部長が招集する。

３　支部会務報告会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

４　支部会務報告会は、本支部の会務の運営及び執行について報告する。

第５章　事　業

（事業）

第17条　本支部は、各県持ち回りで毎年１回以上支部学術大会を開催する。

第18条　本支部の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第19条　本支部は、会務のため、必要に応じて連絡調整、会報の発行等を行う。

（表彰）

第20条　支部長は、本支部の発展に寄与したもので、以下の項目を満たすものに対し、支部代議員会の承認を経て、支部特別感謝状を授与することができる。

1）本支部会員で満70歳を越えるもののうち会員歴が10年を超えるもの。

2）本支部学術大会大会長もしくは名誉大会長として、本支部の事業に尽力したもの。

3）本支部の発展に寄与したもの。

第６章　会　計

（支部会計）

第21条　本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。

２　本支部の会計は、本会会計と連結する。

３　本支部の事業計画及び会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の承認を得て、事業年度内に本会へ報告する。

第７章　補　則

（支部顧問及び委員会）

第22条　支部長は、支部代議員会の議を経て支部顧問を委嘱することができる。

２　支部長は、本支部の運営に必要と認めたときには委員会をおくことができる。

（会則の改正）

第23条　本会則を改正する場合は、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の決議を経た後、理事会の承認を受けなければならない。

（委任）

第23条　この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定める。

附　則

１　本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）
から施行する。

２　本会則は、平成２６年３月１５日に改正し、平成２６年４月１日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　九州支部会則

第１章　総　則

（名称）

第１条　この支部は、定款施行細則第３条第１項に基づき、公益社団法人日本口腔インプラント学会九州支部（以下「本支部」という。）と称する。

（事務局）

第２条　本支部の事務局は、支部長の勤務先又は診療所に置く。

２　事務局に必要な職員を置き、本支部の事務を処理する。

（目的）

第３条　本支部は、口腔インプラントに関する研究発表、知識の普及、情報の提供等の事業を行うことにより、口腔インプラントの進歩・普及を図り、もってわが国における学術の発展と医療福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　本支部は、定款第５条及び定款施行細則第２章に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第２章　会員及び代議員

（支部会員）

第５条　本支部は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県に勤務又は居住する公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）の会員をもって組織する。

２　支部会員の勤務地と居住地の都道府県が異なる場合は、原則として、勤務地の都道府県に所属するものとし、勤務地又は居住地が複数ある場合は、主たる勤務地又は居住地の都道府県に所属するものとする。

（支部代議員）

第６条　本支部に所属する代議員（以下「支部代議員」という。）は、支部役員と共に支部代議員会を組織し、支部の重要会務を審議する。

（支部代議員の選出）

第７条　支部代議員の選出は、本会代議員選挙規程に定めるもののほか、別に定める本支部代議員選挙規程による。

第３章　役　員

（支部役員）

第８条　本支部に、次の支部役員を置く。

支部長	１名
副支部長	２名
支部選出理事	３名（本会役員推薦規程に基づく配分数）
支部幹事	若干名

支部監事　　２名

（支部役員の選任）

第９条　本支部選出理事候補者及び支部長の選任は、本会役員推薦規程、本支部代議員・役員選挙規程及び本支部代議員・役員選挙細則による。

２　副支部長は、支部代議員の中から支部長が推薦し、支部代議員会で承認を得る。

３　支部幹事は、支部代議員の中から支部長が推薦し、支部代議員会で承認を得る。

４　支部監事は、本支部に所属する会員又は名誉会員の中から支部長が推薦し、支部代議員会において選出する。

（支部役員の職務）

第10条　支部長は、本支部を代表して支部の会務を執行する。

２　副支部長及び支部幹事は、支部長を補佐し、支部の会務を分担執行する。

３　支部監事は、支部会計及び支部業務の監査を行う。

（支部役員の任期）

第11条　支部役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　支部選出理事以外の役員に欠員が生じた場合は、支部代議員の中から支部長がこれを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

３　支部長に支障のあるときは、あらかじめ支部長が指名した順位で副支部長が代行する。

第４章　支部会議

（会議）

第12条　本支部の会議は、支部代議員会（総会）、支部役員会及び支部会務報告会とする。

（支部代議員会）

第13条　支部代議員会は、本支部に所属する代議員をもって組織する。

２　支部代議員会は、毎年１回以上これを開くものとし、３分の２以上の出席をもって成立する。ただし、委任状による出席を認める。

３　支部代議員会は、支部長が招集する。

４　支部代議員の過半数の要請があった場合には、支部長に対し招集の理由を示して、支部代議員会の招集を請求することができる。

５　支部代議員会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

６　支部代議員会は、定款施行細則第９条第１項の各号について審議する。

７　支部代議員会の決議は、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

８　支部監事は、議決権を有しない。

９　支部代議員会の議事については議事録を作成するものとし、議長は議事に先立ち、出席代議員の中から２名の議事録署名人を選任しなければならない。

（支部役員会）

第14条　支部役員会は、支部役員及び支部学術大会大会長をもって組織する。

２　支部役員会は、毎年１回以上これを開くものとする。

３　支部役員会は、支部長が招集し、議長は支部長が努める。
４　支部役員会は、本支部の会務の運営及び執行について協議する。
５　支部長は、支部役員会の議を経て、役員以外の者を出席させることができる。
（支部会務報告会）
第15条　支部会務報告会は、本支部に所属する正会員、名誉会員、準会員をもって組織する。
２　支部会務報告会は、毎年１回以上これを開くものとし、支部長が招集する。
３　支部会務報告会の議長は、出席した正会員の中から選出する。
４　支部長は、支部会務報告会において、本支部の会務の運営及び執行について報告する。

第５章　事　業

（事業）
第16条　本支部は、支部学術大会を毎年１回開催する。
２　支部学術大会大会長（以下「大会長」という。）は、支部代議員会において本支部代議員の中から選任する。
３　大会長の任期は、前年度の学術大会終了の翌日から担当年度の学術大会終了の日までとする。
４　大会長は、当該学術大会を実行委員会とともに企画し、主宰する。
５　支部学術大会において学術研究の成果を発表することができる者は、この法人の会員に限る。
（委員会）
第17条　本支部は、支部の事業運営のため、支部役員会の議を経て委員会を置くことができる。
２　支部長は、本支部の代議員又は正会員の中から委員長及び副委員長及び委員を指名し、業務を委任する。また、必要に応じて審議事項を諮問することができる。
３　当該委員会の委員長は、委任された業務の終了後、支部長に報告するものとする。また、諮問事項については、審議の結果を支部長に答申するものとする。
（表彰）
第18条　本支部は、支部代議員会の議を経て、各種表彰を行うことができる。
（その他の事業）
第19条　その他、本支部は、支部代議員会で必要と認めた事業を行うことができる。
（事業年度）
第20条　本支部の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第６章　会　計

（支部会計）
第21条　本支部の運営は、本会からの補助金及びその他の収入をもって行う。
２　本支部の会計は、本会の支部会計規程により処理し、本会の会計と連結する。
３　本支部の事業計画及び会計は、支部監事による監査を受けた後、支部代議員会の議を経て、本会へ報告する。
（会計年度）

第22条　本支部の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第７章　補　則

（支部顧問）

第23条　本支部は、支部代議員会の議を経て、支部顧問を置くことができる。

２　支部顧問は、支部長経験者又は本会名誉会員とする。

３　支部顧問は、支部役員に選任されない。

４　支部顧問は、支部代議員会に出席し発言することができる。ただし、議決権は有しない。

（改正）

第24条　この会則を改正する場合には、支部役員会の発議に基づき、支部代議員会の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

（その他）

第25条　この会則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定める。

附　則

１　本会則は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　本会則は、平成２６年３月１５日に一部改正し、平成２６年４月１日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会東北・北海道支部代議員選出規程

（総　則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）東北・北海道支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、東北・北海道支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

（支部選挙管理委員会）

第２条　本会東北・北海道支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設ける。

２　支部選挙管理委員会の委員構成は、北海道２名、その他の各県１名とし、道県代表代議員の推薦に基づき、支部長が委嘱する。

３　支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。

４　支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。

５　支部選挙管理委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（支部選挙管理委員会の業務）

第３条　支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

(1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項

(2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項

(3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

（選挙人及び被選挙人の資格及び確認）

第４条　代議員選挙の選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

２　代議員選挙の被選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する満６８歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

３　代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 原則として正会員歴が６年以上であること

(2) 本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること

４　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

５　支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（代議員の選出方法及び公告）

第５条　本支部は、定款第６条第３項及び代議員選挙規程第５条の定めにより、代議員を選出

するため支部正会員による代議員選挙を行う。

2　本支部は、代議員選挙規程第６条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。

3　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員の区分及び選出母体）

第６条　本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

(1) 大学系代議員：歯科系大学又は医科系大学に勤務する者

(2) 臨床系代議員：一般診療施設又は総合病院等に勤務する者
ただし、各道県に1名以上配分する。

（代議員定数の配分）

第７条　本支部の代議員定数は、各道県の正会員数及び選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

(1) 大学系代議員数は、代議員定数の概ね３分の１とする。

(2) 臨床系代議員数は、原則各道県に１名以上配分する。

(3) 各道県に所在する「本会指定研修施設」に代議員１名を配分し、前第１号及び第２号に基づく配分数に含むものとする。

2　前項各号に基づく各道県の配分数については、支部役員会が発議し、改選年の支部代議員会において承認を得るものとする。

（代議員選挙立候補及び届け出）

第８条　第４条第２項及び第３項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

2　支部正会員は、代議員立候補者を推薦することができる。ただし、推薦に際しては被推薦者の了承を得なければならない。

3　代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

4　代議員選挙の立候補者を推薦する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補者推薦書」を提出しなければならない。

（立候補者名簿の作成・公告及び異議申し立て）

第９条　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

2　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に公告するものとする。

3　支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。

４　支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。

５　支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問することができる。

（代議員選挙の方法）

第10条　代議員は、道県ごとに、選挙人の投票により選出する。

２　代議員の立候補者数が第７条第２項に基づく配分数を超える場合、支部選挙管理委員会は、当該道県の代議員選挙投票用紙を作成して選挙人に送付し、選挙を実施する。

３　代議員の立候補者数が第７条第２項に基づく配分数と同数の場合、支部選挙管理委員会は、前項の選挙は実施しない。

４　代議員選挙は、無記名記号式投票とし、郵送等により実施する。

（代議員選挙当選人の決定及び報告）

第11条　代議員選挙の当選人は、得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を当選人と決する。

２　前条第３項の場合、当該立候補者を当選人と決する。

３　支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第７条に基づき、選挙終了後速やかに代議員当選人の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。なお、提出書類には、有効投票数及び投票結果を記載するものとする。

（補則）

第12条　この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附　則

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　この規程は、平成２９年３月１２日に一部改正し、同日から施行する。

３　この規程は、令和元年１１月２日に一部改正し、同日から施行する。

４　この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会関東・甲信越支部代議員選挙規程

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）関東・甲信越支部（以下、「本支部」という。）は本会定款、定款施行細則および選挙規程に基づき、次期代議員の選出についてこの規程に定める。

（支部選挙管理委員会）

第２条　本支部に支部選挙管理委員会を設ける。

２　支部選挙管理委員会は、支部長の指名による支部正会員８名で構成する。

３　支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。

４　欠員が出た場合は、直ちに支部長の指名により補充する。

５　支部選挙管理委員会は改選年の５月３１日までに、選挙人数、次期代議員候補者、次期理事候補者および次期支部長候補者の名簿を中央選挙管理委員会に提出する。

（選挙人及び被選挙人の資格及び確認）

第３条　代議員選挙の選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する正会員であり、前年度分の会費を納入した者とする。

２　代議員選挙の被選挙人は原則正会員歴６年以上であり、改選年の４月１日現在、本支部に所属する満６８歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

３　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

４　支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（次期代議員の選出）

第４条　支部正会員は次の２つの所属に区分して次期代議員を選出する。

①　歯学部所属・医学部所属・その他大学関係者・病院勤務

②　①以外の一般臨床医・歯科衛生士・歯科技工士・その他

２　次期代議員は、①と②所属のそれぞれの支部正会員の中から選挙によって選出する。

３　②に所属する代議員は各都県に１名以上配分されなければならない。

４　次期代議員総数は、本会代議員選挙規程第７条により定められる。
偶数の場合は、各区分に半数を配分し、奇数の場合は総数から１名を減じて等分し、減じた１名を②の区分に加える。

５　所属①から選出する次期代議員数は、各研修施設所属の正会員数の比率で各施設に配分する。

６　支部選挙管理委員長は、支部選挙規程第３条４項ならびに５項で選出された次期の代議員名簿を中央選挙管理委員会に提出する。

（補則）

第５条　この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

（附則）

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　この規程は、平成２９年３月１２日に一部改正し、同日から施行する。

３　この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会
中部支部代議員選挙規程

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）中部支部代議員、本会理事候補者及び支部長候補者の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、中部支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

（支部選挙管理委員会）

第２条　本会中部支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設置する。

２　支部選挙管理委員会の委員は正会員とし、委員構成は、委員長１名、各県から副委員長１名ずつを支部長が委嘱する。任期は２年とし、再任は妨げない。これらは支部代議員会の承認を受けるものとする。

３　支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。

４　支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。

５　委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し、補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（支部選挙管理委員会の業務）

第３条　支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

(1) 代議員、本会理事候補者、及び被選挙人及び選挙人名簿の資格審査に関する事項

(2) 選出された次期代議員、次期本会理事候補者（次期支部長名を明記）、の名簿作成並びに中央選挙管理委員会への提出

(3) その他、支部選出代議員選挙（以下、「代議員選挙」という。）の実施に関する事項

（選挙人及び被選挙人の資格及び確認）

第４条　代議員選挙の選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

２　代議員選挙の被選挙人は改選年の４月１日現在、本支部に所属する満６８歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入したものとする。

３　代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者をする。

(1) 原則正会員歴が６年以上であること

(2) 本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること

(3) 選挙年の支部代議員会の推薦を得ていること。

４　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

5　支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（代議員の選出方法）

第５条　代議員は、正会員の中から、以下のように選出する。

(1)各県での代議員選挙においては、各県の正会員の互選により代議員を選出する。

(2)支部配分代議員数を各県所属の正会員数の比率で各県に配分する。

(3)端数は愛知県、静岡県、岐阜県、三重県の順に配分する。

2　次期代議員は、前代議員であって任期中に支部代議員会及び支部学術大会に過半数回出席している者、又は正会員では支部会務報告会に過半数回出席している者が望ましい。

（代議員の選出及び広告）

第6条　本支部は、定款第６条第３項及び代議員選挙規程第６条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

2　本支部は、代議員選挙規程第７条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。

3　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員定数の配分）

第７条　支部正会員を次の二つの所属に区分する。

①大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学

②一般歯科診療施設・総合病院又はその他の施設。

ただし、②において各県に１名以上配分する。

(1) それぞれの県の正会員数を基準にして本会代議員数を按分するが、１県の最少候補者数は２名とする。①の会員数が支部会員数の２分の１未満の場合は、各県の①の本部代議員数は２分の１未満を原則とするが、支部全体の総数として２分の１を超えてはならない。①の会員数が支部会員数の２分の１以上の場合は、①と②を比例配分する。

(2) 理事数の配分については、①の会員数が支部会員数の２分の１未満の場合は、①②からそれぞれ１名ずつとする。

2　②の一般臨床医・その他の区分の次期代議員は、以下の（1）から(3)のいずれかの条件を満たさなければならない。

(1)口腔インプラント専門医、指導医、基礎系指導医（者）のいずれかであること。

(2)所属する県の正会員２５名以上の文書による推薦があること。

(3)選挙年の支部代議員会の推薦を得ていること。

3　指定研修施設の次期代議員の最小配分数は以下のように定め、選挙にかかわら

ず配分するが、第１項の配分数には含まれるものとする。

(1) 大学歯学部の研修施設においては２名とする。

(2) その他の大学系、臨床系指定研修施設は１名とする。

(3) 指定研修施設に配分後、各県における定数との差分を得票数が多い者から①②でそれぞれ順次埋めていく。

（異議の申し立て）

第８条　正会員から第 4,5,6,7 条にかかわる異議が出た場合には、事例毎に支部選挙管理委員会で検討し、支部代議員会で審議し、支部会務報告会において報告するものとする。

（支部選挙規程の改正）

第９条　この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

（附則）

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成 22 年 11 月 11 日）から施行する。

２　この規程は、平成 24 年 3 月 31 日に改正し、同日から施行する。

３　この規程は、平成 27 年 7 月 19 日に改正し、同日から施行する。

４　この規程は、平成 29 年 3 月 12 日に改正し、同日から施行する。

５　この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　近畿・北陸支部　代議員選挙規程

（総　則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）近畿・北陸道支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、近畿・北陸支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

（支部選挙管理委員会）

第２条　本会近畿・北陸支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設ける。

２　支部選挙管理委員会の委員構成は、各府県１名とし、支部長が委嘱する。

３　支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。

４　支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。

５　支部選挙管理委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（支部選挙管理委員会の業務）

第３条　支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

(1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項

(2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項

(3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

（選挙人及び被選挙人の資格及び確認）

第４条　代議員選挙の選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

２　代議員選挙の被選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する満６８歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

３　代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 原則正会員歴が６年以上であること

(2) 本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること

４　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

５　支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（代議員の選出方法及び公告）

第５条　本支部は、定款第６条第３項及び代議員選挙規程第６条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

２　本支部は、代議員選挙規程第７条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。

３　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員の区分及び選出母体）

第６条　本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

(1) 大学系代議員：歯科系大学又は医科系大学・病院歯科に勤務する者

(2) 臨床系代議員：一般診療施設又は総合病院等に勤務する

（代議員定数の配分）

第７条　本支部の代議員定数は、各府県の正会員数及び選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

２　選出人数（被選挙人）については、富山県3名、石川県3名、福井県3名、滋賀県4名、京都府5名、兵庫県6名、大阪府11名、奈良県4名、和歌山県3名（各府県の定数には各府県の大学医学部等選出代議員1名と臨床系代議員１名以上を含む）、病院歯科2名、歯科医師以外2名、大学歯学部及び歯科大学10名とし、代議員定数に変更が生じた場合の増減分については支部役員会、支部代議員会の議を経て配分を決定する。

３　代議員予備候補者は、各選出結果から必要人数を順位をつけて選任する。

（代議員選挙立候補及び届け出）

第８条　第４条第２項及び第３項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

２　支部正会員は、代議員立候補者を推薦することができる。ただし、推薦に際しては被推薦者の了承を得なければならない。

３　代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

４　代議員選挙の立候補者を推薦する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補者推薦書」を提出しなければならない。

（立候補者名簿の作成・公告及び異議申し立て）

第９条　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

２　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に公告するものとする。

３　支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。

４　支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。

５　支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問することができる。

（代議員選挙の方法）

第10条　代議員は、府県ごとに、選挙人の投票により選出する。

２　代議員の立候補者数が第７条第２項に基づく配分数を超える場合、支部選挙管理委員会は、当該道県の代議員選挙投票用紙を作成して選挙人に送付し、選挙を実施する。

３　代議員の立候補者数が第７条第２項に基づく配分数と同数の場合、支部選挙管理委員会は、前項の選挙は実施しない。

４　代議員選挙は、無記名記号式投票とし、インターネット等により実施する。

（代議員選挙当選人の決定及び報告）

第11条　代議員選挙の当選人は、得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を当選人と決する。なお、会員歴が同年の場合は、年長者を当選人とする。

２　前条第３項の場合、当該立候補者を当選人と決する。

３　支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第８条に基づき、選挙終了後速やかに代議員当選人の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。なお、提出書類には、有効投票数及び投票結果を記載するものとする。

（補則）

第12条　この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附　則

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　この規程は、平成２７年１月３１日に一部改正し、同日から施行する。

３　この規程は、平成２９年３月１２日に改正し、同日から施行する。

４　この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　中国・四国支部代議員選挙規程

（総則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会という。）中国・四国支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、中国・四国支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

（支部選挙管理委員会）

第２条　中国・四国支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設置する。

２　支部選挙管理委員会の委員は正会員とし、各県から１名を支部長が指名する。また、支部長は委員の中から委員長、副委員長を１名ずつ指名する。

３　支部選挙管理委員の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。

４　支部選挙管理委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（支部選挙管理委員会の業務）

第３条　支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

(1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項

(2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項

(3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

（選挙人及び被選挙人の資格及び確認）

第４条　代議員選挙の選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

２　代議員選挙の被選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する満６８歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

３　代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 原則正会員歴が６年以上であること

(2) 本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること

４　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

５　支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（代議員の選出方法及び公告）

第５条　本支部は、定款第６条第３項及び代議員選挙規程第６条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

２　本支部は、代議員選挙規程第７条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。

３　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員の区分及び選出母体）

第６条　本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

① 大学系代議員：歯学部ならびに医学部（付属病院歯科口腔外科）等に所属する者

② 臨床系代議員：一般診療施設または総合病院等に所属する者

（代議員定数の配分）

第７条　本支部の代議員定数は、各県の会員数および選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

⑴ 大学系代議員数は、１５名とし、岡山大学、広島大学、徳島大学から各３名、鳥取、島根、山口、香川、愛媛、高知の国立大学法人医学部歯科口腔外科から各１名ずつの配分とする。

⑵ 臨床系代議員数は、１５名とし、各県に１名配分し、残りを会員数等で按分して各県の配置数を決定する。

⑶ 代議員定数に変動があるときは、その都度支部役員会で協議し、支部代議員会で承認を得る。

（代議委員選挙立候補及び届け出）

第８条　第４条第２項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

２　代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

（立候補者名簿の作成・公告及び異議申し立て）

第９条　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

２　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に公告するものとする。

３　支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。

４　支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。

５　支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問

することができる。

（代議員選挙の方法）

第 10 条　代議員選挙立候補者が、各大学系代議員および各県の臨床系代議員の配分数に達しない場合には、その必要数を配分調整数とする。配分調整は、支部役員会で協議し、支部代議員会で承認を得る。

２　定数を超えた場合には、各大学、各県単位で選挙を実施する。

３　代議員の立候補者数が、第７条に基づく配分数と同数の場合、支部選挙　管理委員会は、前項の選挙は実施しない。

（代議員選挙当選人の決定及び報告）

第11条　代議員選挙の当選人は、得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を当選人と決する。なお、会員歴が同年の場合は、年長者を当選人とする。

２　前条第３項の場合、当該立候補者を当選人と決する。

３　支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第８条に基づき、選挙終了後速やかに代議員当選人の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。なお、提出書類には、有効投票数及び投票結果を記載するものとする。

（補則）

第12条　この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附　則

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　この規程は、平成２９年３月１２日に一部改正し、同日から施行する。

３　この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

公益社団法人日本口腔インプラント学会　九州支部代議員選挙規程

（総　則）

第１条　公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）九州支部代議員の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、九州支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

（支部選挙管理委員会）

第２条　本会九州支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設ける。

２　支部選挙管理委員は支部長が本会正会員の中から、10名以内を委嘱する。

３　支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。

４　支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。

５　支部選挙管理委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（支部選挙管理委員会の業務）

第３条　支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

(1) 支部選出代議員の選挙（以下「代議員選挙」という。）における選挙人及び被選挙人の資格審査に関する事項

(2) 代議員選挙立候補者の資格審査に関する事項

(3) その他、代議員選挙の実施に関する事項

（選挙人及び被選挙人の資格及び確認）

第４条　代議員選挙の選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

２　代議員選挙の被選挙人は、改選年の４月１日現在、本支部に所属する満６８歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

３　代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 原則正会員歴が６年以上であること

(2) 本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること

４　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。

５　支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（代議員の選出方法及び公告）

第５条　本支部は、定款第６条第３項及び代議員選挙規程第６条の定めにより、代議員を選出

するため支部正会員による代議員選挙を行う。

2　本支部は、代議員選挙規程第７条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。

3　支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面や電子メール等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員の区分及び選出母体）

第６条　本支部は、支部選出代議員及びその選出母体を以下のとおり二つに区分する。

(1) 区分①：指定研修施設である歯科系大学又は医科系大学に勤務する者

(2) 区分②：一般診療施設又は総合病院等に勤務する者

（代議員定数の配分）

第７条　本支部の代議員定数は、各所属区分の正会員数及び選出母体の活動実績等に応じて、以下のように配分する。

①：九州歯科大学；３名、九州大学歯学部；４名、福岡歯科大学；３名、長崎大学歯学部；２名、鹿児島大学歯学部；２名、佐賀大学医学部他；１名、計１５名

②：区分②に所属する代議員は各県に１名以上配布する.
福岡県；６名、佐賀県；２名、長崎；２名、熊本県；４名、大分県；３名、宮崎県；２名、鹿児島；２名、沖縄県；２名、計２３名

2　前項各号に基づく各県の配分数については、支部役員会が発議し、改選年の支部代議員会において承認を得るものとする。

（代議員選挙立候補及び届け出）

第８条　第４条第２項及び第３項に定める資格を有する者は、代議員選挙に立候補することができる。

2　支部正会員は、代議員立候補者を推薦することができる。ただし、推薦に際しては被推薦者の了承を得なければならない。

3　代議員選挙に立候補する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補届」を提出しなければならない。

4　代議員選挙の立候補者を推薦する者は、定められた期日までに、支部選挙管理委員会に所定の「支部代議員選挙立候補者推薦書」を提出しなければならない。

（立候補者名簿の作成・公告及び異議申し立て）

第９条　支部選挙管理委員会は、代議員選挙立候補者について速やかに資格審査を行い、選出母体ごとに代議員選挙立候補者名簿を作成する。

2　支部選挙管理委員会は、立候補受理の個別連絡はせず、届け出締め切り後に代議員選挙立候補者名簿を本支部ホームページ等により支部正会員に公告するものとする。

3　支部正会員は、代議員選挙立候補者名簿について、支部選挙管理委員会に異議申し立てすることができる。

４　支部選挙管理委員会は、異議申し立てを受理した場合、速やかに当該異議について審議し、裁定するものとする。

５　支部選挙管理委員会は、当該異議申し立てについて、中央選挙管理委員会に諮問することができる。

（代議員選挙の方法）

第10条　代議員は、区分①においては大学ごとに、区分②においては県ごとに、選挙人の投票により選出する。

２　代議員の立候補者数が第７条第２項に基づく配分数を超える場合、支部選挙管理委員会は、当該県の代議員選挙投票用紙を作成して選挙人に送付し、選挙を実施する。

３　代議員の立候補者数が第７条第２項に基づく配分数と同数の場合、支部選挙管理委員会は、前項の選挙は実施しない。

４　代議員選挙は、無記名記号式投票とし、郵送等により実施する。

（代議員選挙当選人の決定及び報告）

第11条　代議員選挙の当選人は、得票数の多い順に決する。得票数が同数の場合は、会員歴の長い候補者を当選人と決する。なお、会員歴が同年の場合は、年長者を当選人とする。

２　前条第３項の場合、当該立候補者を当選人と決する。

３　支部選挙管理委員会は、代議員選挙規程第８条に基づき、選挙終了後速やかに代議員当選人の名簿を中央選挙管理委員会へ提出する。なお、提出書類には、有効投票数及び投票結果を記載するものとする。

（補則）

第12条　この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

２　この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

附　則

１　この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日（平成２２年１１月１１日）から施行する。

２　この規程は、平成２９年３月１２日に一部改正し、同日から施行する。

３　この規程は、令和３年２月１４日に一部改正し、同日から施行する。

４　この規程は、令和３年１０月２４日に一部改正し、同日から施行する。